

令和元年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9	6	金	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議			
	7	土	休 会			
	8	日	休 会			
	9	月	本会議（2日目） ・一般質問（7人）			
	10	火	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会			
	11	水	常任委員会			
	12	木	休 会			
	13	金	休 会			
	14	土	休 会			
	15	日	休 会			
	16	月	休 会		敬老の日	
	17	火	休 会			
	18	水	休 会			
	19	木	休 会			
	20	金	休 会			
	21	土	休 会			
	22	日	休 会			
	23	月	休 会		秋分の日	
	24	火	休 会			
	25	水	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	26	木	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	27	金	本会議（最終日） ・常任委員長報告 ・議案審議 ・議案上程 ・議案審議 ・発委（意見書の提出） ・報告 ・議員派遣の件 ・閉会中の継続調査の件 ・閉会			

令和元年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和元年 9月 6日

閉会 令和元年 9月27日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案48	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和元年度さつま町一般会計補正予算（第3号））	R1. 09. 06	R1. 09. 06	承認	—
49	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について	〃	〃	原案可決	—
58	令和元年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	〃	可決	—
59	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
60	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	〃	—
50	さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	〃	R1. 09. 27	原案可決	総務厚生
51	さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について	〃	〃	〃	文教経済
52	さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
53	さつま町税条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
54	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
55	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	2委員会
56	令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	総務厚生
57	令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	文教経済
発委1	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	R1. 09. 27	〃	〃	—
報告6	平成30年度さつま町一般会計継続費の精算報告について	〃	〃	報告済	—
7	平成30年度健全化判断比率の報告について	〃	〃	〃	—
8	平成30年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
	議員派遣の件	R1. 09. 27	R1. 09. 27	決 定	
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	〃	

令和元年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月6日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和元年度さ つま町一般会計補正予算（第3号））	6
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 条例の整備に関する条例の制定について	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に ついて	8
（提案理由説明）	
議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について	8
（提案理由説明）	
議案第52号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第53号 さつま町税条例等の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	8
（提案理由説明）	
議案第56号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	8
（提案理由説明）	
議案第57号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	9
（提案理由説明）	
議案第58号 令和元年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結 について	11
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	

議案第 59 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 3
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 60 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 3
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
散 会	1 4

○ 9 月 9 日 (第 2 日)

一般質問表	1 5
会議を開催した年月日及び場所	1 8
出欠席議員氏名	1 8
出席事務局職員	1 8
出席説明員氏名	1 8
本日の会議に付した事件	1 9
開 議	2 0
一 般 質 問	2 0
上久保澄雄議員	2 0
小・中学校の再編に伴う現況と課題等について	
高齢者の運転免許証自主返納について	
法定外公共物の管理について	
田野 光彦議員	3 0
学校教育の充実と進路指導について	
有害鳥獣被害対策について	
岸良 光廣議員	4 1
行政改革について	
上圀 一行議員	5 2
外国人就労者の受け入れについて	
川口 憲男議員	5 6
予算編成の取り組みについて	
朝倉 満男議員	6 3
少子化対策について	
町道の維持管理について	
岩元 涼一議員	6 6
農業政策について	
高速大容量通信網の整備について	
散 会	7 5

○ 9 月 10 日 (第 3 日)

会議を開催した年月日及び場所	7 7
出欠席議員氏名	7 7
出席事務局職員	7 7
出席説明員氏名	7 7
本日の会議に付した事件	7 8

議案付託表	7 9
開 議	8 1
議案第 5 0 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	8 1
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 1 号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について	8 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 2 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	8 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 3 号 さつま町税条例等の一部改正について	8 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 4 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	8 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 5 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算(第 4 号)	8 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 6 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)	8 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 7 号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算(第 1 号)	8 5
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	8 5

○9月27日(第4日)

会議を開催した年月日及び場所	8 7
出欠席議員氏名	8 7
出席事務局職員	8 7
出席説明員氏名	8 7
本日の会議に付した事件	8 8
開 議	8 9
議案第 5 0 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	8 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 1 号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について	8 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 2 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	8 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 3 号 さつま町税条例等の一部改正について	8 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 4 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	8 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 5 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算(第 4 号)	8 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 6 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)	8 9

(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 57 号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算(第 1 号)	89
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 61 号 平成 30 年度さつま町歳入歳出決算の認定について	96
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 62 号 平成 30 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	96
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
発委第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	100
(趣旨説明省略・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 6 号 平成 30 年度さつま町一般会計継続費の精算報告について	101
(内容説明・質疑)	
報告第 7 号 平成 30 年度健全化判断比率の報告について	101
(内容説明・質疑)	
報告第 8 号 平成 30 年度資金不足比率の報告について	101
(内容説明・質疑)	
議員派遣の件	102
(決定)	
閉会中の継続調査の件	102
(決定)	
閉 会	102

令和元年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

令和元年 9月 6日

令和元年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和元年9月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 上 圀 一 行 議員	2番 上久保 澄 雄 議員
3番 三 浦 広 幸 議員	4番 柏 木 幸 平 議員
5番 米 丸 文 武 議員	6番 田 野 光 彦 議員
7番 舟 倉 武 則 議員	8番 岩 元 涼 一 議員
9番 朝 倉 満 男 議員	10番 岸 良 光 廣 議員
11番 新 改 幸 一 議員	12番 宮之脇 尚 美 議員
13番 川 口 憲 男 議員	14番 森 山 大 議員
15番 新 改 秀 作 議員	16番 平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 原 田 剛 志 君
税 務 課 長 下 田 良 二 君	町民環境課長 丸 田 忠 君
高齢者支援課長 有 村 哲 君	子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君
農 政 課 長 四 位 良 和 君	耕地林業課長 野 田 真一郎 君
建 設 課 長 小永田 浩 君	水 道 課 長 三 角 芳 文 君
消 防 長 田 中 俊 朗 君	教育総務課長 中 間 博 巳 君
学校教育課長 界 敏 則 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和元年度さつま町一般会計補正予算（第3号））
- 第 6 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 8 議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について
- 第 9 議案第52号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第53号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第11 議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第12 議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第56号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第57号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第58号 令和元年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第16 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和元年第3回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、岩元涼一議員及び9番、朝倉満男議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月27日までの22日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について報告します。

監査委員から例月出納検査及び令和元年度学校備品監査の結果について報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議案番号についてですが、令和元年第2回さつま町議会定例会において、議案番号の重複がありましたので、訂正したことを御報告させていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りをいたしているところであり

ますが、この中で、6月20日の川内税務署長からの感謝状贈呈式及び7月10日のテックス株式会社を初めとすることしの企業立地協定の状況について、8月6日の北薩空港幹線道路整備促進期成会の中央要望について、また資料にはございませんけれども、特定健康診査の受診率について及び鶴田ダムのインフラを活用した観光振興について、補足して御報告を申し上げます。

まず、6月20日の川内税務署長からの感謝状贈呈式についてであります。納税者から市町村に提出をされました所得税等の確定申告については、平成29年1月から税務署へ申告書のデータによる引き継ぎが可能となったところでございますが、これによりまして、納税者にとりましては、還付金の早期還付及び源泉徴収票等の添付が省略できると、こういったメリットがございます。

また、税務署や市町村におきましては、申告書類の紛失といったような重大なリスクの回避が期待をできるというシステムになっております。

本町におきましては、いち早くこの平成30年分の所得税等の確定申告に当たりまして、税務課職員が積極的に申告書のデータ引き継ぎを行い、住民サービスの向上並びに国及び町の行政効率化に努めたことが高く評価されまして、川内税務署長が役場においての上、直接感謝状の贈呈を受けたものであります。

次に、ことしの企業立地協定の状況についてであります。

ことしに入りまして、これまで次の8社と立地協定を締結をいたしております。

まず、2月4日の株式会社井川産業、事業内容は一般機械・部品等の製造による工場増設でございます。

次に、3月29日の株式会社片桐工作所、事業内容は自動車関連精密部品等の製造によります工場増設であります。

次に、4月19日の株式会社サトウ精工、事業内容は精密機械部品、医療機器部品及び治工具製作によります工場増設でございます。

次に、5月10日のカイケンコーポレーション株式会社、事業内容は音響熟成木材のプレカット加工及び増産による工場増設であります。

次に、7月10日のテックス株式会社、事業内容は型製品のアルマイト処理、アルミニウム表面に陽極酸化皮膜をつくる処理の関係でございますが、これに対応するための設備の導入であります。

次に、7月25日の株式会社初穂、事業内容は無洗米製造・販売による工場増設であります。

次に、8月16日の株式会社鹿児島ハイテク、事業内容は半導体部品製造等によります工場増設であります。

次に、8月28日の有限会社ウチムラ、事業内容は精密板金加工等による工場新設でございます。

以上、8社の投資額の総額は16億9,500万円ということでございまして、新規雇用の人数というのは総数で66名が見込まれているところでございます。

これによりまして、地域における新たな雇用の創出はもとより、地域経済の発展に大きく貢献をするもので、大変ありがたい状況でございました。これからのそれぞれの工場の発展が期待をされるところでございます。

今後におきましても、若干のまた立地の動きもございますけれども、これからもこの動向を見きわめまして、お互いに情報交換を行いながら、町として積極的な支援に努めてまいる所存でございます。

次に、8月6日の北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望についてでございます。

4市2町の期成会を組織いたして、私がその会長を務めておりますけれども、国の来年度予算の概算要求を前にいたしまして、関係の期成会員25名をもちまして、全線の早期完成の要望活動を実施をいたしました。

これまでの道路整備につきましては、1つ目に要望としましては、鹿児島空港から北薩空港道路間及び広瀬道路から泊野道路間のいわゆる未整備区間の早期完成を図っていただいて、全線の完全な開通をお願いを申し上げたところでございます。

2つ目につきましては、道路関係の予算の確保というのが大事でございますので、この予算が長期的に安定的に確保されるようにということで、特に、この令和2年度の予算規模の拡大を要望をいたしました。

3つ目に、本道路を重要物流道路に指定をしていただきたいということで、国のほうが今いろいろと計画を立てております重要物流道路、これに指定をしていただきたいということで、早期整備をまたお願いをいたしたところでございます。

特に、この本路線につきましては、日本一の出荷を誇っております養殖ブリの長島のブリの関係、それから、さつま町のプラグの世界への輸出関係もございまして、そういったことを挙げながら要望をいたしたところでございます。

以上の項目につきましては、国土交通省のトップであります事務次官、それから道路局長、道路局の次長、官房審議官、財務省の主計局主計官、それぞれに直接面談をいたしまして、要望をいたしてまいりました。

もちろん、県の選出国会議員の先生方にもそれぞれ要望を行ったところでございます。

次に、特定健康診査の受診率についてでございますが、本町は、国民健康保険事業における特定健康診査受診率と特定保健指導率につきましては、70%以上ということで、独自の目標を掲げて取り組みを進めてきております。

本年、厚生労働省におきましては、平成29年度における特定健診につきまして、個別の保険者ごとの受診率を全国的な動向につきまして、初めて公表をいたしております。

この中で、全国の保険者平均は53.1%でございますけれども、さつま町の特定健診受診率は71.6%と高い数値でございます。これにつきましては、県内のトップでございます。さらに、全国の町村の中では第10位というランクづけとなりまして、厚生労働大臣より顕著な実績団体として認定をされ、謝意をいただいたところでございます。

これも保健福祉課職員の積極的な取り組みと区公民館長、公民会長、健康づくり推進員などの皆様方の各地域でのまた御協力のたまものでもございます。今後も引き続き、受診率70%を目標としまして、特定健診への受診勧奨等に取り組みますとともに、自分の健康は自分で守るということで、健康さつまポイント事業の推進、あるいは介護予防と地域づくりを兼ねた、ころばん体操教室の推進を図ってまいりたいと思っております。

最後に、鶴田ダムのインフラを生かした観光振興についてでございます。

このことについては、本年3月の定例会の冒頭の中で町長報告で申し上げたところでございますが、国土交通省がダムや橋を見学する2020年に向けた「インフラツーリズム魅力倍增プロジェクト」の企画に、鶴田ダムも候補にさせていただくようにダム管理事務所や九州整備局のほうに働きかけをいたしておりましたところ、先々月、7月の13日の南日本新聞に掲載をされましたとおり、国土交通省管理ダム566カ所まあ全国のダムにはまだ一千数百カ所ありますけれども、国交省の直接の管理ダムというのは566カ所ございますけれども、そのうちモデルとして全国5地区の一つにこの鶴田ダムが選定をいただきました。

これにつきましては、国の事業によりまして、旅行会社によるモデルコースの検討などを初め

としまして、インフラツアーの形成による地域のいろんな観光地との結びつきとの計画をしていただきまして、観光ルートと、そういうことの観光振興にこれから期待をされているところでございます。

早速、今月の13日にはインフラツアーということで、県外の女子大学の教授や学生さんたちがおいでをいただきまして、いろいろと意見交換をする機会をしているところでございます。これはもちろん、管理事務所、いわゆる鶴田ダム管理所の主催によって行われるところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第48号 専決処分の承認を求めること について（専決第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて」でございます。

これは、令和元年度さつま町一般会計補正予算（第3号）につきまして、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和元年度さつま町一般会計補正予算（第3号））」内容について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これからただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○宮之脇尚美議員

今回の北薩2号の林道の災害であります。配付されました資料によりますと、深層崩壊ということで、かなり深刻な災害じゃないかというようなふうに思いますが、これらについても当然今回が調査と、それから測量設計ということでもありますけれども、1,900万円でいったらかなりな額になってくるというふうに思うところであります。

まず、この深層崩壊の深さというのはどの程度だったのか。ここに若干説明をしてあるようではありますが、幅が約2メートル、法長が30メートル、直高が20メートルということですが、深さとしてはどの程度だったのか、どの部分なのか、説明をお願いいたします。

○耕地林業課長（野田真一郎君）

ただいまの御質問の件ですが、今表面しか見えておりませんので、今回ボーリング調査等行いまして、その深層部分、また深さのところの水位が上がっている部分とか、そういうところを今回のボーリング調査で行う予定としておりますので、現在では深さについては把握しておりません。

○宮之脇尚美議員

判りました。今後、測量の段階で明確になるだろうということではありますが、もう1点だけ、今回この経費として繰越金を充当してありますが、これについては補助の対象とならないのか、説明をお願いします。

○耕地林業課長（野田真一郎君）

最終的には補助の対象となる見込みであります。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」は、承認されました。

△日程第6「議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第6「議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の

整備に関する条例の制定について」であります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、関係条例の一部を改正をしようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これからただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第7「議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、日程第8「議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について」、日程第9「議案第52号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第10「議案第53号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第11「議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第12「議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第13「議案第56号 令和元年度さつ

**ま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」、日程
第１４「議案第５７号 令和元年度さつま町上水道事業
会計補正予算（第１号）」**

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第７「議案第５０号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から日程第１４「議案第５７号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」までの議案８件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第５０号から議案第５７号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第５０号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」であります。

これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定の整備に伴い、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、「議案第５１号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について」であります。

これは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されることから、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第５２号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

これは、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第５３号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第５４号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第５５号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第４号）」であります。

これは、地域振興費に要する経費及び保育所運営費、農地・農業用施設災害復旧費、諸費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億１，９８７万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２８億３，８３８万７，０００円とするものであります。

次に、「議案第５６号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」についてであります。

これは、償還金及び一般会計繰出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１３９万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５億５，９１８万７，０００円とするものであります。

最後に、「議案第５７号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」であります。

これは、営業費用及び営業外費用並びに建設改良費の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出に６９万８，０００円を追加し、収益的支出の総額を４億２，８０３万１，０００円にしようとするものであります。

また、資本的収入及び支出において、資本的支出に3,240万円を追加し、資本的支出の総額を1億9,011万6,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○学校教育課長（界 敏則君）

「議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

「議案第52号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（下田 良二君）

「議案第53号 さつま町税条例等の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（田中 俊朗君）

それでは、「議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（有村 哲君）

それでは、「議案第56号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第57号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、9月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

ここで、しばらく休憩いたします。再開は、おおむね10時50分とします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時48分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第15「議案第58号 令和元年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「議案第58号 令和元年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第58号 令和元年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車の購入につきまして、去る7月の26日入札を執行いたしましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（田中 俊朗君）

それでは、「議案第58号 令和元年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○宮之協尚美議員

先般も若干御質問したところでありますが、今回水槽つきということで計画をされております。

先般の新聞だったのでしょうか、ミキサー車を活用いただくということで、協定をされたということ伺ったんですが、ミキサー車の稼働の範囲というのは、こちらの緊急の場合の要請に応じてすぐ対応ができる体制にあるのかどうか、それは向こうの仕事の都合もあると思うんですが、そこら辺はどのようにになっているか、お伺いします。

○消防長（田中 俊朗君）

ただいまの御質問についてですけど、コンクリートミキサー車の対応についてということでございますけれども、昨年度、生コンの組合の方々と協定を結ばせていただきまして、緊急時、大規模な災害発生時の消火用水等の確保ということで、協定を締結してございます。

これにつきましては、先方の業務に支障のない範囲で協力をいただくということで協定をしてございまして、当然、ほかの業務で使用されているときには、要請をしても活動ができないということですけども、そこは組合のほうといたしましても、積極的な協力もしたいということもお返事もいただいておりますので、活用をしたいと考えているところでございます。

車の大小もございまして、規模に応じて消防本部のほうから要請をして対応していただくと

いうことになろうかと思います。

以上でございます。

○宮之脇尚美議員

コンクリートのそういう組合との協定の締結ということになるかと思うんですが、臨機応変に対応するということですが、そのほかにも町内に建設業を営んでいる方がいらっしゃると思うんですが、業者によっては水槽付きの散水車を持っていらっしゃることもあるようですが、そういうところとの協定というのは考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○消防長（田中 俊朗君）

リース会社の方が散水車等をお持ちのところもあるようですが、現在のところ、そういったところの活用については検討していないところです。今後、必要があればまた、民間業者等のそういったタンク車の活用も検討していきたいと考えております。

○宮之脇尚美議員

業者が独自で持っているところもありますので、そこら辺についてはまた調査の上、できればそういう協力をいただくという必要があるかと思えます。

それと、あわせて林地・林野火災の場合なんかに、今年度でもよろしいんですが、どうしても水利がないところで発生件数と、どうしても水利がとれなかったところ、そこら辺の件数は把握をしていらっしゃるでしょうか、説明をお願いします。

○消防長（田中 俊朗君）

林野火災、山林火災等の水利の問題でございますけれども、とれない、現状のところ長距離の中継体制を考えているところですが、それでもとれない困難な場合はもう人力で入っていくしかない、あとは昼間であれば防災ヘリコプターや自衛隊等の要請をしまして、空中消火等々も考えられると考えております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにごいませんか。

○新改 幸一議員

今回のこの契約金額4,504万5,000円ということで契約金額なんですが、消費税絡みはどんなふうに、契約が、車の納入というのは来年の2年度ということなんでしょう、消費税の関係はもうこの金額で、8%の状態の消費税の、上がった、10%に上がったそういうまた、消費税は別個に考えなくてはならないのか、そこあたりはどんなふうな契約なんですか。

○消防長（田中 俊朗君）

消費税につきましては、10%で契約をしてございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

静粛に願います。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第58号 令和元年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は、可決されました。

△日程第16「議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦
について」、日程第17「議案第60号 人権擁護委員
候補者の推薦について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第16「議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第17「議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第59号及び議案第60号、2件につきまして一括して提案理由を申し上げます。

まず、「議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、貴島晃人氏が令和元年12月31日付をもって任期満了となることに伴い、新たに今東秀嗣氏を推薦しようとするものであります。

次に、「議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、山元伸一氏が令和元年12月31日付をもって任期満了となることに伴い、新たに栗野明男氏を推薦しようとするものであります。

以上、2件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

続きまして、「議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これからただいまの議案2件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案２件は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案２件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから順次、討論、採決を行います。

まず、議案第５９号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。「議案第５９号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５９号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

次は、議案第６０号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。「議案第６０号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第６０号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。９月９日は午前９時３０分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前１１時０４分

令和元年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

令和元年 9月 9日

令和元年第3回定例会一般質問
令和元年9月9日（第2日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(2) 上久保 澄雄	1 小・中学校の再編に伴う現況と課題等について (1) 学校規模適正化計画に基づく、第一次計画実施に伴う小・中学校の再編に対する効果・課題等をどのように分析され、また、問題等に対しどのような対応等検討がなされているものか伺う。 (2) 第2次学校再編計画の実施に向けた具体的な取り組みの状況について伺う。 2 高齢者の運転免許証自主返納について (1) 本町における高齢者の自主返納状況と事故発生状況について伺う。 (2) 自主返納者に対する支援策やメリット制度を創設する考えについて伺う。 3 法定外公共物の管理について (1) 里道・水路等の維持管理に対する、直接的な管理者としての町の役割と対応について伺う。
2	(6) 田 野 光 彦	1 学校教育の充実と進路指導について (1) 学校施設については空調設備の設置等も進み、児童・生徒の学習環境はかなり良くなっていると思われる。知識を豊かにし知能を高める知育について、これまでの取り組み状況と今後どのように推進しようと考えているのか伺う。 (2) 薩摩中央高等学校の定員充足率はかなり低い状況となっているが、高校を維持存続させるためにも定員充足率を上げていく必要があると思うが、どのように考えているか。 また、中学校での進路指導や対策はどのようになされているのか伺う。 2 有害鳥獣被害対策について (1) 各地で有害鳥獣被害について聞くが、ここ数年の被害の実態はどのようになっているか。また、この実態をどのようにとらえ、対策を講じていくのか伺う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		(2) 高齢化により猟友会等に所属する人数は少なくなっていると思われるが、今後の対策をどのように考えているか。また、本町で専門の有害鳥獣捕獲隊員を直接確保することはできないのか伺う。
3	(10) 岸 良 光 廣	1 行政改革について (1) 包括的民間業務委託について今後どのように考えているのか伺う。 (2) 人口減少と役場職員数の推移を今後どのように考えているのか伺う。
4	(1) 上 圀 一 行	1 外国人就労者の受け入れについて (1) 外国人就労者に対して企業と情報交換を行い、生活環境への対策に取り組むこととされているが、どこまで進んでいるのか伺う。 (2) 外国人就労者にどのようにしてさつま町へ来ていただくのか、具体的な方策を伺う。 (3) 普通交付税の縮減、人口減による町税等の減少など、自主財源の確保が非常に厳しい状況であるが、外国人就労者に来ていただくことで町税等の減少が少しでも解消されるのではないかと伺う。今後、どのような取り組みをされるのか伺う。
5	(13) 川 口 憲 男	1 予算編成の取り組みについて 厳しい財政状況の中、人口増・生徒増を図るため、各種支援策が行われてきている。 次の2点について、町長の考えを伺う。 (1) 薩摩中央高等学校振興対策事業費が令和2年度には減額の考えだが、今後どのような取り組みを行っていくのか。 (2) 各種支援事業の中で、運営上厳しい団体等への支援策について今後どのように考えているのか。
6	(9) 朝 倉 満 男	1 少子化対策について 少子化対策について種々の政策がなされているが、その成果と今後の対策について伺う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		2 町道の維持管理について 現在、町道管理が道路整備班 2 班と外注委託によって行われているが、管理が行き届いていない箇所が見受けられる。維持管理の状況と対策について伺う。
7	(8) 岩 元 涼 一	1 農業政策について 中山間地域等直接支払制度は来年度から 5 期対策が始まるが、全国的には継続を希望せず辞退する組織が増える傾向にある。本町でも取り組みを躊躇している組織があるように聞くが、その要因は何か。また、継続するための対策についての考えを伺う。 2 高速大容量通信網の整備について 光ケーブルの整備については、今年度で計画を策定し、3～4 年を目途に整備していくとされている。これまで多額の予算を伴うことを理由に整備が進んでいなかったが、今回の計画で整備が可能なのか。また、どの程度の予算を見込んでいるのか伺う。

令和元年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和元年9月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 上 圀 一 行 議員	2番 上久保 澄 雄 議員
3番 三 浦 広 幸 議員	4番 柏 木 幸 平 議員
5番 米 丸 文 武 議員	6番 田 野 光 彦 議員
7番 舟 倉 武 則 議員	8番 岩 元 涼 一 議員
9番 朝 倉 満 男 議員	10番 岸 良 光 廣 議員
11番 新 改 幸 一 議員	12番 宮之脇 尚 美 議員
13番 川 口 憲 男 議員	14番 森 山 大 議員
15番 新 改 秀 作 議員	16番 平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 原 田 剛 志 君
子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君	農 政 課 長 四 位 良 和 君
ふるさと振興課長 市 来 浩 二 君	建 設 課 長 小永田 浩 君
教育総務課長 中 間 博 巳 君	学校教育課長 界 敏 則 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、2番、上久保澄雄議員の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○上久保澄雄議員

それでは、おはようございます。通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

まず、1項目の小・中学校の再編に伴う現況と課題等についてであります。

1番の学校規模適正化計画に基づく、第一次計画実施の関係であります。

町においては、学校規模適正化計画に基づきまして、第一次計画として平成28年4月に14校ある小学校のうち、小学校7校が盈進小学校と柏原小の2校に再編されたところであります。再編後3年を経過したわけでありますが、その効果、課題等どのように分析をしておられるかお伺いをいたします。

また、中学校の再編につきましては、平成31年4月に4校が宮之城中学校の位置に再編になりましたが、再編されてまだ半年あまりでもありまして、効果、影響等詳細な分析は難しいとは思いますが、現時点において把握されている範囲の内容で結構でございますので、お伺いをいたします。

なお、中学校の再編当初におきましては、通学手段について保護者の方々から通学バスが計画どおり利用できないなど、改善に対する要望等をお聞きしたところでありますが、これらの点につきましても、状況、対応等についてお伺いをいたします。

次に、（2）の第二次計画の実施に向けた具体的な取り組みの状況についてであります。第二次再編計画によりますと、第一次計画に次ぎ、令和4年4月には鶴田小学校と流水小学校が1校に、また、求名小、永野小、中津川小の3校はそれぞれ1校に再編されることとなります。既に鶴田小と流水小につきましては、新しい学校の位置を旧鶴田中学校跡に置くことで、関係者間における合意が得られておりまして、平成31年度当初予算において、旧鶴田中学校の整備に関する委託料を含め、再編準備事業費が計上されたところであります。計画どおりの開校までの検討、準備等に残された期間は約2年半となりますが、この間においてソフト、ハード両面における検討がなされていくこととなりますけれども、学校の名称や校舎の整備を初め、通学路の問題など検討すべき極めて重要な問題が山積しております。

そこで、先ほど申し上げました限られた期間内に児童、保護者を含む関係者の意見等をどのように把握し、対応されていく考えであるかお伺いをいたします。

次は、2項目めの高齢者の運転免許証自主返納についてであります。

本町における高齢者の自主返納状況と事故発生状況についてであります。本年4月には次々と車に衝突した上、猛スピードで交差点に進入した運転者と同乗者が死亡、7人の方がケガをされ

ており、また6月には急発進による事故が発生するなど、最近高齢者の運転による交通事故が多発しておりまして、そのたびに尊い人命が失われております。

決して高齢者の方だけが交通事故を起こしているわけではありませんけれども、報道等による内容を見ておりますと通常では理解しがたい内容、状況がありまして、やはり年齢が関係する部分もあるものと思わざるを得ないところであります。

平成17年3月に道路交通法が改正されまして、主に高齢者が運転免許証を更新する際に認知機能検査を受けなければならなくなり、法律の強化がなされてはおります。その結果、認知症の恐れがあるとして判断された方々の約4割が免許更新を断念されているようでもあります。また、警視庁は来年度高齢者の運転能力チェックをする実車試験の実証試験を行うとしてもおります。そこで、本町における自主返納の状況と交通事故発生状況についてお伺いをいたします。

次は、2項目めの自主返納者に対する支援策やメリット制度を創設する考えについてです。他自治体におきましては、タクシー料金の割引や公共交通機関の乗車料金の割引、また商店街の協力により買い物料金の割引など、さまざまな取り組みがなされておるようであります。長い間車の運転をし、自分のライフスタイルに合わせ、自由に行動をしてこられた方々にとりましては、車が使用できなくなることで、日常の生活に大きな支障が生じてくることになるわけで、特に交通機関や商店街、医療機関等からの程遠い地区に居住されている方々にとりましては極めて深刻な問題となり、自主返納は相当の覚悟をもった英断になると考えます。

そこで、交通問題を初め、メリット制度の導入に対する考え方を伺います。

最後は、3項目めの法定外公共物の維持管理についてであります。里道・水路等の維持管理に対する直接的な管理者としての町の役割と対応についてであります。

法定外公共物、いわゆる各法律の適用を受けない道路河川等がありますが、一般的には赤線、青線と言われておりますけれども、その多くは国の財産として管理がなされておりましたが、平成16年度までに市町村への譲与がなされたところでありまして、現在は県で行っていた財産管理等を市町村が行うこととなっております。そこで、本町における状況はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

第1回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

おはようございます。

上久保澄雄議員から小・中学校の再編に伴う現状と課題等についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

初めに、1点目の、小学校の第一次再編につきましては、議員御案内のとおり、平成28年4月に実施され、既に3年が経過したところであります。当初は小規模校から児童たちが慣れないバス通学や人数の多さなどでいろいろと戸惑うのではないかと心配しておりましたが、極めてスムーズに新しい学校生活に溶け込むことができたのではないかなというふうに思っています。

まず、その効果といたしましてですが、大人数で授業を行うことによって自分の考えを持ち、多様な考え方に触れ、協力して解決する学び、これを行うことで思考力、表現力が高まり、これにより学力も向上してきております。特に、理科や音楽などでは専科の教員から授業を受けることができ、より専門的な指導により、学習活動が充実をしてきております。また、教職員も人数が増えたことによりまして、それぞれの指導技術や経験を生かした教員相互の研修が行われ、研究授業や相互の授業参観と教員自身も学び高め合う土壌が育ってきつつあるのではないかなという

ふうと考えております。

P T A活動におきましても、保護者が増えたことで役割が分担をされ、負担軽減にもつながり、会員相互が協力して活動に取り組むことにより、P T A活動が円滑に推進されているようであります。

一方、課題といたしましては、児童の地域活動への参加が以前に比べて減少しているような状況があります。学校といたしましては、地域活動に参加するよう子供に呼びかけておりますが、少年団活動等への参加などから参加率が伸びていないというふうに向っております。そこで、地域との連携を深めるために、学校では公民館長と語る会や地域P T Aを開催したり、地域行事や懇親会などの機会を捉えて情報交換を行ったりしております。また、学校評議員会において、旧校区の評議員との連携を図り、地域行事への児童の参加を促すなど対応をしております。

次に、中学校の再編についてであります。本年4月に新生宮之城中学校が開校いたしまして、今5カ月が経過したところであります。全校生徒数506名、特別支援学級3学級を含めまして16学級、県下212校中24番目の規模の学校であります。県内の学校関係者の注目を集めている状況であります。

まず、効果につきましては、生徒数が増えたことで、これまでより大きな集団の中で自己の役割を認識して生活することやよりよい人間関係を構築するなど、より一層の社会性が身に着くことが期待されています。また、授業においては多様な考えに触れたり考えを深めたりすることを通して授業が活性化され、今後一層の学力向上につながっていくものと期待しているところであります。部活動におきましては、仲間意識と競争心が芽生え、よりレベルの高い活動が実践され、地区や県の総合体育大会を初め、諸大会において素晴らしい成果を残しているところであります。

一方、課題といたしましては、小規模校からの保護者の中には、生徒が増えることで先生と触れ合う機会が少なくなり、きめ細やかな対応や配慮が少なくなることを心配される方もおられるようです。そこで、授業におきましては、生徒主体の授業展開の工夫改善を図り、丁寧に声かけするなどして個に応じた指導やわかりやすい授業、わかる授業の実践に努めてまいります。また、社会問題となっている不登校やいじめ問題につきましても、大変重要な課題であるというふうに向っております。生徒の変容や見取り、学校と保護者、関係機関との連携に努めてより積極的な指導に努めてまいります。

特に、本年度、校内にこれまで教育相談室というものがあつたんですが、それに加えて相談員やスクールソーシャルワーカーが常駐することができるふれあいルームというものを新設しました。これによって、個々の生徒にきめ細やかに対応するとともに保護者との連携に努めているところであります。そのほか、生徒数の増加により合唱コンクール、P T A総会等の行事が学校で開催できなくて、学校以外での開催となりましたことにつきましては、今年度の状況等を踏まえながら検討してまいりたいというふうに向っております。

また、通学のバスの関係ですが、当初通学路線上の乗車予定人数、バスの定員数を調査して、全員が乗車できることを確認して計画を進めてまいりましたが、民間バス1社の2路線において厳しい状況が出てまいりまして、具体的には宮之城大口、薩摩中央高校線であります。この2路線は、出発点は異なります。267号線の樟ヶ谷駅から出発するバスと504号線の永野駅から出発する2便がありますが、途中からのほとんどが重複する期間であります。具体的には、求名から長岡原のところまでが重複する期間であります。停留所ごとに約10分間の間隔があります。生徒はこの2便に分乗して登校しております。当初は2便への生徒の振り分けがスムーズにいかなかったことや座席の有効活用が図られていなかったこと、つまり二人がけのところ1人かけて、1つが空いているというような状況など。あるいは、生徒1人当たりの荷物が多い

こと等により、一部乗車できないという生徒があったため、万が一の場合を考慮して予備車両をバスの後ろから走らせて対応した期間がありました。ただ、分乗する生徒の振り分けやバス乗車のあり方等について学校からの指導等もあり、現在は全員が乗車できておりますが、立っている生徒数やバスの混み具合に差異が見られるようであります。

このことから、以前よりバス運行会社に車両の大型化をお願いしておりましたが、2学期から2台とも77人乗りだと思っておりますが、2台とも大型になりました。この2台を利用する生徒数は約80名ですので、今後とも2便の乗車人数等の調整を図ることで、これまでよりはゆとりを持った乗車ができるものと思われまます。

今後におきましても、学校、バス会社と連携を図りながら、課題解決に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目の第二次学校再編計画の実施に向けた具体的な取り組みの状況についてであります。

小学校の第二次再編計画といたしましての流水小学校と鶴田小学校につきましては、議会の議決を経まして、令和4年4月から旧鶴田中学校跡地に再編することになっております。この再編に関する具体的な準備を進めるため、再編準備委員会を設置することとしておりますが、委員会を設置する前に、流水小学校及び鶴田小学校のPTAの皆さんへのこれまでの経過報告や今後の計画等を説明しておく必要があると考えたことから、今年5月に説明会を実施しました。これを踏まえまして、6月27日にさつま町立流水・鶴田小学校再編準備委員会を設置し、これまでに2回の委員会を開催したところであります。その中で、設置要綱、今後のスケジュール、委員会の運営等について承認をいただき、基本的な事項に関する委員間の共通認識ということで確認をいただいたところであります。

また、委員会といたしましては、新たな校名の決定を最優先事項と考えておりまして、第2回の委員会において校名の決定方法について審議をいただき、いろんな意見が出される中で関係地域の方から公募を行い、その中から委員会において数点に絞り、さらに1点に決定するというような手順を踏むことになったところであります。

再編準備委員会のメンバーは学校長2名、PTA関係者4名、地域代表者3名の9名となっておりますので、各委員を通じてそれぞれの関係者への情報提供、また情報収集が図られることで保護者等からの要望、意見等が委員に反映されるものと考えております。このことを受けまして、委員会の中で検討すべき課題等について審議決定をしまいたいというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上久保議員の2問目の質問でございます高齢者の運転免許証の自主返納についての関係でございます。

まず、本町における高齢者の自主返納状況と事故発生状況についてでございますが、高齢化社会を反映をいたしまして、近年全国的なこととしまして、高齢者の交通事故の問題が取り上げられております。また、御指摘のように通常では考えられないような状況での痛ましい事故のニュースとかいろんな報道もなされているところでございます。非常にこういった情報に触れるたびに胸を痛めております。

免許証の返納者につきましては、ここ数年増えてきておりますが、暦年ごとに申し上げますと、平成26年52件、平成27年97件、平成28年88件、平成29年120件、平成30年139件ということでございます。それから、交通事故の状況でございますが、平成26年度の

この人身事故に係る全体の件数は73件ございますけれども、このうち高齢者に係る事故というのが36件、49%を占めております。それから27年、全体では88件のうち、56件、64%。それから、28年、78件、うち35件、45%。29年、56件、うち31件、55%。それから30年、40件、うち17件、43%。近年の交通人身事故の全体というのは、大幅に減少はしておりますけれども、やはりこの高齢者に関する事故の件数の割合というのは4割から5割を占めている現状でございます。

続きまして、高齢者の運転免許証の自主返納に関しまして、こういった自主返納者に対します支援策メリット制度を創設する考えはないかという御質問でございます。

さつま町におきましては、早くから交通専門指導員の配置をいたしております、幼児の皆さん方、あるいは小学校、中学校の児童生徒の皆さん方、そして高齢者の皆さん方まで非常に幅広い世代に対しまして年間を通じまして交通安全教室を開催いたしております。特に、地域高齢者クラブ、あるいはサロン、こういったところで高齢者に対する講座は専門員のアイデアと話し方で大変御講評をいただいております。年間スケジュールもいっぱい状況でございます。また、高齢者の事故発生件数に注目をいたしまして、交通安全教室などへの参加をされますと、ポイントを提供いたしております。6ポイントを確保されますとお楽しみ抽選会ということに参加ができるということにいたしております。高齢者交通安全メリット抽選会、これは毎年開催をいたしておりますけれども、今年度開催分で第20回を迎える、非常に歴史のある事業となっております。年度末を楽しみにされている高齢者の方々も大変多いところでございます。高齢者の交通事故に対する取り組みというのはこうして早くから力を入れてきた施策の1つであると考えております。

ところで、返納者へのメリットの部分でございますが、メリット抽選会におきましては、免許返納者は無条件でこの抽選会に参加できることといたしております。平成25年度からはこの公共交通の無料券10枚を交付するサービスを、この免許証の返納者を対象に公共交通の利用促進という面からも交付をさせていただいております。公共交通無料券というのは、今まで交通機関がないところについては、新しくこのデマンドタクシーとかそういうものを配置しまして、交通のこういう空白地帯がないように利便性を図ってきたところでございます。そういう取り組みもいたしてきておるところでございますが、特に、昨年10月からはドア・ツー・ドア方式ということに切り替えております。自宅から目的の病院なり、あるいはこの買い物に行けるように、無料券を使っていただければ1回200円という形で交付をいたしておるところである。非常にこのデマンドタクシーについては、最近こういうドア・ツー・ドア方式に切り替えたことによって利用も増えているところでございます。

それから、3番目の法定外の公共物の維持管理についてでございます。いわゆる、里道・水路についてでございますけれども、昔からこの生活及び農業者等のこの道路あるいは水路としまして、地域住民等にとりましてつくられております。公共の用に供して一種の地域の共有財産としての性格を有しておりますので、これについては明治の初期の地租改正に伴いまして、国有地とされてきたいきさつがございます。平成12年の4月にございましたとおり、地方分権の一括法によりまして国有財産でございましたこの里道・水路が平成17年3月末までに国から市町村に譲与をされて、市町村が所有するということになったものでございます。国から譲与されました法定外公共物につきましては、これまでに町道認定、あるいはこの水路整備及び払い下げ等を行った結果、現在ではこの里道が8,848件、水路で6,160件ということで、合わせますと1万5,008件所管をいたしております。

なお、国から譲与され市町村の所有となりましたけれども、町におきましては、法定外公共物の占用等の許可、協会の立ち合い、払い下げ等のこの利活用に関する業務を行っております、

直接的な維持管理につきましては従来どおり地元住民、利用者での共同管理をお願いをいたしているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○上久保澄雄議員

まず、教育の関係であります。

再編結果に基づく、これは小学校の場合ですね、メリットデメリットそれぞれ御説明がございました。数字的にどうこうというわけにはまいらないわけでありますけれども、目指す方向、効果がこの一挙に表れてくるとは思いませんけれども、答弁にもございましたように、期待する方向へと進みつつあるということは非常に喜ばしいことであるというふうに思ったところであります。なお、諸まだまだいろんな課題があるようでございます。もう繰り返しいたしません、残された諸課題等につきまして、残されたといいますか、それぞれ表れてきたいろんな課題、問題等につきましては、これらが解消を早い段階で図られていくよう引き続き取り組んでいかれることを期待するものでございます。

中学校再編当初における通学手段の関係であります。先ほど申されました宮之城大口の路線、ここが1番大きかったかと思えますけれども、開設当初におきまして、これは合併してすぐでしたね。特に、民間の路線バスを使用する区間でございましたので、利用したくても利用できないと。原因としては先ほど回答がございましたように、座席を1人で占めると、荷物が多すぎると。そういったこと等で席数が足らなくなったといったようなのも1つの要因に挙がっておったようでございますが、通学をするというのは、これは最も基本的なことです、これが思うようにできないということになりますと、非常に重要な基本的な問題であるというふうに思います。

教育委員会も早急な改善策をとられたようでございますが、今後、またこのような事態が発生しないでもございませんで、生徒の交通手段を確保すると、これについてはもう絶対的な条件として、今後対応していただきたいというふうに思うところです。

また、そのほかにも学校という周辺の道路におきまして、非常の狭隘な道路になっておりますので、交通渋滞等も発生したというのもお聞きをいたしました。先ほどは、今後開催される各種のイベント等行事等については、大規模なものについては、別途会場を考えるというようなことでございまして、今回も確か総合体育館ですかね、利用されてイベントをされるということになっておったかというふうに思いますが。学校を中心とする各種の行事、イベント等が他の施設、かなり距離がありますので、そういった施設等使わなければできなくなるといったことではまたずっと問題もあるのかなというふうに思います。これにつきましては、やはり何らかの、現在の学校を中心とした形でそういった行事等は対応できるような工夫というののも必要ではないかと。もう1回1回行事があるたびにほかのところの施設に行かなきゃならないというようなこと等ではやはり学校へのなじみといいますか、そういった部分も若干薄れてくるんじゃないだろうかというような気もいたしますので、この点十分な検討をされるように、これは要請をいたしておきます。

それから、第二次計画の実施に向けた具体的な取り組みの状況であります。

先ほど説明があったとおりでございます。5月の説明会、それから6月の準備委員会、これは2回ほど開催されておるようでございます。以前、資料をいただきましたので、開催された状況はもう理解をいたしておりますが。共通認識では、まず校名を先行して決定をされるんだというような地域の方々の話もお伺いしております。

鶴田小と流水小につきましては、十分この委員会において検討は今後なされていくと思いますが、私が最も懸念しておりますのが通学路の問題であります。通学路に関する安全対策の問題ですね。冒頭申し上げましたように、閉校まで残された期間というのは残り2年半でございます。令

和4年の4月にはもう開校すると。新しい学校が開校するということになるわけでございます。そんなに期間はございません。通学路がどのようなルートになるのか正式には伺っておりませんが、若干判っておるんですが、現状から考えた場合、流水小の児童については既存の国道の267号、これを使うルートが1つ。それからもう1つは、ちょうど温泉街から上がっている町道を使う、この2路線が考えられるところでございます。ほかにはもう道路はないわけですので、おそらくこれが中心になるだろうというふうには思っております。

また、鶴田小の児童につきましては、やはり国道の267号のほか、問題は神子地区でございまして、神子地区から来る児童にとりましては、県道がございまして、鶴田定之段線ですかね。ここを通過して、この体育館側に行く道路、町道が2本あるわけでございますが、こちらを通るコースが有力ではなかろうかといふふうに思っておりますが。国道のほうは歩道もきちっと整備をされております。ガードレールまでというわけにはまいりませんが、ちゃんと歩道が1メートル50センチメートルから2メートルぐらい確保されてございまして、問題は町道でありまして、これは全く歩道はないわけですね、現況からいたしますと。先ほど申し上げましたこの路線については、全て確認をいたしましたけれども、歩道はございません。そして、幅員は規定の幅員、それからそれを下回る部分、狭隘なところも多々ございます。問題はこの幅員のとれない狭隘な部分、この部分です。やはり町道といってもかなり交通量が多いわけでありまして。特に、農繁期については、農耕車両は農業用の車両等がこれに加わってまいりますので、かなり危険を伴うという状況も考えられます。したがって、これについては十分な安全対策を講じていただきたいというふうに思うところではあります、見解をお伺いをいたしたいと思っております。

○教育長（原園 修二君）

通学路に関する安全対策の関係であります、流水小学校の児童の通学につきましては、議員御指摘のとおりでありまして、国道267号または町道の湯田原線を利用すると、この2ルートを考えております。国道につきましては、幅等もある歩道の整備もなされておりますので、草刈り等が必要な時期というものはあるかと思いますが、特に問題はないものというふうに考えております。町道につきましては、歩道はなく、また一部の区間においては道路幅員も非常に狭いという状況があります。このことから整備計画といたしましては、幅員の狭い箇所については、用地買収を行いながら片側に歩道を確保し、ガードパイプを設置するなどの整備を図り、安全対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、鶴田小学校の児童の通学路についてであります、同じく国道267号を行くルートとそれから先ほどありました神子地区のほうの通学ルートですが、町道稲留線を経由して宮原坂線を利用する、このルートを考えております。町道につきましては、ある程度道路幅員も確保されているんですが、現在の幅員の中で道路改修や片側へのガードパイプなどの設置により安全対策を図ってまいりたいというふうに考えております。

○上久保澄雄議員

この第二次計画の実施についての問題であります。通学路については、それぞれ用地買収等による拡張等を計画をしているということでございます。また、話によりますと、合併後4、5年かかるんだと、整備に。そういった話も聞いたところでありまして、その間はどうするんだと。子供たちはどういう経路、安全対策をとるんだと。既存のままでの通学ということになりますと、非常に危険であります。路側帯の横はすぐ側溝になっておりますので、この梅雨と冬期にはとても通れる状況にはないというふうに思います。したがって、これはそんな期間をかけずに、早急に取り組む必要があると。ハード面についてはかなり時間がかかります。1つには通学路について、通学路の安全確保という基本的な考え方のもとに、さつま町通学路交通安全プログ

ラムというのを策定されておられます。平成30年の4月には改定がなされているんですが、この内容を見ますと、令和3年度中には所要の対応をするというような計画が掲載されているようですが、今の状態から用地買収からハード面までずっといくとなると、とてもじゃないですけど、2年半では間に合わないというふうに私は思うところです。したがって、その間の、もう今から始めてもかなりの時間はかかると。予算もそれなりに必要になってくるという面もありますので。要は、子供たちが安心安全ですね。安心して通える通学路の確保という対策のほうをまず考えていただきたいと。同時に、並行して、1日も早い道路改良とか通学路のための改良、整備、こちらのほうも進めていただきたいというふうに思うところであります。これについては、強く要請をいたしておきます。

失礼しました。まだ回答がくるのかなと思って座ってしまいました。

次は、時間もあれですが、2問目の運転者の免許証の自主返納の関係であります。返納者の数について先ほど町長のほうから報告がございましたが、かなり驚いておる状況であります。かなりの方々が返納されているなど。やはり、これは身体的な理由もあられ、もろもろの理由でそれぞれ辞退をされたんだろうというふうに思いました。40%から50%の、あ、これ事故だった。かなりの件数ですね。それから、高齢者による事故ですね。4割から5割程度の率が出ております。やはりそうなりますと、先ほど冒頭申し上げましたが、やはり年齢によってその危険度が高まるということには変わりはないだろうと、それが1つの要因にはなっているというふうに思うところです。

また、もうメリットの問題も同時に申し上げます。いち早くタクシー券とか当町においては取り組んでおられます。しかしながら、他町を見ますと、このほかに商店街とリンクされて買い物支援とか割引とかさまざまな取り組みを、これはもう本県だけではなくて全国的にそういう例が出てきておるようであります。

この免許を返納されたことで、返納後の行動は不自由になるということを十分理解をした上で、自主的に大切な免許を返納されたわけでありますので、ただいま答弁がございましたが、町としてもその判断に報いるような、応えるようなこれは勝手やらよという話ではなくて、やはり町民の安全安心にもつながる事故でもありますので、その判断に応えるような施策を積極的に進めていただきたいというふうに思うところであります。高齢者といってもしっかりと運転をされている方もいらっしゃいます。そういう方々に返納しなさいとまでは言う必要はございませんが、やはり自主的に私はもう運転はやめるという方々につきましては、町としても手厚い手当てをとっていただく必要があるというふうに思うところであります。これについても、これでもう終わりたいと思います。

それから、最後の法定外公共物の管理であります。里道が8,848件、それから水路が6,160件と町長はおっしゃいましたが、里道・水路については、町長も言われたとおり、その大半が里道の場合農道、あるいは水路の場合は農業用水路としての必要性から関係住民の方々に管理等がなされてきて、現在にいたっておるわけでございます。この形態は現在も変わってはおりません。やはり受益者で負担を、それぞれ作業をされておりますが、しかしながらこの水路につきましては、農家のみならず一般住民の方々もやっぱり生活用水の排水路としての機能も果たしているわけでございます、重要な役割を果たしております。そこで、関係者による維持管理というだけではなくて、やはりこの寄り洲等が生じやすいんですよね。ですから、この寄り洲等の除去については、町のほうできちっと管理をしていただきたいと。なかなかこれは大規模なものについては自分たちで上げるというわけにはまいりませんので、特にこの点はお願いはいけませんので、努力をされるように申し上げておきます。

また一方、里道については既にその役割を終えたものもございまして、管理等については隣接する住民によりなされているのが例であります。住宅地では隣との間に草がぼうぼう生えていると。放っておくと。これは里道やろというわけにもまいりませんので、やはりどちらかが管理をすると。除草作業でやるというふうでこれまではきておるわけですね。しかしながら、この高齢化社会を迎えている中で、もうその管理をする人がいなくなったところもございます。草ぼうぼうです。そういったところはそのまま放置をしておくのかといったこともございます。その辺の問題もございますので、やはりある程度は町としても、もうそちらのほうも考えるような時期に来つつあると、来ているというふうに思うところです。

一般の方では、里道という認識はない方もいらっしゃると思います。もう判らんというのが大半で、ここからここが里道やったと言われてもじゃっとやとそういう状況で、全くその認識がない方も多いんじゃないだろうかというふうに思うところです。やはり、この点についても十分配慮をお願い申し上げたいというふうに思います。

この里道については、隣接の自治体におきましては、これは市町村道と申し上げておきますが、公道の要件を満たさないものについても、現実には生活道路としての利用がなされているものにつきましては、自治体で管理をしているところもあるように聞いております。本町ではそのような対応は考えられないものか、これについては再度お伺いしておきます。

○町長（日高 政勝君）

それじゃあ私に関連する部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

高齢者の免許証返納につきましては、先ほどお答えしたとおりでございすけれども、とにかく、今高齢者の当事者の事故、あるいは被害者になる事故というのがかなり増えております。これはもう本町に限らず、全国的な傾向でありまして、ところによってはやっぱりもう半数以上が高齢者だと、7割は高齢者の方だと言われているぐらいに、非常にそういう割合が高くて心配な度合いも高いわけでありまして、何らかの具体策というのは必要だということなことであります。免許証返納者についても、最近3桁の数字に年々増えてきているわけですが、一方では、やはり町のほうで、今、ドア・ツー・ドア方式、今までは集落の一定のところまで行って、予約のタクシーにお乗りいただいて、目的地のところに行かれるというのがありましたけど、その集落の停留所まで行き方も大変だというようなお話がございましたので、去年の地域公共交通の対策協議会の中で、交通機関のいろんな皆さん方とこの話し合いをする中で、これからの時代の要請としては、高齢化がどんどん進んでいく、やはり近くまで歩いていくことも大変だということなことで、去年の10月から、もう自宅からタクシーに乗れる、そういう方式に切りかえをいたした関係もあって、非常に利便性が高まったということで、こういう返納をしてもこれはもう大丈夫だなあという思いになって、件数が増えた面もあるかと思っているところであります。

もちろん、家族のいらっしゃる方とか、あるいは隣近所の助け合いの中で、そういう車に乗せていただくということもあるんですけれども、最近、若い方々も、昼間はやっぱり共働きをせんにゃいかんというようなこともありますし、隣近所の方にもそんなしょっちゅうお願いをするわけにもいかんだろうということで、そういうドア・ツー・ドア方式に切りかえたところでございます。

それについては、先ほど申し上げましたとおり、免許返納者については無料券というのを10枚配布しているわけでありまして。そのほかの方も、1回200円ですので、その辺も通常のタクシーよりも安い料金で往来ができるわけですので、そういう形の方法はできているわけでありまして。

もちろん、この家族の中では、非常にこういう事故が多くて、そういう被害の立場になっても

大変、そしてまた加害者になっても、あとあといろいろ被害者のほうから訴訟になるとかそういう心配もありますので、家族としてはもう免許を返納されたらどうでしょうかということでの家族内でのお話し合いの結果、こういうことになっているのか、いろいろあるかと思いますけども、とにかくこういう返納者に対しましては、何らかの対応は必要だということでございます。

おっしゃるとおり、例えば、買い物については、いろんな取り組みをしているところもあります。買い物に限らず、いろんな床屋の整髪料の割引とか、あるいは貯金なんかの定期預金の金利を上乗せするとか、あるいはいろんな電動車の椅子の購入の費用を割り引きするとか、それぞれこういったことについては、民間の皆さん方がそれぞれ協力をしてやって、そういうことで、そういう方々については特別に割り引きをしますよという取り組みも、民間の方々もやっていらっしゃるところが多いところでございます。

したがいまして、こういう面については、やはり商工会の皆さん方とも話し合いをして、できるところがあれば御協力をいただくということもあり得るかと思っておりますので、今後、それは機会を見て協議は進めてまいりたいと思うところでございます。

続きまして、里道の関係が残っておりましてけれども、確かに、最近、里道としての機能も失われております。というところも確かにあると思っておりますし、これから非常におっしゃるとおり、高齢化が進んで町道のこの草払いについても、最近是非常に地域によっては御苦勞をいただいていると思っております。確かに、私どもの地域も今週の日曜日は6時からずっと出て、町道払いをしましたけれども、もう最近、集落によっては、草払い機を使われている方まで少なくなつて、もう払い方も大変だと。それでまたあとの処理も大変だということで、難儀をされておられるところもあります。それにおいて、やっぱりいろんな対策も今やっておりますけれども、里道についても、本当にそういう里道やっとか町道やっとかもうそれも判らんというのが実態ではないかと思っておりますけれども、水路にいたしましても、とにかくにいろんな課題が出ているかと思っております。

水路については、おっしゃるとおり、寄り洲ができて災害の原因になったりということもあり得るかとは思いますので、町の河川については、県河川についてもですけれども、そういうところは県にお願いしたり、あるいは町のほうでもできるだけ除去については努めております。それでまたこういう水路についても、そういう危険なところについてはお申し出いただければ、またこちらでも十分対応ができるように努力をしていきたいと思っております。

あと、里道についても、どの程度この町の管理が行き届くかということは、その現場の状況を見た上で対応は必要かと思っております。地域によっては、また地域の元気な方にもお願いをして払ってもらおうとか、いろいろ、ところによっては建設業のほうにもお願いをしたりということもありますので、その辺のところは具体的なケースにおいて対応をしてまいりたいと思っております。

○上久保澄雄議員

時間余りないんですが、法定外公共物の関係で、この寄り洲については、河川の場合は当然町のほうにしていただかんにやならんですけれども、この水路、水路もいろんな形態があります。非常に規模の大きい水路とかございます。今は水利組合等が管理をされておるんですけれども、その中に、とてもじゃないけど重機を持ち込まないと除去ができないというような寄り洲もございますので、そういった面については十分町のほうとしても配慮をいただきたいという意味でございます。

それから、もう1件、他の自治体では生活に密着した道路として現在使用されている、しかしながら、現実的にはそれはもう里道だと、それに自己の保有の用地をこれは提供して、車が進入

できるような使い方をされているのがほとんどだというふうに思います。そういったものについては、町道で言えば町道の基準があります。3.5メートル、3以上ですか、4メートル以上ですかね、それ以上でないと町道としての要件は満たさないということで認定はもらえないわけがありますけれども、しかしながら、この要件を満たさなくても、現に5世帯なら5世帯、生活道路として使用されていると、しかしながら、要件は満たしていないというところについては、あるところでは、これはもうきちっと市で管理をされているところはございます。

そういうところもやはり調査をいただいて、本町としてもできるだけそういった形で対応をいただくように、これももう要請に終わりますが、きちんと検討方お願いをいたします。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、上久保澄雄議員の質問を終わります。

次は、6番、田野光彦議員の発言を許します。

〔田野 光彦議員登壇〕

○田野 光彦議員

おはようございます。事前にお知らせしてあります学校教育の充実と進路指導、2番目に有害鳥獣被害対策の2点についてお伺いいたします。

まず、学校教育の充実についてであります。

来年度から、10年間規定する全面実施される新学習指導要領では、生きる力を育むために、確かな学力、健やかな体、豊かな心とうたっています。要するに、昔から言われている三育、知育、体育、徳育のことと私は理解しております。

ところで、本町の学校施設については、空調設備の設置等も済み、児童生徒の学習環境はかなりよくなっていると思われますが、新学習指導要領でもうたっている確かな学力、すなわち知識を豊かにし、知能を高める知育に対して、本町ではこれまでどのような取り組みが行われてきたのか、また今後、どのように推進しようとしているのか伺います。

次に、進路指導についてであります。薩摩中央高校の定員充足率は、御存じのようにかなり低い状況になっております。さつま町にたった1校しかない高校を維持存続させるためには、定員充足率を上げていく必要があります。これは、県の問題でもあるわけですが、これをどのように考えているのか伺います。また、そのためには、中学校での進路指導や対策はどのようななされているのか伺います。

それから、2番目の有害鳥獣被害対策について伺います。

あちこちで有害鳥獣被害の実態を耳にしておりますけれども、ここ数年の被害の実態はどのようなになっているのか、また、この実態をどのように捉え、どんな対策を講じていくのか伺います。

それから2番目に関連いたしまして、高齢化によって猟友会等に所属する人数は少なくなっていると思われますけれども、今後の対策をどのように考えているのか、また、本町で専門の有害鳥獣対策隊員を確保することはできないのか伺いたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

〔田野 光彦議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

田野光彦議員から、学校教育の充実と進路指導についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

初めに、空調設備につきましては、7月中に整備が終わり快適な環境を整えていただきました。

大変感謝しているところであります。2学期からより一層充実した学習指導、学習活動がなされ、児童生徒の学力が向上することを期待しているところであります。

さて、学校教育において育成を目指しております学力につきましては、確かな学力ということですが、新学習指導要領では3つの柱がありまして、1つ目に、知識、技能、これは私たちが今まで考えてきたような知っていることができること、そういったことになると思います。それから、2番目に、思考力、判断力、表現力と、3つ目に、学びに向かう力、人間性、この3つを柱として整理をされておまして、各学校ではこれらの育成に向けて教育課程を編成してさまざまな教育活動に、もう先行的にもう既に取り組んでいるところであります。

初めに、各学校での授業の充実ということですが、授業においては、毎時間この時間は何を学習するかという目当てを明確にする、それから、ラストの10分に、この時間で学んだこと、勉強したことは何だったかということ、まとめをしっかりとするなど、こういった授業づくりのポイントをきちんと押さえながら、メリ張りのある授業となるように努めております。

そして、自分の考えを友達に説明する活動やグループで話し合う活動、きょうの学習で判ったことを自分の言葉でまとめる活動など、こういったいわゆる言語活動、それから自分の力でまとめて発表する、人に伝える、こういった活動を意図的、計画的に取り入れながら、思考力、判断力、表現力の育成に努めているところであります。

次に、家庭学習の充実についてですが、毎日、学校で子供たちが帰る帰りの会という時間がありますが、10分か15分ぐらいの帰りの会という時間があるんですが、その中で、子供一人一人が、きょう家で学習として何を勉強するか、家庭学習で何を学習するかということを計画を立て、そういう時間を設ける取り組みをしております。本町では、さつまタイムというふうに申しておりますが、このさつまタイムを帰りの会の中に位置づけていくようにということで、全ての学校で実施をしているところであります。

さらに、補充学習主に問題練習などにつきまして、補充学習を充実させるために、県の教育委員会が作成している練習問題、これを積極的に活用しております。これらの練習問題はインターネット上に掲載されておりますので、学校や担任の先生に任せるのではなくて、町の教育委員会で各教科ごとに印刷、製本をして、小学校5年生と中学校1、2年生の全児童生徒に配布をして、そして各学校で計画的に繰り返し取り組ませるように指導しているところであります。

その結果としまして、本年1月に実施されました鹿児島県学習定着度調査、県で行う調査ですが、これは小学校5年生対象で、国語、社会、算数、理科の4教科、中学校では1、2年生を対象にして、国語、社会、数学、理科、英語の5教科、これを実施しているわけですが、小学校では全てにおいて県の平均を上回りました。中学校では、2学年合わせて10教科のうち、半数の5教科において県平均を上回っております。

また、本年4月に実施されました全国学力学習状況調査、これは国の調査であります、小学校6年生対象、国語、算数の2教科、中学校3年生対象では国語、数学、英語の3教科、この調査では、小学校では国語も算数も全国平均を上回る大変よい結果というふうになりました。しかし、中学校では、国語、数学、英語のいずれも全国平均を下回っておりまして、教育委員会としても重要な課題であるというふうに捉えております。

この4月から、中学校が1校となりましたので、学力を向上させてほしいという保護者、町民の期待に応えるということが、教育委員会、ひいては学校の最大の使命であるというふうに考えております。

まずは、中学校の教員に対して、これまでの指導や実践というものが、必ずしも結果に結びついてはいないという現状を改めて認識させまして、生徒の学力を高める責任というものは学校に

あるんだということで、職責感をしっかり高めていけるようにさまざまな機会について指導しているところであります。また、指導の改善もさらに図っていかなければならないという認識のもとに、各種の研修会や研究授業に指導主事を派遣して、具体的に指導させているところでありまして、またこれからも引き続きそういった指導に努めていきたいというふうに考えております。

これからも新たな教育課題に対応しつつ、小中学校ともに積極的にさらなる授業改善が図られるよう、各学校の指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、中学校における進路指導や対策についてお答えをさせていただきます。

昨今、進路選択に対する生徒や保護者の考え方も非常に多様化しておりまして、公立学校の授業料無償化が入りましたことや、私立学校におきましては、就学支援金制度というものもありまして、公立、私立高校という枠を超えて、子供たち一人一人の特性や卒業後の生き方に合わせた進路選択がなされております。

薩摩中央高校のことが取り上げられましたが、過去3年間の薩摩中央高校における本町出身者の卒業生の数は、平成28年度が45名、平成29年度は39名、平成30年度が32名というふうに減少してきております。また、ことしの夏季休業中、夏休みに薩摩中央高校が実施した体験入学の宮之城中学校からの参加者は、3年生175名中の27名という数字であります。これは、このまま入学者数になるというわけではありませんが、教育委員会といたしましても関心の低さというものに対して、大変憂慮をしているところであります。

中学校の進路指導という観点から見ますと、昨年度は、薩摩中央高等学校において、4中学校のPTAによる研修視察を行いましたし、4中学校の2年生の合同学習が薩摩中央高校を会場に行われております。今年度は、夏季休暇中に宮之城中学校2年生PTA主催の親子レクリエーションを薩摩中央高校を会場として開催され、そして現役の高校生、教職員との交流を図る中で、農業工学科の体験学習として、キーホルダーの制作を行うなど、教育活動への理解を深めたということであります。

また、教育委員会といたしましては、町の校長研修会というものが年に何回かありますが、その1回を薩摩中央高校を会場として実施をしました。その中で、学校の紹介をしていただいたり、それから施設の見学、そういったものをしたりしております。また、小中学生と本町出身の大学生と生徒が交流するさつまっ子チャレンジ教室というものを実施しておりますが、これも薩摩中央高校を会場にお借りしてやっているところであります。

このようなさまざまな取り組みを通して、児童生徒や保護者、管理職を初めとする教職員が、薩摩中央高校への教育活動への理解を深め、より身近な存在として親しみを持ってもらえるように努めているところであります。こうした取り組みを通して、一人でも多くの宮之城中学校の3年生が薩摩中央高校を進学先を選び、薩摩中央高校の定員充足率の向上に少しでもつながってほしいというふうに願っているところであります。

今後、ますます児童生徒数の減少が進む中で、児童生徒数一人一人のニーズに応じた進路指導を基盤としながら、町内にある唯一の公立高校である薩摩中央高校の活性化に向けて、魅力ある高校づくりのために薩摩中央高校、宮之城中学校、それから教育委員会、より一層連携を図っていくことが大事であるというふうに考えております。もとより、薩摩中央高等学校は県立学校でございますので、指揮監督権など所管は異なりますが、町の教育委員会といたしましても、最大限の努力をするつもりでおるところであります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

薩摩中央高校に関連しまして、私のほうの関連の関係につきましてお答えをいたします。そしてまた、2項目めの有害鳥獣の対策の関係もお答えをさせていただきます。

薩摩中央高等学校の定員の充足率を上げていくためにどのように考えているかでございます。御指摘のとおり、薩摩中央高等学校の定員充足率につきましては、平成22年度までにおきましては9割ということでもございましたけれども、それ以降、減少傾向にございます。ここ5年を見ますと、もう9割から6割に満たない状況になっております。

7月に公立中学校の3年生を対象にいたして実施をされております進路希望の調査におきましても、募集定員160名に対しまして、希望者が48名、倍率は0.3という結果でございます。この進路希望調査によりますと、県内中学校の卒業予定者数というのが、1986年度の調査開始以来、最も少ない生徒の数になっております。県内公立高校の68校中55校、約8割がもう定員割れということになっているようでございます。薩摩中央高校に限らず、県内公立の高等学校の充足率は、大変厳しい状況にあると認識をいたしております。

さて、薩摩中央高等学校の維持存続、定員充足率の向上というのは、やはり県立でありますけれども、先ほどからございますように、さつま町にただ一つの高等学校でありますので、いかにしてこの入学者の増加を図るかというようなことが、もう最大の課題でございまして、これにつきましては、平成27年度に高校振興対策助成制度を創設いたしました。各種の助成を通じまして生徒の確保、そしてまた入学者の生徒の学力、技術向上、あるいは保護者の皆さん方の経済的な負担の軽減に努めてまいったところでございます。しかしながら、なかなか先ほども申し上げましたような状況が続いております。

やはり、助成制度というのは、もうあくまでも手段でございますので、根本となるのは、やはり薩摩中央高校がやはり魅力を感じて、子供たちがこの学校で学びたい、保護者にとっても、この学校にやって学ばせたいと、そういうやっぱり生徒自身の意識とか保護者の思いということがあることが、まず前提でなければならないと思っております。

そのようなことから、薩摩中央高校の魅力を知っていただくことが、大変重要になってまいります。今でもこの入学された生徒の保護者の皆さんなどからは、入学させてみて初めてよい学校であると判ったが、なかなか知名度がないとそういう御意見等もいただいております。これらを踏まえまして、高校と協議をしながら、今後は学校の魅力向上、魅力発信のやっぱり活動に力を入れていく必要が極めて大事だというふうに考えておりますので、これからも町内唯一の高校としまして、町としましてもいろいろと御支援をしてまいりたいと思うところでございます。

2番目の有害鳥獣の対策についてであります。

まず1点目の、有害鳥獣被害の実態はどのようになっているかということであります。また、その対策をどのように講じていくのかということでございます。有害鳥獣の被害につきましては、平成30年度分の農作物の被害調査におきましては、被害面積が21.1ヘクタール、被害金額にしまして、2,440万3,000円となっております。中でも、イノシシ、日本鹿の稲の被害が最も多く、被害面積が16.8ヘクタール、被害金額は1,884万1,000円となっております。一昨年度におきましては、被害面積が35.4ヘクタール、被害金額は4,510万5,000円でもございましたので、これからしますと、被害は大幅な減少でございまして。

現在、本町におきましては、集落ぐるみで鳥獣を寄せつけない対策、侵入を防止する対策、こういったことを推進しながら、個体数の調整、いわゆる捕獲をしながら個体数を減らしていく、そういう方向になっております。これについては、国や県のほうも、全国的な鳥獣被害が出ておりますので、今の個体数を令和5年まで半減しようという目標を掲げて、それで取り組みがなされているところでございます。

次に、２点目の猟友会対策とこの鳥獣保護隊員の雇用に対する質問でございます。

平成３０年度のこの狩猟の登録者数というのは１６７人でございます。平成２６年度に比較しますと、２６人減少をしまして、その中でも特に銃猟に関しましては、いわゆる鉄砲です。銃猟に関しましては２２人減少をいたしております。

一方、わな猟につきましては、やはり自らの被害は自ら守るということの意識から、大きく減少はしておりませんけども、やはり銃猟につきましては、銃の所持というのが、非常に手続の問題とか規制が非常に厳しい関係で、そういう銃猟をやめる方が多くなってきております。もちろん高齢化ということも一因になっております。

本町におきましては、狩猟免許の取得時の講習会の受講の助成をしております。受講料に対しまして１万円助成をいたしております。それから、新規の狩猟者の登録におきましても１万円、それから継続の方については５，０００円の助成を行っております。そのほかのわなの購入費の助成なども実施をいたしております。狩猟者のこういった担い手の確保に努めているところでございます。

また、国におきましては、有害鳥獣の捕獲者に対しまして、いわゆる税金がかかります。狩猟税の関係がありますので、これについては減税の措置もなされているところであります。今後におきましても、鳥獣被害の減少のためにも助成事業を継続しながら、狩猟者の確保に努めてまいりたいと考えております。なお、捕獲の実績については、平成２８年度３，７８３頭羽、２９年度は３，２３０頭羽、平成３０年度は３，４１８頭羽でございます。

町によります鳥獣捕獲の隊員の確保につきましては、鳥獣被害防止特別措置法がございましてこれに基づきまして、鳥獣被害防止対策実施隊というのを県内でいち早く設置をいたしました。民間の実施隊員３０名、平成２９年度から町の非常勤職員の公務員としての位置づけで委嘱をいたして活動をしてもらっているところであります。

この実施隊につきましては、銃猟の免許を有した方々でございまして、町から要請をいたしますと、いつでも出動をできる方々でございまして、捕獲、追い払い、追い上げや被害調査などをいただいているところでございます。本町におきまして、また別途、防護と捕獲の指導、住民への有害鳥獣に対する周知啓発を目的に、県内で最も早く農政課に有害鳥獣対策係を設置しまして、専門的に農作物の被害軽減に取り組んでいるところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩をします。再開は、おおむね午前１１時とします。

休憩 午前１０時５１分

再開 午前１１時００分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○田野 光彦議員

先ほどの鹿児島学習定着度調査、５年生と中学校１、２年生、それから全国学力テスト、これは６年生と中３でやると思いますが、さつま町は県の平均よりも高いという話がありました。それは安心しましたけれども、全国学力テストのほうが低いんだということで、これに対して、今どういうふうな対策をされているのかということを知りたいと思います。

それから、引き続きまして質問いたしますけれども、新学習指導要領の中で真新しい内容というのはプログラミングが必修となっておるようであります。これは、こういったような先生方が対応されるのか、あるいは先生方の研修をされているのか、そこをお聞きします。

それから、もう一つは、外国語教育の充実ということになっておりまして……。

○議長（平八重光輝議員）

田野議員、一問一答でお願いします。

○田野 光彦議員

ごめんなさい。そうですか。じゃあ最初の一問分でお願いします。

○教育長（原園 修二君）

全国学力学習状況調査、全国の調査結果、中学校が低いということでの対応ということでお答えします。

先ほどもちょっと申しましたが、この全国学力学習状況調査、小学校は非常によくて、中学校が若干課題があるというこの傾向は、ここ数年続いておりまして、これは鹿児島県全体の傾向と非常によく似ています。同じような傾向を県でも持っているということになります。この調査自体が、思考力、判断力というものを問うものになってきています。つまり、どれだけ知っているかという知識の量を問うたり、できるかできないかを問うたりするものとは違って、そういったものももちろん踏まえるわけです。知識、技能の分も踏まえながらも、なおかつその上のどういうふうにこれを考えるかという新しいものに対して、これをどう考えていけばいい、どちらかという、獲得している知識とか技能というものをどういうふうに活用して問題解決していくかという問題になっています。ですから、繰り返し繰り返し練習をして、同じものを定着させるドリルみたいな形での学習では、なかなか対応できないというような問題に変わりつつあります。

そういった学習のほうに、私たちはどちらかという、これまでは基礎基本の定着ということを含い言葉のようにしまして、そういったしっかりしたことを何度も何度も繰り返し練習して、例えば掛け算、九九であったり、漢字の書き取りであったり、それから計算の練習問題を正確にするであったりというようなものは、数多くの問題をこなすことによって、あるいは繰り返すことによって知識を身につけさせたりできるようにさせたりするという、そういう学習の指導が中心であったというふうに思っています。少しずつ、その思考力、判断力といったものに、形を変えてきておりますので、そういったものに対応するような授業に変えていく必要がある。

先ほど申しましたとおり、職員の意識を変えるのは、つまり今までやってきて努力をしているんだけど、決してそれが必ずしも結果として結びついていないというようなことをしっかり認識させ、自分たちの指導法をどう変えていくかということの、非常に原点的なものがまず必要だろうということで、まずそこをしっかりと指導しながら、それにあわせて指導法の改善というものをどういうふうに変えていけばいいかということと一緒に研究して、そういったことを指導しているということでもあります。

○田野 光彦議員

新学習指導要領では、プログラミングの必修とされておりますけれども、今、どういうふうな方法でさつま町では導入されているのか、先生方、こういった先生方が担当されているのか、あるいは研修等を行われているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

来年度から小学校で行われるプログラミング教育についてのお尋ねであります。これはコンピューターに意図した処理を行わせるためにはどうすればいいかというようなことをちょっと判りにくいんですが、具体的には、算数や理科や総合的な学習の時間で、これをプログラミング教

育をやるようになっております。指導するのは主に担任です。あと、理科の専科とかそういった人が指導する場合もあります。

非常に判りづらい内容のものなのですが、コンピューターに関する授業であります。コンピューターに関する情報と技術という領域がありますが、これが学習指導要領に入ってきたのは、平成10年度の学習指導要領改訂ですから20年ぐらい前になりますか。そのときに、中学校の技術家庭の技術という分野がありますが、そこの中に入ってきたのが最初です。ですから、平成10年ですから、今20年ぐらいのコンピューターに関する学習というのは歴史がありますが、実際には、コンピューターも少し前あたりから入っておりました。平成に入ってから、主に学校の事務や表計算をしたりというようなものについて学校の中に入ってきておりました。多分、恐らく役場でも導入されたのはそういう時期だったのではないかなと思いますが、学校の教育の中に入ってきて、あっという間にインターネットとかそういったもので大変な日進月歩といいますか、大変なスピードで、学習内容そのものも変わってきてきているような状況です。

プログラミング教育というとちょっと判りづらいですが、10年ぐらい前の中学校の技術の領域で、そのプログラミング教育の先駆けとなるような実践というのは行われておりました。ちょっと判りづらいんですが、例えばこういうセルロイドの板があったとします。これに、乾電池で動くモーターがあります。小さな乾電池をして小さなモーター、じいっと回るのがあります。あれに芯棒をつけてこの横に通して車輪を4つつけるんです。そうするとモーターで動く自動車の模型のようなものができます。これを使って、最初の初期のプログラミングをどうやったかという、今までこういったものはあったわけですが、昔から。スイッチを入れたらぐうっと走っていきます。そういったおもちゃでした。これでやっていくのは、その10年ぐらい前に中学校で実践されたものは、コンピューターの中にスタートしなさいというような命令を入れておくわけです。そしてそれが進んでいきますよね。何かにぶつかるとします、物に。そうした場合は、ぶつかるととまるんです。とまるという命令があるんです。それから、回転を何回転かバックしなさいと、裏回転。その後に、今度は右に90度曲がりなさいという命令をする。この左のほうの車輪だけを何回かすると90度いきますよね。そして、さらにその後、今度は左に90度、こういったものを組み合わせていくんです。そうすると、つまり進みなさいというのと、とまりなさいというのと、後ろに下がりがなさい、左に曲がりなさい、右に曲がりなさいというようなものを組み合わせていけば、いろんな動きができていきます。つまり、それぞれの一つとしての命令というのが、ちょうど昔でいう子供が使う積み木がありますよね、三角、四角の。あれでお城をつくったり家をつくったりしますよね。ああいったもので、それらを組み合わせていくといろんなものができて、いろんな動きができますよと、そういったものがプログラミング教育です。

実際には、それをやるのは小学校でやるわけですから、そういったものの考え方です。こういうこと、これをやりたいためにはこういうことをして、その次にこういうことをして、その次にこういうことをすればいいと、そういったことが頭で論理的に考えていくようになるというのが、そのプログラミング教育です。そういったことを中心としたものやっつけていこうというようなこん中にあります。担任が中心としてやっていきます。ただ、新しい内容ですので、今、ことし、それで研修をしてきた先生を講師として呼んで、小学校の先生を対象に研修会を実施したところです。新しい教育課題ということになります。

○田野 光彦議員

余り時間がないので、簡単に説明していただければありがたいなと思います。質問事項、たくさんありますので。

外国語学習の充実ということなのですが、小学校では600語から700語ぐらいですか、小

学校中学年、5、6年生が週1こま。それから、小学校の高学年は週2こま、70単位時間です。これも現在どこの学校でもやられているのかどうかということ、それから、どういった先生が担当されているのか、恐らくALTとの連携ではされているとは思いますが、この辺を伺います。端的にお願いします。

○教育長（原園 修二君）

小学校の英語の学習は今、御指摘のとおり来年度から入る予定ですが、小学校五、六年生は年間70時間、週2時間になります。

現在は先行実施をしております、きちんとその年間70時間までは行っていないんですが、それに見合う50時間であったりといったもので先行的に実施をしております。来年度からは70時間きちんと実施していくということになります。担任が主に中心に指導するようになっております。英語の免許を有しているということではなくて担任がやるということになっております。

○田野 光彦議員

担任がされているということですが、英語の場合は恐らく皆、先生方は大学を卒業されて教員免許状を持っておられるだろうと思いますが、中学校は専科で英語の教員免許状というのがあるわけですが、小学校の場合は小学校の教員免許状ということになりますよね。そういった場合に例えば、その先生が小学校のときに英語をやられた場合にもう先行的に入っていて、中学校に行ったときに発音が違ったりとか、そういったような可能性はないのかどうか、どうでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

小学校から中学校へ連続した英語活動をしていくわけですが、発音とかいったものに関しては音声のものが有りますので、そういったものを使ったり、それからALTの授業でTTという形で入ってきますので、そういったものを活用したりしながら、できるだけネイティブに近い発音ができるように、それになれるようにという努力をしておりますので、中学校に入ったら極端に発音が違ったというようなことはしないようにしていきたいと思っております。

○田野 光彦議員

今、山崎小学校と佐志小学校で実施されているコミュニティ・スクールがあると思いますが、どのように展開されているのか。そして、それは今後どのように活用されていくのか、これも端的にお願いします。

○教育長（原園 修二君）

コミュニティ・スクールについてのお問い合わせですが、地域の人が学校の運営に参画をするというのは前々から言われてきたわけですが、今のコミュニティ・スクール、その学校評議委員会という制度によりますと、学校長が学校の方針なりをきちんと説明をし、そして評議委員がそれを了承してから進めるという形で、学校単独で物事が進んでいくということではなくて周りを取り込みながら、そしてその中で了解を受けながら進めていくという制度であります。

これは今その2校だけですが、将来的にはだんだん広がっていく傾向にあるというふうに思っております。それを実践して取り入れていく学校が増えていくというふうに思っております。

○田野 光彦議員

次に、進路指導についてのことですが、まずは先ほど町長も言われましたように、魅力を生じさせることが大事なんだと。ここがということ、私もそのとおりだと思います。やはり魅力がないと行かないわけで。ただ、それはそれなんですけれども、やはり中学校からの進路指導で何回も説明会を開いてもらって行かせるとか、あるいは高校側からこの場合は宮之城中学校だけに

なりますけれども、宮之城中学校に来て説明をしていただくとか、1回じゃなくて、やはり何回もやってビデオを見せたりとかいうことが必要なんだろうと思います。

高校側からも宮之城中学校だけじゃなくて、地域の中学校へも出向いて説明会を開くことが私は必要じゃないかなあと。これは高校側のことですから何とも言えませんが、本当にこれが私立の短大なり大学あるいは高校だったら、もう既に潰れていると思うんです。そのくらい高校のほうも、重大に考える必要があるんじゃないかなあというふうに思います。ここで言うてもしょうがないんですけれども、そんな感じがします。

ただ、さつま町としては、かつて宮之城線が廃止されて、それから保健所もなくなった、法務局もなくなった、あるいは駐在所も廃止された。各農協も支所もなくなっていると。そういう状況の中で、やはり唯一の高校がなくなるということになると、もっともっと疲弊していくんだと思うんですよね。だから、高校側の努力も必要ですけども、さつま町としてもやはり援助していく必要があるんじゃないかなあというふうに感じます。

町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

非常に少子化で激減というんですか、こういう背景が一つはあるということがございますけれども、その中でもこの私立の高校においてはやはり高校の授業料の無償化とか、そういうこともあって保護者の負担軽減がもうできているわけですから、必ずしも公立だけというわけでもなくて選択の幅が非常に容易になっているというようなこともあるかと思っております。

そういう中で、この我が唯一の薩摩中央高校にいかに入学をしていただくというのが大きな課題でありますので、町としても県立ではありますけれども、傍観というわけにもいかんと。やっぱり歴史、伝統のある高等学校でありますから、やはりこの存在意義というのを高校としてもっと高めていただきたいと。こうしますと、町外から入っているお子さんもいらっしやいますけれども、まずはやはり地元の方々が理解を深めて地元の高校に出していただくということが一番大事なことではないかと思っておりますので、高校自体の存在意義ということを高めていただきたいと。

ということは、やっぱり高校としての魅力をいかに発揮していただくかというのが大前提であると私は考えておりますので、そういうことで町としてはいろんな側面的な支援はやりますけれども、学校本来のやはりそういった魅力を大いに内外ともにピーアールをして発信をしながら、多くの保護者あるいは生徒の方々の御理解をいただいて、先ほどから申し上げますとおり、薩摩中央高校で学ばせたい、薩摩中央高校で何としても学びたいと、そういうことに出発をしていかないと、なかなか難しいと思っておりますので、そこを高校とさらに一緒になって努力をしていく必要があるかと思っておりますので、今回の助成制度も若干その辺も見直しをして、この存在感というのをもっと魅力を発信する形にもっと詰めていきたいと、そういう助成制度に切りかえていきたいと思っておりますのであります。

○田野 光彦議員

さつま町としても県に対して前も私、質問をしたことがあったんですが、畜産科とか、そういったことがあるんじゃないのかなという話をさせていただいたんですけれども、やはりもっと学科の編成というんですか、さつま町として専門学校あるいは職業学科の再編成を、需要に見合った学科の編成というのを要請する必要があるんじゃないのかなあというふうに考えております。それについてはどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

確かに魅力ある学科ということは、時代の要請に応じて必要だと思っております。ここは歴史

的によく農業が盛んな地域、基幹産業は農業と言われておりますとおり、高校の出発というのは蚕の盛んな地域でありましたので、そういう産業の一番この豊かな時代を背景に養蚕学校ということから出発をいたしているわけであります。農業を基幹とした学校であって、その後、生徒が増えて普通科がまた普通高校に分離をして、そしてまた生徒数の減少によってまた一緒になってしまうと、こういう形でいろんな歴史の変遷があるわけであります。

やはり科目の設定については、この普通科はなくなったんですけれども、普通科がやはり2学級の80人クラスからもなかなか生徒が集まらんと。40人学級になって今1クラスしかないわけです。それでも半分に満たない20人そこそこの生徒数しか集まらない。そしてまた、職業の関係についても農業関係が農産・農業工学科と生物生産科の2つ。

それから、昔は家庭科というのがありましたけれども、これは女性の関係の方々が今は男女も関係ない福祉課にかわってきておりますが、福祉課も非常に時代の要請として高齢化が進んでいろんな福祉施設がたくさんありますけれども、なかなか実態として需要は高いんですけれども、高校に入学する方が少ない。これでも40人学級の1クラスに半分以下の募集しかないというような状況がありました。

農業関係についても2クラスありますけれども、これも農業工学科、生物生産科についても非常にやはり厳しい状況だというようなことでございます。とにかく、魅力のある学科となったときに以前から言われていますとおり、ここは非常に畜産が盛んでありますので畜産科をつくったかどうかとか、こういう御意見もいただいております。

そしてまた、このことについては県のほうには申し出をしておりますけれども、それに特化した科目をつくってしまうと、そんなら畜産科だけになってしまうと。ほかに農業を勉強したいという人が、あるいは農業工学を勉強したい人が集まらん。学校に入れなくなるということでさらに減っていくんじゃないかと、そういう見方もされておまして、なかなかそこまで実現をしていない状況がございます。

過去も女性の職場として看護科も県のほうに要請してきたことがありますけれども、やはり今は少子高齢化の時代になっていろんな福祉施設の需要が高いということで福祉科ができましたけれども、現状はそういう状況です。一つは、いろんな待遇問題等がありまして、そういうことになっているのかもわかりませんが、非常に厳しい状況があります。

それで、これというので、看護科という話も先ほどもいただいたわけですが、非常にどれが一番適切かということは常にお互いに県の高校振興課とは協議をいたしておりますけれども、なかなかこれというところまで県としましても前に進む段階に来ておりません。これはもういつも協議をしながら、適切なこれからの時代の要請に合うような科目を設定していただきたいということは、いろんな御意見をいただいて進めてまいりたいと思っております。

男性の場合も、ものづくりの企業がたくさんありますので、そういう工学専門の科目を設定したほうがいいんじゃないかということで就職率も高まるということで申し上げておりますけれども、なかなか工学をつくとなると、また周辺の高校に似たような学校がありますので似たようなことになってしまうと、また生徒が分散をしていくというようなこともありますし、非常にこれというところまで至っていない。いろんな協議はもう進めているところであります。

○田野 光彦議員

まだまだあるんですけれども、時間が少なくなってきておりますので、最後に猟友会等の関係です。

先ほども説明がございましたけれども、農林水産省では有害被害防止特措法というのがあります。これに基づいて市町村は被害防止計画に基づく捕獲、防護柵といった実践的活動を行う鳥獣

害被害対策隊を設置することができると、こういうふうになっております。

その場合に隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めることと、こういうふうになっているようです。市町村長は隊員を任命と。先ほど民間の方に30名ほどということでしたけれども、職員のほうでやることもできるわけです。職員として。非常勤職員は民間の方だと思うんですが、職員を一時的に隊員として持っていて、そうすると隊員の報酬、公務の災害の場合、誤って人にけがをさせたりとかいった場合の補償ということもできるわけで、そういったようなことを検討する必要があるんじゃないのかなと。

それから、もちろん鹿児島県のほうでもいろんな促進事業だとかアドバイザー研修だとか、こういったのがございます。もうちょっと利用者に対する研修だとか、そういったこともやっていく必要があるんじゃないのかなと、こういうふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどお答えしましたとおり、国のほうもやはり迅速な捕獲を実施する、効果を上げるために実施隊をつくっていくという指導がございましたので、これについては先ほど申し上げましたとおり、県内でもいち早く実施隊を設置をいたして実働部隊としてお願いをいたしているわけであります。

それ以前、民間のそういう実施隊ができる前は、職員がまずはその実施隊として活動してくれというようなことでやっておったわけでありましたが、今は2人、民間の方と一緒に取り組みはしております。ただ、職員ですから、そういう活動ができることにはしておりますけれども、民間の場合は非常勤特別職としての位置づけをしながら、もしけがをした場合は公務災害が適用になるとか、あるいはできた場合は報酬もちゃんと払うと、こういう位置づけで既にもう設置をしております。

○田野 光彦議員

引き続き、こういった鳥獣被害対策隊のことを検討していただくようお願いしておきます。

それから、予算のほうも先ほど平成30年度は29年度よりも被害面積も少なくなったと、少なくなっているというふうに言われたんですが、実際にはそうなのかなという思いがするんです。もういろんなところでその被害の状況を聞いております。もう農業はやる気がなくなったという話も聞いておりますので、この辺もどうなのか。

それから、捕獲した例えばイノシシなんかの処分、ジビエで利用をするとか、あるいは埋設するだとか、そういったような処分の仕方はあると思うんですけれども、そのとったやつを自分たちで処理する、スコップで穴を掘ってということは、もう歳をとっているからできないという話も聞いたりしています。だから、そういったようなことも今後、例えばコンボでもあれば穴を掘って深く埋めることはできるんだろうと思うんですけれども、そういったような対策というのは検討できないものかどうか、伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

予算的な関係、先ほどは数値的な被害額とか頭数の関係を申し上げましたけれども、一昨年としますと互いに被害額は減っているんです。ただ、現実として、その場所によって被害は減らんぞというところも確かにあるかもわかりませんが、町全体のいろんな調査の結果は、やっぱりこの被害の金額、そういうものは減ってきております。頭数も捕獲頭数が減ってきておるわけですので、そういうことになっております。調査の結果がそういうことです。

それで、これは県の全体のこの被害の金額もやはり減ってきております。頭数も当然、減ってきております。一つには、国のほうがこの緊急捕獲のために特別な助成措置を設けて一生懸命に捕獲をした、その関係もあつた効果ではないかと思っておりますのでございます。

それと、とったあとの処理の問題です。自家消費とかジビエ利用とかいろいろありますけれども、やはり頭数が多いもんですから、なかなか処理の関係というのが大変でございます。埋設をするというのがもう今は中心になってきております。個人でとなると、おっしゃるとおり、非常に御苦労な点がありますので、今は広域的にみんなで話し合っってこの1カ所、そういうところに重機を持って、そここのところに埋めていくという形の費用の取り組みもお願いをいたしているところでもあります。

○農政課長（四位 良和君）

処分の仕方について1点、補足して説明を申し上げます。

これにつきましては、猟友の捕獲従事者全員を対象に毎年、年度末に説明会を実施しております。緊急捕獲事業の中にこの埋設の処分代も含まれているということで、会員さん方といいますか、免許者には十分理解をいただいているところであります。

○田野 光彦議員

あと6分ぐらいありますけれども、質問の内容は以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、田野光彦議員の質問を終わります。

次は、10番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

通告に従いまして、第1回目の質問を行います。

来年4月から非常勤職員の会計年度任用が行われます。それについて今回の9月議会に条例改正も上程をされております。それに伴って包括的民間業務委託について、今後どのように考えておられるのかを伺います。

2点目に、人口減少と役場職員数の推移を今後どのように考えておられるのかを伺います。

なお、私の質問は要点だけ手短に質問を行いますので、答弁のほうもできるだけ要点を中心に手短に答弁していただくようお願い申し上げます。1回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岸良光廣議員から行政改革についての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、第1問目としまして、包括的民間業務委託について今後どのように考えているかということでございます。

包括的な業務委託の制度の導入につきましては、先ほどありました来年4月からスタートします会計年度任用職員制度の関係に伴いまして、これら職員の人事の管理など事務が非常に増大することになりますので、この部分の事務作業の軽減を図って重要な施策とか、そういったことに職員の配置がえを行うことができるんじゃないかと、そういうことやら定数削減も視野に入れまして行政事務の委託事業の新たな手法として導入をしたいとの考えで、この関係議案を昨年9月に提案を申し上げましたところでございますが、お認めいただく事態にはならなかったわけでございます。

これにつきましては、いろんな考え方もございますし、また議会のほうでもこの5月の行革の特別調査委員会で先進事例の調査もされまして、その結果の御報告もいただいているところでござ

ざいます。執行部としましては、議会のこれまでの御意見を真摯に受けとめまして、着手の時期とか方法について慎重に進めているわけでございます。

今後の予定でありますけれども、包括業務の委託につきましては、一定程度の規模がないとスケールメリットがないということでございまして、さきに御指摘がございましたように、地元企業の民間企業への委託ということも御意見として承りましたので、そういうことも含めまして今調整もいたしているところでございます。

昨年の段階におきましては、当初はこの給食センターの民間委託とか、あるいは非常勤職員を含めたセンター職員の退職とか、あるいは病気休暇、そういったこと等もありまして包括業務の委託も視野に入れていたわけではありますが、その後におきまして職員の配置とか、3センターから2センターへの集約とかいうこと等もございまして、最終的にはまたこの2センターも1センター化とか民間委託ということも想定しなければなりませんので、こういった状況を見ますと、令和3年4月を機にこの包括業務の委託を含めた何らかの転換が必要ではないかと考えております。

あわせて、この民間委託の中でそのほかに考えられますことは、公園等の管理業務の委託を今しておりますけれども、そういったことにつきましても一部この民間委託の検討を進める必要があるのかなあとということでございまして、改めてこの包括業務の委託については枠組みを検討する必要があるのかなあと考えておりますので、そういったことを踏まえまして今後、先ほど申し上げました給食センター等の令和3年4月という時期を考慮しながら民間委託も考慮した上で検討を進めてまいりる所存でございます。

それから、行政改革の2番目の、人口減少と役場職員数の推移を今後どのように考えていくかということでございます。

今まで行政改革大綱を進めまして定員の管理適正化計画に基づいて合併後10年経過後100人の職員を減らしてきたわけでございますが、今御指摘のとおり、人口がどんどんやはり減っております。進度が非常に著しくなっておりますので、やはりこういった状況も当然考えていく必要がありますし、いろんな背景を見ますと次の第2期の地方創生のプランも検討する時期に来ておりますので、そういったことも踏まえまして適正な職員数というのを模索する必要があるかと思っているところでございます。

こういった背景には会計年度任用職員の新たな制度の導入ということもありますし、また一方では再任用職員の関係、そしてまた新たな職員の採用という本当にいろんなことも総合的に考えていく必要がありますので、これについては本当に住民サービスを低下させない、そういう基本的な考えもありますし、いろいろ総合的に考えながらしていく必要があります。とにかく、人口が減っている中であまり職員を増やすということにはならないと思っておりますので、さらに行革を進めていくという観点からは、幾ら減らせるかということを議論に詰めていきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岸良 光廣議員

もうちょっと端的に説明してください、時間がもったいないんですよ。

それでは伺いますが、昨年9月議会で、包括業務1年間マックスで2億5,000万円、3年間で7億5,000万円、これを町外の業者に出そうとされておりましたが、このときに非常に問題が大きいのじゃないかと、時期尚早じゃないかということで債務負担行為を否決させてもらったわけですが、その関係でことしの5月にさつま町が昨年の包括委託に出す参考とした日南市へ視察に行っていました。

そこでまず、町長にお伺いします。この日南市が包括業務委託をしておりますが、一般事務作業、これは包括委託ゼロなんですが、町長はそのことは御存じでしたか。

○町長（日高 政勝君）

詳しくはその調査をいたしておりませんが、そういう方向になっているということはお聞きしております。

○岸良 光廣議員

これはなぜ一般事務作業が包括委託を日南市はしていないかという、昨年の9月も町長と町長総括のところで非常に激しい意見を交わしたわけですが、指揮命令系統がないわけですよ、包括委託をすると。

とすると、事務作業をしている例えば、ある課の課長が包括委託で来た方に、この作業をしてくださいというわけですよ。一つ一つの作業変更は民間から来ていただいたところに連絡をとって、またその従業員に指示を出す。これは問題があるということで、日南市の担当課長のほうとも意見交換をさせてもらったときに、もうそこが問題なんです。これはできませんよというような内容でした。私もそう思います。

だから、昨年に出された9月のときには、そういう一般事務作業は含みませんという話じゃなくて、全体的にやりたいんだという話だったから非常に問題があるなあという話だったんです。

その中で日南市のほうで、じゃあどのくらいの規模でやっているのかというと、非常勤の方が370名ちょっとおられるんですが、そのうち70名だけが包括民間委託で民間のほうに非常勤の方が移られて同じ作業をしている。これも物すごく大変なんですけれども、私が一番引っかかったのはこの費用なんです。例えば普通、民間であれば自分たちが会社を経営しようとすれば、売上目標があって経費を算出します。その売上目標を達成しないと赤字になるから運営できないわけですよ。ところが、この包括民間委託をすると赤字になる要素がゼロなんです。行政側の負担が物すごく増えるんですよ。

これは日南市のものですけれど、例えば70名の方がもともと日南市で非常勤でおられた方が民間企業に移って、また民間から日南市の市役所に同じ仕事をするのに派遣されていきます。そうすると、その方の全員の月給月給ですよ。これを1年間分全部算出してあるんですよ。算出した上に今度は社会保険、雇用保険、それも全部行政側の負担、それから全部の経費を足して最低約15%、これは利益ですよ。だから、営業努力も何もしなくて全て行政側が税金でもって人件費から、その民間の企業の利益、最低15%から20%の利益も添えて税金で委託する、そういう内容なんです。

だから、これを民間に委託しようとしたときに、さっきも出しましたが、さつま町が給食センターだとか、あるいは道路維持班だとか図書館だとか、そういうところへ出すときには税金を使うわけだから、出すのであれば地元企業に出すべきじゃないですかというふうに私は昨年も町長にすごくしましたが。

そこで一つ、これは確認なんです。来年4月から同一年度の会計年度、これは国が「同一労働同一賃金」というのを打ち出したことによって始まったことなんですけれども、その会計年度で非常勤を例えば100%もうそれでやるんだという場合と、いや、これを一般事務作業以外は民間委託に出すんだとしたときに、これは当然、町長、試算をされていると思うんですよ。どっちがいいのかと。

そこで聞きますけれど、されていると思うんですけど、民間委託にした場合と同一会計年度にした場合のその試算を、もしされていなかったらされていないでいいですよ。もし、され

ておったら、どちらの経費が安いのか、お答えいただきたい。

これは町長でしょう。いや、町長だって。課長違う。

○総務課長（崎野 裕二君）

計数的なものですので、少し触れさせていただきたいと思います。

○岸良 光廣議員

それじゃないって。

委員長、済みません。これは私、町長に聞いているんですよ。町長は町のトップですよ。知らないわけないでしょう、そんなもの。

○町長（日高 政勝君）

具体的にはそういう細かな計算については、やっぱり事務担当者がいるわけですから、そちらでお答えしたほうが確実です。

それで、基本的な考え方は私のほうでしっかりとお答えしますけれども、それは御理解をいただきたいと思います。

来年の4月からは法的にこの非常勤の方については……。

○岸良 光廣議員

私が聞いているのは、試算をしたかしないかだけです。

○町長（日高 政勝君）

だから、説明せんとわからんでしょうが。

○議長（平八重光輝議員）

岸良議員、答弁を聞いてからにしてください。

○岸良 光廣議員

違う。私は、試算をしたかしないか、そこだけ聞いているんですよ。

○町長（日高 政勝君）

イエスかノーか、それだけを答えろということなんでしょうけれども、そう簡単なものじゃないでしょう。

○岸良 光廣議員

いや、簡単なことですよ。

○町長（日高 政勝君）

いや、そうじゃないですよ。

○岸良 光廣議員

試算をしたかしないかちゅうことだけですよ。

○議長（平八重光輝議員）

発言の許可を得てから発言してください。

○町長（日高 政勝君）

はい。詳しい計数的なことは担当課のほうが詳しいですので、担当課長から説明をさせていただきます。

○総務課長（崎野 裕二君）

議員御指摘のとおり、したかしないかといいますと、つぶさな積算はまだできていないところがあります。

これは済みません、長くなるかもしれませんが、給与をまだ具体的に決め込めていないところがございます。これは9月議会に上程いたしましたのは、制度の土俵をつくる部分の……。

○岸良 光廣議員

はい、わかりました。私が聞きたかったのはまず、試算をしてあるかどうか。なぜ聞きたいかちゅうと、昨年9月には包括民間委託をするのにトータル1年間マックスで2億5,000万円と、3年間で7億5,000万円の税金を使って町外の企業に委託したいんだと。これは人件費も全部出ていますがね。

今、課長もなぜ私、町長にどうしても聞きたかったかちゅうと、今回、会計年度で、もし今おる170名からの非常勤の方々を来年4月から会計年度での採用をするんだと。それを今、条例が9月議会に出てきています。ということは、今の職員の給与、そういうものがもう全部出ているわけですよ、平均値が。それに賞与を出しなさい、あるいは社会保険もかけなさいというのが国の制度から来ているわけですよ。これはそういうものを条例変更している間に来年4月から出すのであれば、もう既にこれは試算しなきゃおかしいですよ。包括でやるのか、あるいは会計年度の再任用でやるのか。

これは何で私、厳しいことを言うかちゅうと、町の預かっている予算は税金ですよ。町民が知るべきことなんです。だから、昨年9月の私どもが否決した7億5,000万円ちゅうのも恐らく町民の方は知りませんよ、詳しくは。なぜ、そんなお金がかかるのかと。だから、そういうのをやはり町民に見てわかるように、なぜ今そういうことをするのかちゅうのが町民の方々がわかるようにするためには、まずは町として、そういう来年4月から施行されるのであれば、もう既に試算をして包括がいいのか会計年度がいいのか、それぐらいはせめて試算をして議会にも報告をしていただきたい。それを強く要請をしまして、次の質問に入ります。

まず、先ほど町長のほうからも、昨年9月の件で地元業者へもどういうふうにと、また私どもが強く要請をしましたが、ここでも町長に確認なんですけれど、これは日南市の担当課長にも聞いたことなんですけれど、日南市も地元業者に一切説明をせずに県外の業者に委託をしていました。

それはなぜ地元業者に説明しなかったんですかという問いに対しては、担当課長も返答が出てきませんでした。ただ、わかったことは、その県外の民間の業者の方々に一番都合がいいのかどうかわかりませんが、市役所の職員が退職したと。その退職した職員を民間に採用してもらうわけです。その市役所を退職された方が責任者として、その民間におられるんですよ。言い方は悪いんですが、天下りですよ。

それで、じゃあ、今後どうするんですかと。そうしたら、地元の企業からもその委託について問い合わせが来たと。次回からは複数の業者によって入札をしなければいけないと思います、という回答がありました。そこで私が聞いたんですよ。そうしたら、担当課長も質問できませんでした。

なぜかという、来年4月から始まる同一会計年度で町が雇用する非常勤の方あるいは民間に移った方、これは同じ作業をして賃金格差が出てきませんかという質問をしました。担当課長は出てきます。なぜかという、行政は年に1回、人事院勧告で給料改定が来ますよね。ところが、民間に委託したところは、さっき言いましたように3年間、給料も全部決まった金額で依頼されています。だから、上げられませんか。行政採用は人事院勧告で若干の1時間ベースが上がっていくけれども、民間に委託と、ここで給与格差が生じますと。

それで、どうされるんですかちゅうたら、わかりませんと。課長のもう本当に心理的な返事でした。だから、これは民間委託をしなきゃならんというのは私も思っています。実際に一般の事務作業じゃなくて、それ以外の出先機関とか、そういうところが恐らくこれはもう町長が言われるように、包括的民間委託をしなきゃならんだろうと。それはしたほうがいいんじゃないかなというふうには考えているんですけれど、そこで町長、どちらの経費が高いのか安いのか、この試

算をやるのがやはり一番大事なんですよ。

それで、あとは民間委託とするならば、どういうところをするのかちゅうなったときに、もうこれは日南市のところがあるんですけど、財務課で民間委託をされています。1名、何をしているかと、公用車の整備作業です。総合戦略課、これは何かちゅう言いますと、フロアの案内ですよ。そういうところ。だから、実際の事務作業……。ほかにも図書館とか、ほとんどが出先なんですよ。

だから、もしされるのであれば、先ほどから言いますように、どちらの経費が安いのか高いのかをきちっと試算をした上で、それに対してどのくらいの経費がかかって、どうするんだというのをやはり町民一人一人が十分に理解できるようにオープンにしなきゃならないんです。我々議会にもそれをオープンにして議論をして、どうすべきなのかと。これを執行部側と議会側と、場合によっては激しい言い合いになるかもしれません。

なぜかという、我々も行政の方々も、町民が理解して町がよくなるのにはどうすればいいのかというのを真剣にやるのであれば、激論するのは当たり前ですよ。なあなあであれば、わかりましたで終わるんですよ。だから、そういうことにならないようにするためにも、そういう試算をきちっと出してもらって、せめてこれを議論するときには、どの部分とどの部分でどういう作業で何人出すんだと。どういう効果があるんだというふうなことはしていただきたいと思うんですが。

その点について、町長、もう一回、回答をしていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今回は来年4月からの任用職員制度について一応、枠組みということで条例の関係を出しているわけでありましてけれども、具体的にはおっしゃるとおり、この枠組みの中でどういう職種でどういう形でやっていくかということは、来年の3月の定例議会の前に具体的に出てくるかと思っております。

今回の場合はそういう制度ができたものですから、その準備のためのいわゆる条例であると。それだけは御理解をいただきたいと思いますし、また今後、総括委託をする場合とこういった任用職員との関係、これはもう当然その試算もする必要があるかと思しますので、そういう点ではまたお示しできるかと思っております。

○岸良 光廣議員

私は、いつも担当の課長には余り質問はしません。全て町長に質問をしております。これはなぜかといいますと、町長は一般の会社であれば社長なんですよ。課長の方々は社員なんですよ。

私は、なぜ町長に聞くかという、やはり方針は町長が決めるんだと言いますが、町長イコール社長です。社長が方針を決めるんだけど、予算的なこと、これは全部知っておくべきですよ。トップである社長、町長が予算のことは担当課じゃなきゃ正しい回答ができないと困るからというのは、これは本当に間違った考えですよ。トップとして税金を扱って、それでいろんな事業を進めるわけですから、方向性も方針も町長が出して細かい数字は下から挙げてもらって、その数字は全て町長あるいは会社の社長は知っておくべきであります。

そういう意味から、私はいつも町長に聞くんですよ。その点、町長はどのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

当然やっぱり町政を担っているわけですから、そういう責任のもとにしっかりとした町政の指針、方針、それらも示しながら、このことについては、議会でもそういうことで、いつも方針を述べて議論をしていただいているわけです。

それでまた、その具体的な裏づけとなる予算についても、それもまた、私どもで十分掌握して

いるわけでありますので、そしてまた、いろんな資料を得て、計算をしてもらって、その報告をこうして挙げる、そういう段取りはしておりますので、そこらも御理解をいただきたいと思います。

○岸良 光廣議員

今、町長もそう言われましたんで、私は今までどおり、町長に全て質問をしていきます。ですので、数値的なことも、今、町長が言われました全て知っていると言われたわけですから、町長に対して質問するときには、担当の課長やなくて、町長がじかに答弁をしていただきたい。これも強く要請をしておきます。

次に、今、来年3月議会までには民間委託の方向性を出していきたいというふうな説明でありましたが、これにもう1つ加えて、やはり、包括的民間委託をする場合ですけども、会計年度の非常勤の職員を採用する場合に、国の方針もええ加減なんですよ。

同一労働同一賃金を基本にして出しているんです。ところが、期末手当も出しなさいと出ていますよね。ところが、それを職員と同じで出しなさいと書いてないでしょう。職員と同等で期末手当を出しなさいとは書いてないような気がするんです。

ただ、条文としては期末手当を出しなさい、あるいは保険をかけなさいというのがあると思うんですが、そうなってくると、各市町村によって臨時職員の期末手当、あるいはそのほかのいろんな手当についても、各市町村単位でやりなさいというふうに理解すべきなのかなというふうに思うんですが、その点町長、どうなんでしょうか。お答えください。

○町長（日高 政勝君）

この任用職員については、おっしゃるとおり、こういう報酬のほかにも、期末手当とか、そういうことも、あるいは休暇とか、いろいろあるようでありますので、その辺は、市町村のいろんな報酬の決め方というのはいろいろあるかと思いますので、それに応じて、どの程度の手当をするかということは、また、おのずと違ってくるんだらうと。必ずしも同一じゃないかというふうに考えておりますので、こちらはこちらの判断で一緒にやっていきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩をします。再開は概ね、午後1時5分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時05分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○岸良 光廣議員

2問目に行く前に、午前中しました包括的民間委託について。

これは、昨年9月議会でもしましたが、町長にこれはもう確認なんですけども、これは日南市の担当課長にも話を伺いまして聞いたことなんですけど、まずこれ、先ほど、午前中にも町長のほうからは地元企業にもという話がありましたんで、その点私は安心しているんですけども、ただ、地元企業と県外の大手に頼んだときに、地元企業に頼めない、何か大きな理由があるんですか。それは何か特別な資格が要るとか、あるいは、大きな特別な技術が要るのですかという質問をとか、終わってからまた聞いたんですけども、何もありませんと。

何でじゃあ地元じゃなかったんですかと言ったら、いや、そこまで考えが及びませんでしたと

いう説明を個人的に受けたわけですけども、それからいったときに、これはあくまでも労務管理なんです。要は、今の非常勤職員を民間に移ってもらう。民間からまた行政のほうに仕事に来てもらう。これは仕事の指揮命令系統と勤務体系の確認、それから給与等の支払い等、そういう労務管理をするだけですので、何らそういう特別な資格も何も要りませんよねという話をしたら、確かにそうですという説明がありました。

ということは、地場産業でも現在、外国人労働者とか、いろんな従業員を多数抱えておられるところもあります。そういうところに門戸を広げていただきたいと。午前中の町長の答弁でも、地場産業も検討していきたいというふうな説明がありましたんで、そういうふうにしていただくであろうというふうに、これも強く要請をしまして、次の人口問題のほうに入っていきたいと思えます。

まず、町長にお伺いしますけど、町民課のほうに人口、実際今、何人いるのかと聞いたときに、推計人口、これは国勢調査を基準とした推計人口。ある年度の国勢調査をして出た人口に毎年の出生数、それから自然減、それをずっと推計をしていったのが人口推計だと。もう一方は住民台帳の人口数。これ、町長にお伺いしたいんですが、さつま町の実際の人口に対してどちらが正しいものか、町長の答弁をお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

通常、公表をしておりますのは、住民基本台帳に基づく住民基本台帳人口だと、そういうことで公表をいたしておりますが、ただ、国勢調査人口をもとにして、その後の推移状況を見て、推移人口ということも公表しております。

それ、どれが正しいかと言われても、基本がそれぞれ違いますので、若干の数字の違いはあるかと思っておりますけども、いずれのほうを使う場合もございます。どちらが正しいということは、ちょっと言えないと思っております。

○岸良 光廣議員

何月の町報だったか、ちょっと忘れちゃったけども、その町報にも、推計人口で町報に記載されたんですよ。今、町長が言われたどちらとも言えないと言われるんですけど、行政の台帳で出しているんだという説明でしたけど、そうであるならば、町報に推計人口で2万1,000人を切った人口数を掲載するというのは、これはおかしいことになってくるんじゃないかなと思う。

町長の話そのまま素直に聞けば、じゃあなぜ人口推計を出したのかな。台帳では2万1,000人ではまだキープされてますけど、推計人口では、もう2万1,000人を切って2万774人、台帳でいくと2万1,202人、こういう数字があるんですが、なぜこれを私が言うかと言いますと、まず一番最初に、平成24年から平成27年まで、これ、住民台帳と人口推計の人口推移を担当課のほうからもらったんですよ。そうすると、住民台帳のほうからいきますと、この4年間で1,000人ぐらい減っているんですけど、これが推計人口でいきますと1,200人ぐらい、1,300人強。一番おもしろいのが、平成24年から平成27年まで見ますと、推計人口というのは、ある年度の国勢調査をして出てきた人口数に毎年の出生人数を入れて自然減を省いたものが、この統計が推計人口だと思うんです。ということは、国勢調査が行われてから毎年の自然減と新生児の生まれた数、これを合わせていくんですけど、これが、平成24年のときには、推計人口と住民台帳が566人違うんです。

おもしろいことに、これが平成24年から平成28年までは4年間、同じ566人なんです。毎年。毎年の生まれる数も違うだろうし自然減の数も違うと思うんですけど、ただ、人口推計と住民台帳の差を見ていくと、この4年間、全く同じ566人、4年間推移している。

今度は平成28年から30年までは、これが全く3年間同じで428人なんです。この

566人、428人、全く同じなんですけど、なぜこうなるかわからないんですが、ここで私が聞きたいのは、例えば平成24年、住民台帳が2万3,720人、推計人口が2万3,154人、このときの役場の職員、これが職員533名、再任が1人、非常勤が176人で合計530人なんです。

それから、平成30年度でいくと、推計人口が2万774人、台帳が2万1,202人。でいくとこれが、さっき言いました24年度から見ると約二千四、五百人人口が減っているんですけど、この平成30年のときの職員数、331人、再任が10人、臨時職員が185人、合計で526人なんです。要は、2万3,000人と推計人口でいけばですけど、大丈夫なんですけど、2万3,000人と2万1,000人を切ってきた約2,000人強人口が減ってきている状況の中に、正職員、再任、それから非常勤職員合わせたときに、20名ぐらいしか変わらない。

何が言いたいかと言いますと、今の状況で、2018年で、平成30年ですけど、これから10年後考えていくと、例えば、町長の立場として中長期で、人口と役場職員の定数、これを考えていかれると思うんですけど、今の毎年平均の人口減を計算していくと、これ、昨年、おとしも、町長とは人口のことで、相当私も一般質問でも協議させてもらった経過が何回もあるんですけども、国の統計からいくということで、町長は、2040年か2045年だったですね。1万5,000人をキープするんだという説明をされましたけど、今、この実態からいきますと、10年後、2029年には1万6,000人を切るか切らんかというところまで、10年後は減る計算になります。

これは、今の実態の毎年の平均の減っていく数を計算していくと、そういう数字になってくるわけですけども、そうしたときに、2万3,000人の人口から、例えば10年後か12年後に1万6,000人、もしくは1万6,000人を切るであろう。そこまで人口が落ちたときに、10年先と言え、そんなに長くありません。

今後、ここ3年、4年ですか。60歳到達者の方々が、職員の方が大幅に退職になっていかれます。そうしたときに、10年後の人口に対する役場職員、これをどのように今後考えていかれるのか、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

職員数については、これまでも行政改革の中で、本当に適正な人数の確保ということで、毎年見直しをしておりますし、定員の管理計画ということも策定もいたしておるわけですが、確かに、今の人口というのは著しい減少の方向にあります。

ただ、この人口のみをとらえて職員数を考えるかということになるのか、あるいは、いろんな権限移譲という仕事も、県から仕事が、身近な仕事として住民福祉の増進のためにやっていかんやいかんという面もございます。

したがって、産業構造の面あるいは行政区域のいろんな課題とか、いろいろございまして、総合的判断をしながら進めていくわけでありまして、やっぱり基本は、こういう人口が減る中では、現状維持というのは、財政的にもまた厳しくなるのでありましょうから、この辺は、しっかりと見据えた上で、先ほどから申し上げますとおり、現状を厳しく見直していくということになろうかと思っているところであります。

○岸良 光廣議員

私が先ほどから言いますように、10年というスパンで今質問しているんですよね。

なぜ10年を言うかといいますと、これはやっぱり、町のトップである町長としては、中長期を考えたときに、去年、おとしもでしたけど、町長は2040年か2045年やったかな。1万5,000人を国が示しているんだから、これをやるんだと。それを目標にするんだという

説明でした。

しかし実態は、今言いましたように、2040年じゃなくて、2030年を前にして、2029年に1万6,000人を切るであろう。ということは、10年先へいったときに、今度は、平成24年から比較すると、人口減のベースでいくと大体7,000人強、人口が減る。そうすると、国からの補助金にしても、いろんな国から降りてくる資金についても、急激に収入が減るわけです。

ということは、それをやっぱり予測して、10年後にはどのぐらいの役場の正職員あるいは再任、非常勤、これがどのぐらいにはしなきゃいけない。このぐらいまでで何とかできないかというのは、やはり、これは町長、目標を設定されるべきと私は思うんです。

これが10年先まで、まだ何とか2万人をキープできるよというのであれば、今のままでいいんですよ。だけど、もう10年後には1万6,000人を切ってしまう。もうそういう状況が目に出てきているわけですね。

それで、人口をもとにするのか、あるいは、まだそれはでけんと言われますけど、もう現に国からの2万人のときと1万6,000人のときには、金銭的に大幅な違いが出てくると思うんですよ。そうなったときに、役場の仕事をどうこうというのは、まず、今度はさつま町として運営ができるのかどうか、そういう問題もかかわってくると思うんです。そういう面から見て町長、やはり10年というスパンでは、人口数と役場職員、これは職員数、正職員だけじゃなくて、再任も含めて、また、非常勤も含めて、10年後までの目標を設定すべきであると私は考えるんですが、その点について町長、もう一回答弁をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

10年後、確かに人口が減ってまいりますので、当然として、この職員数の適正なあり方というのは、今でも毎年見直しを進めて、正職員、それから今回、来年度から適用します臨時的任用職員、それと、また一方では、この定年を迎えても再任用という職員がおりますので、そういう方々の把握、それからまた、一方では、将来的な人事構成、年齢構成を見たときに、全く採用しないということにはならんと思いますので、そういうことも総合的に考えた上でなら、正式職員をどういう形に持っていくかというのは、今おっしゃったことを、当然頭に入れて計画をつくらにやいかんと思っております。

ただ、今のところは、定員管理計画の中で、合併をして10年が過ぎて、次の10年間ということで、今、計画を立てておりますのは305という数字で、正職員の場合ですね。後はまた、臨時職員の任用的な方、それから再任用、それから新しく採用する方、そういう方を含めて、どの程度するかというのはまた、例えば、平成39年で、総体を480、全てを踏まえて、そういう計画にということで、今の段階ではそう考えているところです。

おっしゃったとおり、人口減少の進行がまだ、さらに厳しくなるということであれば、それはまた毎年、見直しをしていくということになろうかと思っております。

○岸良 光廣議員

今のところ、さつま町としては、財政的にはさほど問題はないんじゃないかなと思うんですけども、ただこれが、私が言うように、町長が前言われちゃった2040年、2045年に1万5,000人というのは、当然これは無理な数字だと私は思います。これについて、町長がやっぱり無理なんだなというふうに認識しておられるのかどうか、まず、そこをちょっとお答えください。

○町長（日高 政勝君）

この第1次の地方創生の総合プランの中で、人口ビジョンというのを立てたわけです。これに

については、国のほうもそういう人口を考えて、どういう創生を行っていくかということでございましたので、本町は、そのときは今の約半分ですね。1万1,000人ぐらいの数字に将来的にはなるだろうということでありましたので、それはやはり大変なことになるから、何らかの、考えられる全ての対策を考えて、1万5,000人まではキープをしたいと、そういうことで考えているわけでございます。

例えば、出生率を今、1.78ぐらいのところを1.8にするとか、あるいはUターン、Jターン、Iターンとか、そのほか、さまざまなことを考えてそういう数字をしております。

何もしなければ本当、もう1万1,000人、すぐなると思うんです。それを、なるべくいろんな施策を講じて、そういう人口の減少の進行を緩やかにしていきたいということで、できることなら1万5,000と言っていますが、本当は、合計特殊出生率にいたしましても今、国全体が1.4ぐらいですかね。これを1.8ぐらいに、国は1.8と言ってますけども、非常に至難の状況がうかがえます。ただ、目標に向かって努力をするという、そういう気持ちでいるということです。厳しいという言葉も感触として受けております。

○岸良 光廣議員

町長も人口、実際厳しい状況であるというのは十分認識されているというふうに認識はします。その中で、今後の財政を考えた場合に、やはり、2万人をキープできる状態と、2万6,000人を切るであろう状態に來ると、国の交付税から何か、全部減額されてくると思うんですね。ということは、これがまだ、20年ぐらい先であればまだいいんですけど、10年先になったときに、恐らく5年先には、今、2万人のものが恐らく1万8,000人を切るんじゃないか。

そうすると、現状の交付税と5年後の交付税は物すごく変動してくると思うんです。そこについては、町長、今後、任期をどうされるかわかりませんが、今回の任期中に、やはり、5年、10年先のスパンを考えたときに、やはり、交付税がこのぐらいになるであろう、人口がこのぐらいになるんじゃないか。そうしたときに、どうしても、行政にも最低限必要な人員は要ります。住民サービスもありますから。

そうしたときに、正職員の数と再任の数、それと臨時職員の数、それを含めて、やはり、人口が、例えば1万8,000人ぐらいになったときには、どのぐらいの職員で何とかしたいかと。

1万6,000人になったら、きついんだけど、このぐらいの人間何とかしなきゃならんんじゃないかというような目標設定は、やっぱり、今のうちに、後々のことを考えて、あつてしかるべきと思うんですが、その辺について、もう一回御答弁をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、交付税も計算指標というのは、もう人口が主になっておりますので、人口が減っていけば当然、交付税も減っていくということの仕組みになっておりますので、これから将来、地方交付税の普通交付税については減額の方だということは受けとめております。

当然、人口が減っていきますと税収も減るということです。非常に財政運営というのは厳しくなるということは想定をいたしております。したがって、今もございましたとおり、正規職員は大体どの程度の規模の適正か、あるいはまた、再任用の職員が年金をもらうまでは、やっぱりしばらく期間がありますから、国としては、やっぱり希望があれば再任をなさいたいということになっていますし、一方では、先ほど言った臨時的任用職員もちゃんと受け入れて、期末手当もやらないということになってますから、人件費は幾らでも上がってくるという仕組みになっていますので、とにかくここで歳入は減る、歳出は増えるという状況が来ますので、本当に今、御意見にありますとおり、適正な数のあり方というのは、毎年、歳入の状況も見きわめながら、この人件費については適正な数を確保していく。見直しも計画を立てていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

ぜひですね、やはり5年、10年先を見据えたそういう計画というのは、早急につくっていただきたい。それをもとにして、毎年毎年の適正化をやっているんだというふうに、町長も何回もきょう言われますけども、それも、やっぱりもとになるのは5年、10年というそういうスパンで計画を組むべきであろうと。

特に、いろんな自分なりに調べた結果が、さつま町の今の年齢、例えば、60歳以上が何人、それ全部調べたときに、恐らく、さつま町が1万3,000から1万4,000人ぐらいになったときには、大幅な減少は恐らくとまるだろうなど。

なぜかといいますと、余り言うたらいかんのですが、さつま町の今の総人口の中の65歳以上の方々の人口数というのが、全体の半分以上を超えているんですね。そう見たときに、特に75歳以上、この方々が8,000人ぐらいおられる。

というのは、これから10年先になったときに、自然減のところが大幅に変化してくると、恐らくとまってくるだろうと。と同時に、新生児なんですけど、ことしの成人式がころうじて200人いるかいなかったですね。その前の年が220人ぐらいですか。これ、担当からもらったんですけど、平成26年はさつま町全体の中学校の卒業生が196人なんです。ところがこれが、令和2年175人、これが、このデータが正しければですけど、令和11年には中学校の卒業生が143人しかいない。

令和11年と言いますと、今からまた10年後ですよ。そのときに、新生児が大体、恐らく110人ぐらい生まれるのかなと想定していくと、先ほどからちょいちょい私が説明しています人口が、恐らく10年後には1万6,000人切るかどうかだと。それでいくと、20年後には、どう見てももう1万3,000人そこそこまで落ちますよね。であるならば、せめて10年先までの職員の数と人口に対する、これは町長も認めておられますように、交付税、税金が減収していくということは、今の年間130から140億円近い、もうその予算が使えなくなるんだと。下手したら100億円を切るんじゃないかというところまでいくと思うんですよ。

そういうのが目に見えてきているものですから、できるだけ、せめて5年、10年のそういうプランというのを早急に設定していただいて、町長が今言われますように、毎年毎年のそういう正しい職員数。

当然これは、正職員も入れなきゃなりません。と同時に、あと3年、4年したときに、今、60歳定年が65歳まで国のほうも変わってくるでしょうから、当然、今は年金とは言われてますけど、今、65歳から満額のやつが、希望によっては70歳、75歳まで満額をもらわないで何とかできないかというところ、いろんな説明がされてますけど、そうやってきたときに、やはり、さつま町としても、単独で運営していくためにはどうすべきかというのを考えれば、くどいようですが、10年ぐらい先までを、そういうプランをつくっていただいて、さつま町が10年後も20年後も単独で町として運営ができるような、そういう計画をぜひ町長につくっていただいて、安心・安全なさつま町ができるようにしていただきたいと、そういう計画をつくっていただきたいということを強く要請いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

次は、1番、上圀一行議員の発言を許します。

〔上圀 一行議員登壇〕

○上圀 一行議員

私、この質問は3月議会でもいたしましたけど、まだ具体策が見えてきませんでしたので、今回、

今年度の施政方針にもございましたので、再度質問いたします。

町長は令和元年度の施政方針の中で、町民の皆様が夢と希望の持てる元気な町の実現に全身全霊を傾注して取り組んでまいるとあります。

そこで、少子化はますます進むことは否めません。こういう現象から、人手不足、中小企業や地域経済を支える根幹部分で回復力が低迷せざるを得ず、楽観視できない状況にあると分析されております。

そこで、今後ますます増加する外国人就労者に対して、雇用対策・定住対策の一環として、企業と情報交換を行いながら、生活環境への対策などに取り組んでいくとございます。情報交換の実施状況、生活環境の対策をいかほど、いかような形で取り組まれているのか、お伺いいたします。

また、外国人就労者の方に、さつま町に来ていただくための施策をどのように考えているのか、伺います。

また、施政方針の中で、普通交付税の縮減に備え、人口減による町税の減少など、自主財源の確保が非常に厳しい状況であるとうございます。外国人就労者に町内に来ていただくことで、町税、交付税とも少しでも解消されるのではないかと思います。今後、どのような取り組みをされるのか、伺います。

1回目の質問を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上圀一行議員のほうから、外国人就労者の受け入れについての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、一番目の外国人就労者に対する生活環境対策への取り組み状況についてでございます。

本町における外国人就労者につきましては、これまでの議会でもお答えをしまして、それぞれの企業における技能実習生を初め、南米からの日系人家族の受け入れをしている企業と情報連携を行っております。これらの外国人に対する生活環境対策など、関係課と横の連携協議をしながら進めているところでございます。

具体的には、例えば、ごみの分け方と出し方のパンフレットにつきましては英語、ポルトガル語、ベトナム語版を作成いたしまして、それぞれの受け入れ企業や該当の公民会長さん、また、公民会未加入の外国人に対しましては、個々に配布をして、周知を図っているところでございます。また、自転車によります通勤者が多いために、日本の交通ルールを理解不足による事故防止のため、通訳を交えながら、交通安全教室を開催いたしております。

特に、本年10月号の「広報さつま」については、インターネット上において多言語、例えば英語、中国語、ベトナム語などで配信予定をいたしております、この多言語で広報紙を配信しますと、県内でも初の試みと考えております。

また、町の総合振興計画におきましても、多様な文化が共生するふれあいのまちづくりを掲げておりまして、現在、企画政策課においても、多文化共生プランを作成するよう、指示をいたしているところでございます。

以上のように、外国人に対する生活環境対策につきましては、さまざまな対策を講じてきておりますが、今後におきましても、想定されます課題等については、関係課を初め、企業や関係機関等と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2番目の外国人就労者に本町へ来ていただくための具体的な方策についてであります。

本県における有効求人倍率につきましては、高い水準で推移をいたしております。本年6月期は1.36倍、北薩地域においても1.32倍となっております、38カ月連続で1倍台となっております。なかなか職場のほうに、ハローワークのほうに求人の申し込みをしましても働き手がないという状況で、こういう高い数字になっておるところでございます。今、求人が求職を大きく上回っているという人手不足の状態でございます。

町内企業においても、全くそのようなことでございまして、結果的に、申し込みがないために外国人就労者に頼らざるを得ないという状況になっているところでございます。

このようなことから、鹿児島県におきましては、増加する外国人就労者に対応するため、この4月から商工労働水産部内に外国人材受入活躍支援課という課が設置をされまして、外国人材の安定的な受け入れ、あるいは定着に向けました取り組みを支援することになったところでございます。

本町におきましては、外国人の皆さんが住みやすく、働きやすい共生の環境づくりに努めていくことが極めて重要であると考えますので、関係の企業や地域住民の皆様方のさらなる理解と協力をお願いをしまっておりまして、これからもそのように努めてまいります。

また、本町のあちこちにあります事業所の関係につきましては、特に、南米の日系人の派遣を行っている株式会社アバンセコーポレーションにおきましては、ブラジル国のサンパウロ市で開催されます日本祭りのブースで本町を写真で紹介されるなど、定住志向の訪日希望者にPRをしていただいているところでございます。

次に、3番目のこの自主財源確保等が厳しい状況の中、町税等の収入確保に向けた外国人就労者に関する取り組みについてであります。

外国人就労者にかかります町税等については、国によって違いますけれども、日本人と同様に課税をされております。当然、増えることによりまして、一定の収入確保につながるものと考えております。

人手不足によりまして、その労働力を外国人に頼らざるを得ない中でございます。言葉の問題を初め、ごみ出しとか住宅の問題など、引き続き、派遣会社や関係の企業の皆さんとも連携をとりながら、受け入れ体制等についても十分検討をしまっているつもりでございます。

これからも、雇用の関係というのを最優先ということになっておりますので、外国人就労者については、課題に対応しながら、外国人に対する日本語教育を初め、日本の文化あるいはこの地域とのコミュニケーション、こういったことをさらに推し進めてまいりたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○上 園 一行議員

取り組み、よくわかりました。

いろいろ、交通ルールなんかも南日本新聞に取り上げられておりまして、ごみの分け方も掲載がございました。そういったことでわかっておりますが、この言葉の問題ですね。もう少し通訳の方、町独自で増やしていただくとか、そういったところをもう少し重点的にやっていただければ、他市町村よりも、さつま町に行けば、言葉の弊害もなく過ごせるよというようなことができると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、いろいろ外国から今、さつま町に300人ぐらい見えているんですかね。私が申すまでもないことですが、全国では、この外国人就労者にもう少し日本に来ていただくために、法務省でも法的整備、来ていただきやすいような法の整備に当たっていただくということに、ことは幾らでしたかね。58億円税金のほうをつぎ込んでやっていくと。

それから先ほど、県のほうでも申されましたが、特化したそういう部署、県庁のほうで設けてあるようでございます。町独自も、ふるさと振興課でしたかね。じゃなくて、もう少し、そういった重点的な部署を設けて、積極的にほかの市町村よりも早く、手早く取り組んでいただきたい。そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

最近、毎月、外国人の就労状況も調査をいたしておりますけども、調査をするたびに増えてきておりまして、現在では、約400名ですかね。就労者がいらっしゃるようでございます。

特に、ベトナムの国からの就労者が多いわけでありまして、非常に多国籍にわたっておりますので、言葉もまた、多言語になっておりますので、それにどう対応するかということで、今、その辺の検討もいたしているところでございます。

企業の皆さん方と、そしてまた、派遣会社というところもございますので、今でも連携をとって進めておるわけでありまして、かなり、その辺の受け入れ体制というのは、非常に文化が違ふということもありますし、やはり、日本の日常生活にうまくなじんでいただく。そして、町民の皆さん方も外国人の皆さん方と接する場合、やっぱり、決して壁をつくるのではなく、やっぱり、同じ町民として受け入れを温かくやっていただいて、いろいろな機会に接していただく。このことがまた、ここに来て、技能実習生は3年から5年したらお帰りになるわけでありまして、帰ったときにいいですよと、いい町だったということでこのお話をしていただければまた、次から次と、また行ってみようかということにつながってくるんじゃないかと思っておりますので、やはりそういう、町民で温かく迎え入れて、またいろいろ、指導していただくところは指導していただくということも大事だと思っておりますので、その辺はまた、今後も皆さんといろんな啓発も進めていきたいと思うところでございます。

今のところ、8月末現在で397名ですね。約400人と申し上げました。397名の方がいらっしゃいます。在住者は約400名ということです。それぞれ、ベトナムの方が298名ということです。大方の在住者であり、あと、フィリピンの方、あるいは中国の方、ブラジルの方、非常に多国にわたっております。

○上岡 一行議員

よくわかりました。

企業の方と連携を密にしてと申されましたが、それも一番大事だと思います。もう少し、企業の方よりも積極的に行政のほうが進める、そういった考えはないでしょうか。

企業のほうが人手不足でお願いしていらっしゃいますので、とにかく、人の手が足りなければ企業は成り立っていきませんので、企業が潤えば、また、町のほうにも潤うということになりますので、行政のほうは、もう少し積極的な取り組みを見えることはできないでしょうかね。町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

働くということが前提になってきておりますので、現状は、労働力確保という形で企業の皆さん方が受け入れをしていらっしゃるわけで、行政が、それ以外に、もっと前面にでて受け入れをせんかということなんでしょうけど、やはり、そこら辺はなかなか直接的に、なら何をするのかということもありますので、やはり、まずは働く場を確保していただくということが町の発展にもつながりますし、企業の振興にもつながることでございます。

県のほうでも外国人の、先ほどもおっしゃいましたとおり、外国人の受け入れ活躍支援課ということで、受け入れに対しては、こういう支援をしますよと、行政はそういう体制にならざるを得んのかなと思っているところであります。

○上圀 一行議員

よく判りました。行政の積極的な取り組みを要請いたしまして、私の質問、終わりたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、上圀一行議員の質問を終わります。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました次年度の予算編成取り組みについて質問をいたします。

人口2万1,000人弱の小さなまちが、いかに活性化に努め、日本全体にアピールしていくかは、まちを挙げて取り組む以外にないのでは。「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」、さつま町の基本構想で10年先の協働のまちづくりです。行政でも予算執行、補助事業等を活用し、まちの活性化に努力が見られますが、効果の精査はいかがでしょう。

高齢者が、これまでも自分の農地を守り、また地域でも活性化の先頭に立って頑張っている現状であるが、生産性、販売力には限界が生じているのが実情です。さらなる国県への活性化の支援策要請が必要だと思います。

次年度編成が近づいたが、まちの活性化を考えると、さらなる支援、補助、支援体制が望まれる状況にあります。次の2点について、町長の考えを伺いたいと思います。

薩摩中央高等学校の振興対策事業費が、令和2年度には減額の説明の考えだが、今後どのような取り組みをされていくのかお伺いいたします。

2点目は、各種支援事業の中で、運営上苦しい団体への支援策について、今後どのように捉えられているのかお伺いいたします。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員から予算編成の取り組みについての御質問でございます。それぞれお答えをさせていただきます。

まず、1点目の薩摩中央高等学校振興対策事業費が令和2年度には減額の考えであるが、今後どのような取り組みを行っていくのかということでございます。このことにつきましては、さきの田野議員のほうにもお答えしたとおりでございますけれども、薩摩中央高等学校の維持存続についての考え方については、もう平成27年度に高等学校振興対策助成制度を創設いたしました。通学補助など8つの項目を設けておりますが、その成果につきましては、保護者の経済的な負担の軽減、あるいは生徒の皆さん方の国家資格の取得とか、あるいは模擬試験のそういった補助の関係等もありまして、いろいろ難関の資格取得とか、あるいは上級学校への進学などをするに当たっての生徒の皆さん方の進路に大いに役立ったものと考えております。

特に、福祉科の生徒の皆さん方は、国家資格の取得率というのは非常に高い割合でございます。早い機会からそういう取得をされておることは非常に成果ではないかと思っております。

しかしながら、議論にありますとおり、生徒の確保という面では非常に難しい状況がございます。今日の著しい少子化の現象、あるいは高校の授業料の無償化とか、そういう関係もありまして、私立高校への入学者も増えているということ、そしてまた、スポーツのたけた生徒については、そういった専門の高校からの勧誘とかありますので、なかなかこの薩摩中央高校だけにとい

う選択にはなっていない。非常に幅広い選択。普通科については、学区が北薩学区になっておりますので、以前はこの町内の学校ということになったんでしょうけども、普通科については北薩学区の学校に行けるということで、そういう意味合いもあって、なかなか今厳しい状況がございます。

本年7月の進路希望調査におきましては、募集定員が160名ですが、応募をこの時点でされた方は48名、いわゆる倍率は0.3という非常に憂慮すべき状況でございます。これらの現状を踏まえまして、これまでの助成制度の成果というのを検証した上で、ちょっと見直しをやったりやったほうがいいのかなと思っております。先ほどの田野議員のほうにお答えしましたとおり、基本的な課題というのは魅力ある高校づくりということが一番重要なことじゃないかと思っておりますので、それについて、薩摩中央高校の取り組みとか魅力というのを、町内外にももっともっとアピールをするための広報活動というのが大事じゃないかと思っておりますので、そういったソフト面の支援を行ってまいりたいと思っております。

具体的に言えば、いろいろありますけども、とにかく町内の保護者の皆さん、生徒の皆さんが地元高校に入学するような、やっぱりそういった魅力を発信するというのが一番大事かなと思っておりますので、そこに力を入れていきたいということでございます。

そしてまた、地元に着した学校づくりとともに、この地元密着の高校ということで一生懸命努力もされておりますので、そういったこととか、あるいは長い伝統と歴史のある高等学校でありますので、やはり同窓生という方もたくさんいらっしゃいますので、今でも宮之城農業高校、宮之城高等学校、それから今の薩摩中央高校、こういった同窓会も一つになって紫尾山同窓会となっております。非常に多くの諸先輩方がいらっしゃるわけでありまして、そういう同窓生の皆さん方も本当に母校として熱意を持っていらっしゃるわけでありまして、母校の維持存続のために、やはり一人一人が多くの皆さん方を呼びかけて、一人でも生徒の確保に努めていただくことも大事ではないかと思っております。

行政は行政としてもやりますけれども、やはりそういったいろんな形での取り組みをやっているかないと、これから非常に厳しくなるというふうに深く受けとめておりますので、その辺の取り組みについても、同窓会の皆さん方にも、この前の同窓会の席上でもお願いを申し上げたところでございます。

それから、予算編成の取り組みについてでございますが、なお、いわゆる厳しい団体等に対する今後の支援策ということでございます。本年度におきましては、町から50の各種団体等へ、約8,000万円の運営補助金を予算計上いたしております。予算編成の段階で、これらの補助というのが、やはり公益上必要とされるというものでありますので、そういった適正な団体については、収支状況を十分勘案した上で補助金の支出をいたしているわけでございます。当然、こういう団体につきましては、町が推進しますいろんな施策の実現とか、あるいは町民福祉の増進という公益性を十分有しているという面から補助を出しているわけでございます。

ただ、各団体におきましても、やはり構成団体の人数が減っていく、人口減に反映をしまして会員数が減る、そういうことで運営に支障を来しているというところも出てきているところでございます。

そういうことで、それぞれの事業内容の見直しとか経費節減、そういった自助努力は当然でございますが、これらが厳しいから、安易に町の補助金を増やしてくれということになりますと、また町の財政もそんなに豊かちゅうわけでもありませんので、やはりお互いに財政の運営については見直しをしながら、より効果のあるものにやっていくことが大事ではないかと思っておりますので、町としましても、そういった活動の成果とか、あるいは補助の効果というのを十分検証

した上で、また必要な助成は考えていく必要があるかと思っていますところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

この高校振興対策事業の件では、同僚議員のほうの質問にもありましたように、その中でも答弁いただきました。重複する点があるかもしれませんが、町長、おっしゃるように、学校自身が存在意識を含めて、魅力ある学校づくりを希望すると、助成制度は手段であり、いかに魅力ある学校かが知名度につながるという答弁を、先ほどされておりました。確かにそうであるとは思いますが、今のこの入学者数、あるいは在学者数ですかね、ここの推移がだんだん減っていく中で、こういう支援活動をされている中、いかに効果があったのか、それからそれがなかったのか、これはまた学校にももう一度踏み込んで考えていただかなければならない点だと思います。

再度お伺いいたしますけれども、やはり普通高校が地域的な面はないんですけれども、この学校の魅力ある学校ということで、町長、行政等が学校側にいかにこういうのを要望されたことがあるのか、あるいは話し合いの中でそれを追求されたことがあるのか、その点をちょっとお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

御案内のとおり、高等学校については、高校振興対策協議会、これも今までも申し上げてきておりますけれども、町、それから町内のいろんな関係機関も一緒になって、あるいは中学校の校長先生とか、そういう方々も、構成員になっていただいております、いろんな立場から、ここの唯一の高等学校の振興をとということで御意見をいただきながら、高等学校のほうには、校長先生以下、教頭先生、進路指導の先生等、一緒になって御意見を申し上げてきているところでございます。

もちろん学校の現状等につきましても、校長先生から常に御報告をいただいておりますし、そういう中でいろいろと今まで申し上げたようなことは申し上げてきております。そしてまた、この担当課であります企画政策課のほうでも、こういう新たな補助金のあり方についても高等学校と十分協議をいたしているところでございます。

○川口 憲男議員

先ほど町長の答弁にもありましたように、学校等も十分話し合いをしているということの答弁がございました。私もこういう質問をすることに当たって、学校のほうに出向きましていろんなことをお聞きしました。

当初のところでは、課外活動費ですかね、課外費の補助とか、大学受験費が新年度ではカットされるんですけど、なぜこうなったのかということも担当課にもお聞きしました。しかし、学校当局は、それ以上に、例えば制服、通学費、カバン等の補助を願っているとか、あるいは海外研修費用は見てくれないかという考えも示されておりました。

ちなみに、阿久根市の鶴翔高校では、海外研修を学校がやってくれんかという呼びかけがあったそうです。非常に財政が潤っているのかなと、阿久根市のほうがですね。それで行政のほうから、こういうような取り組み、学校が取り組む気はないかとかいうのもありましたけれども、そこには先ほど町長の答弁にありましたように、いかに薩摩中央高校に魅力があるか、そういう子供が寄ってくるか、やっぱりそういうところがあれば、またこういうのも行政のほうからも投げかけられる点があるんじゃないかと思っています。

そして、先ほどお答えにありましたこの学校、中央高校との振興対策協議会、年に2回ぐらいですか、開催されるということで、町長の答弁にありましたように、学校長や同窓会長、多層な

るメンバーが優秀なメンバーの方々が参加していращやいます。

やはりこの中でどういう話し合いがあったのか、私たちには全然通じてこないのが現状であり、またこういう協議会が、平成27年ごろですかね、もう数回と開催されているんですけど、いま一度、薩摩中央高校がこういうふうにして魅力ある学校づくりに、やっぱりこういう振興対策協議会のほうが努力をされるというか、そういう意見が反映できるんじゃないかと私は思います。校長先生にしる職員の先生方にしろ、3年なり5年なりで異動されます。そうすると次のことが判らないというような状況の話になってくるんじゃないかと思っています。

町長、先般、8月の24日ですかね、新しい名称は「紫尾山同窓会」ですか、なるのがあったと思います。町長も先ほどの答弁でおっしゃいました、町内に大勢の同窓会生がいると。行政にしる議会にしる、そのメンバーがたくさんいるんですけど、こういうことを申し上げては何ですけど、私も町の看板ですかね、屋地のあそこに掲げてあった看板で、「ああ、同窓会が、まちのあるところであるんだな」ということを聞いたんですけども、そういう我々にも、その案内というのはなかったんですけども。

やはり町長の答弁にありましたように、町を挙げて薩摩中央高校を盛り上げるという力が必要じゃないかと思っております。そういう点で、町長、再度お伺いいたしますが、この振興対策協議会のメンバーなるものということはおかしいですね、メンバーにいらっしゃる方々に対してもですけども、やはり先ほど申し上げました町を挙げて活性化に取り組むような考え方が必要だと思うんですけど、町長、再度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

県立であっても、そのまちに存置をしているところから、その自治体がいろいろ支援をしておるところもございます。さつま町に限らず、いちき串木野市、あるいはこのお隣の伊佐市のそういうところも、それぞれなんらかの支援対策を講じております。ただ、内容的に、ちょっとやっぱりお互いに見直しをせんにゃいかんという認識は、もう一致をしているようでございます。

この振興対策協議会ですね、確かにこの組織だけにとどまらず、広くやっぱり町民の皆さん方にお知らせをしながら、やはり一つしかない高等学校を盛り上げていく、こういうことが非常に大事なことでございます。メンバーも幅広くいろんな関係機関の皆さんがいらっしゃいますので、そういう組織の中で、また輪を広げていただいて、そういう呼びかけをしていただければ本当ありがたいんですけども、なかなかその域から脱していないのか判りませんが。

とにかく今申し上げたとおり、長い歴史、伝統のある高等学校でありますから、これからもやっぱり維持存続ができる形の取り組みというのは非常に大事かと思っております。若い人たちが、この町を大きくすることによって町の活性化というのは見受けられるわけありますので、また、地域密着型高等学校ということで、学校のほうも一生懸命、地域との交わりをされておりますので、そういう形でこれからも頑張っていただくということが必要かと思っております。

この高校振興対策協議会の中で、この各世帯に、毎年これも情報等については、もう出しているわけですね、各家庭に。それを見ていただくか、見ていただくか、それのところは判りませんが、とにかく情報発信はしておりますけれども、今回新たに、今いろんな高等学校の活躍の状況等については、やっぱり高台にあるもんですから表示も、あの玄関の上のほうにしてあるみたいですが、それじゃ、あそこを通る人しか判らんよなって言っていたことがあるんですけど、それを今、高等学校の下、今町道がずっとありますけれども、国道267号があります、合庁の分庁がありますので、できたらあそこを県のほうの御理解をいただいて、あそこに表示をしていただくような取り組みをこれからしていきたいと。先ほどからありました情報発信をして、もっとPRをしていかないと、イメージアップをしていくためには、そういう啓発が一番大事か

なと思っておりますので、そういう場所についても、今申し上げたようなところに掲示をしながら、広くやっぱり皆さんが知っていただくことが大事かと思っているところであります。

○川口 憲男議員

全く同感というか感銘を受けます。ぜひそういうところで、今の時点では、ちょっと今のところでは、何ですか、広報自体による効果が薄いということがあると思います。確かにソフト事業の中でそのような予算も組まれておりますので、やっぱり学校のほうにもそういうことを申し上げてください。私もこのソフト事業の中でこういうのがありますがねと校長先生にも申し上げたんですけど、昨年で150万円だったですかね、多額のお金がたしか出ていると思うんですけど、そういうのは、やっぱり使えるお金じゃないかと思いますけれども。広報啓発活動の展開、生徒募集ポスター等も含まれておりますから、ぜひそこあたりを、この振興対策協議会でなくとも、担当課が近々話し合いちゅうか訪問をせなんかちゅう話も聞いておりますので、ぜひそこあたりも訴えて訴えるちゅうことではないですけどね、両方と審議していただきたい、そのように要請をしておきます。

それと、以前からこの振興対策事業に関しまして、先ほど同僚議員からも出ましたけれども、この何ですかね、課の編成とかいろんなのもありましたけれども、私も昨年の12月の議会の上に農業関係のところまで町長に質問いたしました。ちょっと読んでみませば、最近じゃないですね、そのころ農高離れで農高独自の特色を生かす存在感を高める工夫、県も町も基幹産業の重要性を、そして農業を支える人材確保、担い手確保には、町も今以上の支援策を講じる必要性があるというチラシを、私は紹介したことがありますけれども、実際、うちのこのさつま町においても、農業の人材確保、あるいはそれに、それからあれですね、福祉のほうの人材確保等と呼ばかけるのであれば、今のこの薩摩中央高校の対策というか、先ほど町長が述べられました魅力のある学校、知名度を高めるということが必要ということだったんですけども、いずれ進めていく中で、私たちもやっぱり地域内に薩摩中央高校の良さとか魅力を発進せんにゃならんところがあると思うんですけども、再度、町長、こういう支援策、私は農業高校、今2つの農業関係の科、それと福祉の科があるんですけども、こういうところの特色をもうちょっと生かして支援策を行うという考え方がないのか、例えば、地元に残って農業後継者とか、農業経営者のプロになるとか、そういうことも必要性があるんじゃないかと思うんですけども、そういう考えはないのか、町長。

例えば、加世田常潤がしています食農プロデュース科を新設し、生産から販売まで手掛ける6次産業を一体的に学べる担当科があるという。これは今年に加世田常潤のほうは取り入れるということでした。やっぱり薩摩中央高校でもそういう生物生産科ですかね、科がありますけれども、そこらあたりのところで、こういうあれがもうちょっとできないのか、農業工学科と生物生産科ですね、ここあたりをもう少し、こういうふうなふうにして魅力ある学校づくりにできないのか、そこあたりのところを町長、もっとこの振興協議会の中でアピールができないものか、再度伺いたいします。

○町長（日高 政勝君）

この科目の問題については、もう以前からいろんな、先ほどの田野議員にもお答えしましたとおりなんですけども、いろんな立場から、それでまた今、この企業動向の就職の意向なんかを聞いた場合も、やっぱり工学部の関係とか、あるいは畜産科の問題とか、いろいろ出されておりますので、そういうことも常に話題として意見の場で申し上げているわけでございます。

今、加世田常潤のこともありましたけれども、やはり今の状況を見て、これから先の学ぶべき科目ちゅうのは何なのかということを、我々の立場から提案をすることも大事ですけども、やっ

ぱりこの場合は県立ですから、県立の高校として、そこがお互いに地域の皆さん方とじっくりと話をし意見交換をやっていくべきだと思っているんです。

先ほど、海外研修のこともお話がありましたけど、私は側面的に我々がするんじゃないくて、本来学校としてどうあるべきかとか、やっぱり高校振興課そのものが県の教育庁として、やっぱりやっていくべきである、私はそう思います。我々はあくまでも側面的に、もっと地元の高校が振興してほしい、そういう場でいろんなことを、意見は常に申し上げているわけでありまして、その辺のところはもっともっと、これだけ定数減が公立の場合でも、どこも8割も定数割れしているわけですから、どうあるべきかというのは、やっぱり主体のところできちんと考えていただきたい、私、そう思っております。

○川口 憲男議員

おっしゃるように、同僚議員もお話の中にありましたように、県立ですから、ここで方向性をどうこうということを述べられないところもあるんですけど、私が申し上げるには、その振興対策協議会というのがあるんですから、そこあたりの議論の仕方で、町長が先ほど申されました魅力ある学校づくりには、学校が頑張らなきゃならないというのが一番だろうと思うんですけども。そして、支援をするじゃなかったですね、補助的なことをしていくのは行政がどんどんやっていくよということがありましたので、やっぱりそこあたりをもうちょっと学校側にも強く訴えていく、我々のほうからも、私も今度行く機会があったら、そこあたりを、また訴えていきたいというふうには思っております。

ぜひ1町にただ一つの高等学校ですから、今後の生徒確保対策とか、そういうことに対しては、どうにかこうにかして頑張っていかなきゃならないし、またこの同窓会ですかね、やっぱり同窓会がもう少し地域に根を下ろして、自分の母校だというような意識を持って頑張っていかなきゃならない点もあるんじゃないかと思っていますので、そこあたりをまた振興協議会の中でも出していただければと思います。

私も近くに同窓会長とか、あれがおれば、また訴えてみたいと思いますので、ぜひなくならないようにちゅうか、今後も生かしていけるような高校として取り扱って、支援をしていただきたいと要請をしておきます。この件については、まだまだ言いたいところもあるんですけども、県立ということで余り深く言えないところもありますので、ここら辺でとめておきます。

2問目の各種支援の対策ですけども、先ほど50団体へ8,000万円の支出をしていると、非常に多額で財政上苦しい中で、非常に危惧されるというか、まだ望むところがあるんですけど。先ほど誰でしたかね、最初、町長の意見の中に、町長もきのうですか、6時ごろから町道の草はらいに出たけれども、それができない集落もあるということをお話しておりました。全くそのとおりで、今地域を回ってもそういうところがあって、町道がきれいになっているところとなっていないところというところもあります。お聞きしますと、やっぱり高齢化になって、それができないところもあるということをお話しております。建設業やできる方に委託して行っていくちゅう考え方もあるということだったんですけども。

いずれにせよ、いろんな活動団体があります。頑張っている活動団体もあります。その活動の成果を踏まえて、今後も支援していくということでしたんですが、再度お伺いいたしますけれども、地域の活性化、あるいは町の元気のあり方というのは、やっぱりこういう地域活動のこういう協力団体があってこそじゃないかと思うんですが、町長、再度ちょっとお伺いいたしますけれども、そういう活動の成果を踏まえて補助は予算編成はするということでしたけれども、50団体がだんだん少なくなっていく可能性はあるんですけど、やはり今後まだまだ必要と思うんですけど、町長、もう一度返答、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今、この助成団体ですかね、財政援助団体でしょうか、いろんな立場で本当、皆さんが力を合わせて頑張っていたいて、地域振興なり、あるいは町の活性化、振興にもつながっているということで、大変ありがたく思っているところでございます。なかなか会費もそんなに値上げするわけにもいかんという事情もあったり、会員数が減ってもなかなか上げられないというところもあるようでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、会費収入が減った分は町で見てくれよということもなかなか難しいところがありますので、この事業内容を見直していただくとか、より効率的なやり方というのをお互いに話し合いをして、その組織の活性化を図っていただくということが一番望ましい姿ではないかと思っておりますので、基本的にはそういう方向になるかと思っております。

ただ、単なる運営補助ということだけでなく、何か特別に、さらに活性化をするためのこんな事業を取り組みたいという場合は、またそれなりに、また事業内容のあれを精査した上で、本当に効果があるものについては、それはまた別途考慮をしていくということもあり得るかと思っております。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおりのことで、ただ単に、その財政のほうから支援をしてくれと、お金が少なくなったで、会員が少なくなったでしてくれということじゃなくて、そういう活動に頑張っているところに対しては、やっぱりどうしても会費の徴収ができてない、あるいは活動がしぼんでいくということになれば、その活動自体も自然消滅していくような状態じゃないかと思っております。

今町長のほうにも、いろんなところから補助申請というか、助成制度のところで申請は多額に上がってきているんじゃないかと思っております。そこあたりもまた精査されていかれるんだろうと思うけれども、本当に必要なところには必要なお金を手助けしていくというのが現実じゃないかなと私は思うんですけれども。

先ほどから出ておりましたように、財源の状況を見てとの相談ですから、どうこうもできないところがあると思うんですけれども。そこあたりのところは十分承知はしているんですけれども、やはり地域の活性化、あるいはいろんなことに対しては、そういう町からの助成というのがないと活動できない面もあると思うんですけれども、先ほど答弁であったとおりですから、私がもう一回求めても同じことを繰り返されるんじゃないかなと思うんですけれども。

やっぱり町長も、実際草払いとかいろんなのに、そういう地域などに町長自らも出て感じられるところがそういうことじゃないかと思うんですけれども。もう一回お聞きしたいんですけど、やっぱりそういうところの支援対策ちゅうのは、今後の補助事業のあり方、予算編成のあり方で、先ほど述べられましたように費用対効果ですかね、そこあたりを重視されて、申請があればしていくという考え方でよろしいんでしょうかね。

○町長（日高 政勝君）

町政全般を見て、その上でまた財政運営というのは非常に大事なことでございます。いつも議会で御指摘をいただいておりますとおり、効率のある財政運営をとということで行政改革の一環として御意見もいただいておりますので、私どもはそういう財政運営の健全化あってこそ円滑な行政運営が未来永劫にできると。財政が滞ってしまうと、あれもやりたい、これもやりたい、いろんな福祉増進したいと思っても、これはできないわけがありますので、財政再建団体になってしまったら、補助団体はばっさりやられるし、人件費ももちろんですね、ちょっと加えにやいかんということになりますので、そういうことに至らないように、毎年いろんな財政のチ

チェックをしながら、運営補助団体はもちろんでありますけど、各面にわたって、非常にこの事業効果というのは今、評価式をとっております。いわゆる町民の皆さん方も、そういう組織に入っていて、違った目で厳しい目で見ていただいておりますので、公平な目ですね。そういう点で、非常に厳正な視野に立って運営をさせていただいているわけでございます。

場合によっては、先ほど申し上げました50団体の中に、約8,000万円の助成をいたしておりますけれども、中には少額補助金というのがあります。こういう少額補助金は、効果がないのじゃないかということも言われておりますし、一旦それを幾らか切ったら、それはもう補助団体からものすごい反発をくいますし、議会の皆さんからも御指摘を厳しくいただきますし、非常にその辺の兼ね合いというのは、やっぱり執行者にとっては難しい点がございます。

とにかくここで、行政は公平、そういう平等性ということ、いろいろありますので、本当、いろんな面で考えながら進めさせていただいております。厳しいところもやむを得ないときには、この意見もいただきますけれども、未来永劫に安定した行政を進めるためには財政運営というのはしっかりとやっていかないと難しいというのがございますので、その辺は御理解をいただきたいと思うところでございます。もちろん公益性のある補助団体の事業については、必要によって、先ほどありましたとおり、新たな事業で、これは効果があるなと思うことは、やっぱり認めて頑張っていただきたいと、そういう面もございますので御理解をいただきたいと思います。

○川口 憲男議員

先ほどの高等学校振興対策事業に関しましても、やはり先立つものはお金だと思うんですけれども、そこにやっぱり魅力があるような活動、学習支援事業の中の50の支援団体のほうに8,000万円の支出をされていますけど、ただもらうだけでなく、その団体自体が魅力ある団体となっていくようなことを訴えていかにやらんのが行政だと思います。少ない財源を、先ほどもありましたように、効率よく運営していくための行政運営となると思うんですけれども、そこあたりも踏まえて、次年度の来年度の予算編成が町民の福祉に寄与されるような方策をとって、施策をとっていかれるように要請し、質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開はおおむね午後2時40分とします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時38分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、9番、朝倉満男議員の発言を許します。

〔朝倉 満男議員登壇〕

○朝倉 満男議員

さきの通告に従って、質問いたします。

町長が、平成31年度施政方針を掲げました政策、施政方針を確認するために、その一文を読み上げます。

まず、『ひと』ふれあうさつま町を目指して、第一に、「まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち」であります。

少子化や核家族化が急速に進行する中で、妊娠、出産、育児に関する不安や成育過程の各段階において生じる心身の健康に関する問題を包括的に捉え、母子保健や子育て支援に関する各種サービス等を適切に提供していくことが求められております。

このため、「第2期子ども・子育て計画支援事業計画」を策定するとともに、昨年度実施しました「子育て世代包括支援センター」による妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。

具体的には、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1カ月など産後間もない時期に、産婦健診を新たに実施するとともに、産後の健康教室も実施してまいります。

昨年4月に開設しました「宮之城出張助産所」については、多くの予約に早期に対応していくために、開設日数を増やすなど受け入れ体制を強化してまいります。

子育てに関するお知らせについては、スマートフォンのコミュニケーションアプリLINEを活用し、町ホームページに掲載する子育て支援制度や健診日程等を確認できるシステムを構築してまいります。

風疹の予防接種については、妊娠初期の妊婦の方が感染すると「先天性風疹症候群」のリスクが高まることから、対象年齢を18歳以上に見直してまいります。

また、子供の季節性インフルエンザの重症化を防止するため、生後6カ月から小学生までと受験対象の中学校3年生、高校3年生に対する予防接種の助成を新たに実施してまいります。

昨年12月から開始しました中学校のフッ化物洗口事業については、再編される新たな中学校においても実施してまいります。

親子教室の回数を増やすとともに、発達に偏りがある子供を早期に見極め、支援に努めてまいります。

就学後に、さらに発達が気になる子供の支援については、新たな「子供・子育て応援大使」を委嘱し、さまざまな相談に対して、より専門的にアドバイスしていく体制を構築してまいります。

これらの方針に基づきまして、子ども支援課では、このとりの支援、産後ケア事業、宮之城出張所産所の開設、保育料の軽減対策、子供医療助成、放課後児童クラブを開設、病児保育の預かり、子供・子育て応援大使、フッ化物洗口事業、命を育む事業、子育てバンク、インフルエンザ予防接種助成などが行われております。これらの施策によって、少しでも少子化に歯どめがかかったのか、その成果と今後の対策について伺います。

次に、最近車を運転していると思うのですが、町道の周りの草が伸び放題になり、雑草が生い茂っているのをよく見かけます。田舎の道に限らず、幹線道路でも見受けられます。現在、町道管理は、町道整備班2班と外注委託によって行われているが、管理が行き届いていない箇所が多く見受けられ、道路維持管理の状況と対策について伺います。

これで1回目の質問を終わります。

〔朝倉 満男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

朝倉満男議員から2項目についての御質問をいただきましたので、順番にお答えをいたします。

まず、1点目の少子化対策について種々の政策がなされているが、その成果と今後の対策についてでございます。

御承知のとおり、少子化対策については、国においても少子化に歯どめをかけるべく、最重要課題として、あらゆる施策を講じていただいているところであります。昨年日本全体の出生者数は約91万8,000人と、ここ3年連続で100万人を切る状況になっておりまして、昨年は過去最低をさらに更新したということでございます。

合計特殊出生率も過去最低でございました平成17年の1.26から、やや回復傾向にはございますけれども、1.42ということで依然として低い水準となっております。夫婦になるための指数というのは2.08と言われておりますので、夫婦になる状態までも行き着かない状況が続いております。

一方、本町におきましては、10年前の平成21年に年間に約190人の出生者数がございましたけれども、平成30年におきましては、約120人ということで、やはり国と同様に年々減少傾向にあるところでございます。合計特殊出生率におきましても、平成20年から24年につきましては1.78ということでございます。

少子化の要因につきましては、さまざまあると言われておりますけれども、大きくは晩婚化とか、晩産化、未婚化の進行あるいは子育て費用の経済的な負担がなかなか大きいということもあるように考えられるところでございます。少子化の問題につきましては、本町固有の問題ではなくて、国全体の大きな課題でございますので、先ほどから申し上げますとおり、国を上げて、子供を産み、育てやすい環境づくりに力を入れているということでございます。本町におきましても、2020年時点の合計特殊出生率を1.89と目標を掲げておりますけれども、さきの質問にもありましたとおり非常に厳しい状況が続いております。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、朝倉議員がそれぞれ申されましたとおり、町として各種の、さまざまな少子化対策を取り入れて進めておりますけれども、なかなか少子化に歯どめをかけるということまで至っておりません。ただ、何も講じないと、これがさらに進行するということでもありますので、この進行を緩やかなものにしていくための、そういう効果というのは出ているかと思っておりますのでございます。これからもさらに深刻な少子化問題については、少しでも緩和するための少子化対策を最重要課題としまして、対策をさらに引き続いて取り組んでまいります。

それから2番目の町道の維持管理の関係についてでございます。令和元年8月末の道路整備員につきましては10名の定員でございます。しかし、現員は8名ということでなっておりまして、この8名で2班体制をしいて整備に当たっていただいております。

道路整備員の募集につきましては、例年、ハローワークを通じまして、広報等で募集をいたしておりますけれども、また、募集期間を延長いたしましても、なかなか募集がない状況でございます。

平成27年度におきましては、町道の維持管理作業につきまして、全て道路整備員により行っておったわけですが、やはり作業量が多く、作業が追いつかない状況がございます。したがって、幹線の町道につきましては民間業者へ委託を行って、年2回の伐採作業をしていただいております。現在、宮之城地区が3校区、鶴田地区が1校区、薩摩地区のほうは1校区、それぞれ5工区の委託を受注しているところであります。

道路整備員によります作業は、主に民間委託以外の集落からの町道、通行に支障となる箇所及び住民による作業が危険なもの等を中心に行っていただいております。年間を通じまして、非常に要望件数が多いので、全てに対応できる状況にはないわけですが、外部への作業委託経費に対する助成の補助等も活用しながら、公民会への愛護作業等に役立てていただければと考えております。

また、道路整備員につきましては、近年は若い方々の募集もないことから、現状を維持するのも厳しい状況がございますので、今後はやはり待遇改善という問題も含めまして、検討をしてみたいと思っております。引き続き、生活道路としての部分につきましては、町民の方々の日ごろの自主的な御協力をこれからもお願いをしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○朝倉 満男議員

まちの婚活サポーターが4名ほどいらっしゃると思いますが、田舎では女性との出会いも少なく、独身男性がたくさんおります。お見合いイベント等を積極的に行い、1組の夫婦でも成立させて、子供を増やすという策も必要ではないかと思えます。このことについて町長にお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

確かに、いろんな考え方がございまして、また一方では、今、女性の社会進出ということもあって、昼間は仕事の関係で出会う機会がないというようなことがよく言われております。したがって、こういう結婚願望の皆さん方については、そういう出会いの機会をつくるということで、町のほうではいろんな関係機関、団体のほうに出会いをつくっていただきたいということで委託も出しておりますけれども、ほかに結婚サポーター制度も導入をいたしました。女性の方が3名、現在はいらっしゃいまして、その中で実際、カップルが成立したのが3組、結婚に至りました方が1組いらっしゃいます。いろんな機会に、このサポーターの活躍もいただいて、ありがたく思っているところでありますが、このサポーターを各公民館長さん方にも、もうちょっと各地区に1人ぐらい適任者はいませんかということで、お願いもいたしておりますけれども、なかなか候補者が上がってきておりません。できたら、こういう方が増えて、いろんな情報をお互いに共有をして、そういう出会いの機会ができたかなと思っているところでありますので、また適任者がいらっしゃいましたら、御紹介いただければありがたいと思っております。

○朝倉 満男議員

ぜひそのように進めていただきたいと思います。

よく耳にすることですが、町道管理を外注委託ではなく、道路整備員に作業を行ってほしいという声をよく聞きます。道路整備員のほうが念が入ってきれいになるということらしいんですけども、60歳以上の整備員が多数を占めていらっしゃると思います。何とか日本一の行政のまちさつま町を目指すのであれば、これらのことについても対処してほしいものです。切に要望し、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、朝倉満男議員の質問を終わります。

次は、8番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告しておりました2点について質問をいたします。

初めに、中山間地域等直接支払制度についてであります。この制度は、山間棚田や傾斜地などの条件不利地で農業を営む農業者に対し、国が維持経費の一部を支払う仕組みで、一定の地域を範囲として農業者が話し合いを行いながら、協定を結び、農地として耕作を継続する仕組みや放棄地を発生させないための活動を行っているところです。

これに必要な経費につきましては、国は75%、町が25%の負担で賄われており、本町では

平成30年度時点で106の組織が取り組みを進めながら、農地の維持活動に大きく寄与している制度でもあります。

現在の取り組みは、第4期対策ですが、来年度からは第5期対策が予定されているところがあります。しかしながら、全国には、この5期対策を辞退する組織が数多くあると聞いているところです。交付金の一部は農業者に分配され、その収入となり、水路維持などに係る経費も、この交付金から支払うことができる有利な制度であるにもかかわらず、継続を見合わせる組織が増える傾向にあります。全国的に農業者の高齢化が進み、5年後の活動が確約できないなどの要因が大きいとのことでありますが、本町においても5期対策への取り組みをちゅうちょする組織があるように聞いています。その要因をどのように捉え、分析しておられるか。また、継続を予定している組織においても課題を抱えているのではないかと思います。この有利な制度への取り組みを継続していくために、どのような対策を講じていく考えかを伺います。

次に、光ケーブルについてであります。光ケーブルの整備の必要性については、これまでも同僚議員も含め、質問してきたところですが、多額の経費が必要とのことから、依然として整備が進んでおらず、町民はもとより、移住希望者からも本町を移住対象地として選んでももらえないのが実情ではないかと感じているところです。

しかし、昨年の12月議会で、3番議員の一般質問の答弁の中で、今年度中に整備計画を策定し、整備期間は三、四年を見込んでいるとの具体的に踏み込んだ答弁がありました。今回、負担金方式になったことから、整備に取り組む道筋が見えてきたとのことでありますが、これまでの経緯からすると大幅に事態が進展したように感じているところです。整備が進むことは歓迎すべきことではありますが、三、四年で実現可能なのか、どの程度の事業予算を想定しておられるのか、伺います。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員から農業政策ほか1項目についての御質問でございますので、それぞれお答えいたします。

まず、中山間地域等の直接支払制度第5期対策に継続的に取り組むための対策についてでございます。同制度につきましては、日本型直接支払制度といたしまして、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに平成27年4月から施行されました農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づいて実施をされているものであります。

本町におきましては、同制度に取り組んでおります集落協定は106協定でございます。平成30年度の交付面積は1,367.5ヘクタール、交付金額は1億3,588万6,000円ということで、これは県内一の取り組みでございます。事業実施については、例年5月に制度説明会を開催いたしまして、県と連携しながら事業内容の周知啓発や交付金の活用方法等についての説明をいたしております。

また、本年度は第4期対策の最終年度ということで、5月に開催いたしました研修会において、一部の集落協定組織から制度開始後、20年を経過し、議員御指摘の第5期対策への取り組みをちゅうちょしたり、あるいは、この取り組み継続に対して不安の声を上げられているところもございます。

その要因としましては、1つは協定農用地管理者も高齢化をしていること。2つは人口減少による耕作者不足ということでもあります。それから、3つ目は入作者の増加によりまして、草払い作業等の共同取り組みの活動の参加者が減っているというようなこと。4つ目は集落協定の役員

とか事務作業の事務を担う役員の不足ということが上げられると思っております。

このようなことから、全集落協定に対しまして、第5期対策に向けましたアンケート調査を実施をいたしました。各集落ごとの課題等の実態把握に努めたところでございます。また、町としましては、国や県からの情報収集を行いながら、令和2年度からの第5期対策に向けた取り組みとしまして、8月の下旬から9月上旬にかけて制度説明会及び意見交換会を旧町ごとに開催をいたしまして、約220名を超える集落協定の構成員の皆さん方に御参加をいただいたところであります。説明会におきましては、同制度の根本的な目的あるいは地域の活性化、集落が抱えている課題解決の手段として同制度をどのように活用できるのかということ、県外や近隣市町村の優良事例を交えて説明をいたしたところでございます。

また、説明会後の意見交換の中では、大まかに校区ごとの班編成を行いまして、各班ごとにグループワークを実施し、お互いの取り組み内容や課題を共有した上で、各集落協定の広域化への模索、あるいは今、いろいろ話題になっております地域おこし協力隊員の活用の可能性、各地域の課題などにつきまして、役場の担当者を交えて意見交換をいたしております。それから、各集落協定の組織に対する第5期対策に向けた相談窓口の開設を周知いたしましたところであります。

今後の対策としましては、アンケート調査の内容、あるいは意見交換会の内容を分析し、第5期対策へ円滑に移行できるように今後とも各集落協定との連携を密にしまして、情報提供あるいは集落協定の広域化ということについて、さらに提案等をしながら、支援の協力等に努めてまいりたいと思います。できるだけ、こういったすばらしい制度でありますので、長期にわたって活用ができるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、2番目の高速大容量通信網、いわゆる光ケーブルの整備についてであります。今年度で計画を策定しまして、三、四年をめどにしまして整備をしていく考えでございますが、これについては予算をどの程度見ているかということでもあります。

現在、人口減少あるいは経済規模の縮小などの課題克服に向けて、地方創生の総合戦略の各種プロジェクトに取り組んでおります。移住定住をPRする場合には、どうしてもインターネット社会の現在においては、超高速の通信網の光ケーブルの敷設というのは重要なインフラ整備だというふうに考えておりますので、これについて取り組んでいく考えであります。

議員の御指摘のとおり、希望にもよりますけれども、例えば、町の広範囲への敷設を計画いたしますと、事業費は多額に上りまして、工期も数年かかる一大事業になると考えております。これまで大型プロジェクトが庁舎建設とか、あるいは消防のデジタル無線、防災行政無線のデジタル更新、こういったことでありましたが、今後も学校再編に伴います学校建設ということもあります。非常に大きな計画も控えておりますし、文化センターの建設構想もありますので、そういったことを考えた上で、計画的な事業の着手ということも必要であるかと思っております。今まではこういった大きなプロジェクトがあつて、重なって事業をするというわけにもまいりませんでしたので、これからこういう必要性というのは当然として持っておりますので、計画的に事業に取り組んでいきたいと思っております。県とか国に対しましては、財政措置支援について継続して要望を重ねてきているところでございます。

一旦、防災行政無線の整備が、一応、完了ということになりましたので、これから事業のほうへ無理なく着工できる時期ではないかと考えております。したがって、今後、事業の可能性につきまして、これからの普通建設事業の関係を整理しながら、継続事業として分散をしながら、複数年度で実施をしてみたいと思っております。

資金、資材面はもとよりでございますが、近年、非常に人手不足ということもございまして、ということが背景にありますので、計画どおり進むかどうかは今のところわかりませんが、

これから年内におきまして、事業計画あるいは概算事業費等の調査を進めて、内容等の詰めを行うことにいたしております。

現段階で、確かな金額とは言えませんが、まだ机上プランという段階ではありますが、概算で町内全域ではありませんが、遠隔地を除くエリアをカバーした場合に、大体、世帯のカバー率を90%と想定して、事業費の試算をしますと、本町の負担金方式でありますので、約2年前の試算でありますけれども、9億円程度と考えております。先ほど申し上げましたとおり、資材の高騰とか、人手不足の労務単価の引き上げということもありますので、実際はこれ以上になるのかなと思っておりますが、これについては、昨年度において、補助事業の創設がなされました。補助率は3分の1ということで、補助率も低いところでもありますけれども、大体、今申し上げましたような資材高騰等を考えますと、やはり9億円程度の負担になるのかなという感じをいたしております。あくまでも今のところの机上試算であります。今後、調査研究を通しまして、適切な事業計画で来年度予算に計上できるように取り組んでまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

1問目ですけれども、これまで国が第5期対策については、取り組みやすいように見直しをかけるというような話もあったかと思うんですが、そこあたりについては、まだ担当課のほうには説明というか、国、県からの指示というか、そういうものはまだ来ておりませんか。

○農政課長（四位 良和君）

さきの農業新聞の中でも第4期対策の対応報告が出ておりましたけれども、8月27日の時点で出ておりました。これを踏まえて、今週の末、13日のほうで国が財務省に対して予算等も固まったようでありますので、そこを踏まえて13日の日に県のほうからの具体的な説明があるというふうに聞いておまして、結論から申し上げますと、まだ5期対策に向けた全体枠というものはつかんでいない状況であります。

○岩元 涼一議員

その中で、どのような形で国、県がまた指示をしてくるかはわからないということでございますが、これまで耕作放棄地が出ないように協定員で管理をなささいというのが基本なんです、そこができなくなって、もし協定地内で耕作しない土地等が出てきた場合には、過去5年間にさかのぼって全協定分の補助金を返納なささいというような制度であったかと思えます。それをしますと、これからの5年間というのを考えた場合に、先ほど申し上げました高齢化が進んでいく、耕作手が少なくなってくる、そこ辺を見越して、今度の協定をちゅうちょしようというような組織もあろうかと思えます。

前、新聞報道等でちょっと出ていたんですが、その協定地内で、もし発生した場合は、その協定地の、その農地に限って圃場返納というか、そういうのをしてくれというような国への要望とかあったと思うんですが、県の協議会とか、そういうところで町長あたりは、そういうのを県、国のほうにつなげていかれたようなことがあるのか。実態がこうですから、取り組みやすいような制度に見直しを進めてくれというようなことを進言されたことがあるかどうか、そこ辺をお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

この中山間地域等直接支払制度、ここの制度ができたのは、さつま町から出発をして調査が始まっているんです。非常に皆さん関心が高くて、先ほど申し上げましたとおり、実績として鹿児島県一の取り組みをしていただいているわけですが、やはり高齢化というのがいろんな産業分野にも影響してきておまして、議員がおっしゃったとおり、こういった取り組みについて

も、やはり耕作放棄地が出て、その管理というのが大変だと。所によっては、もう次はその面積を外して、対象のできるところだけしましょうということにするところもあるようでございますが、おっしゃるとおり、そういうところが途中でできたら、もう補助金を全額返納とか、いろいろあるものですから、そういう厳しいことをしたら最初から外したほうがいいんじゃないかということがあって、部分的に、その部分だけを返納すればいいよという、その緩和措置がとれないかということで、これはもう以前から上がっておりまして、いろんな関係のところにも、農水省と語る予算要求の中でも、そういうことは話題にしながら、意見としては申し出てきたいきさつはございます。

○岩元 涼一議員

そういうふうにして、実際、国、県も机の上でこういう政策を考えてやっていますから、実際の現場においてきて、現場でする者にとっては、いろんな不都合が出てきますので、そういうのがわかったところがこういうふうな改正をしてくれというような形で持っていくべきであろうと考えますので、今、こういうふうに申し上げたんですが、ただ、その協定地の周辺部はですけれども、中心部、そこ辺はどうしても、もう見直しから外せませんよというような指導を受けているんですが、今回もまだ情報がないということですが、やはり真ん中辺はそういう対象地からは外せないのではないかなと思うところです。またそういうことをしないように、このような制度もあるわけですので、そこ辺については、また農業者に周知したり、ただ、先ほどから言いますように、人口減の話も出ていますけれども、周辺部については、もう既にそういうのが始まって、維持管理をするのが大変なところもありますので。

それと、先ほど役員のなり手がいないというようなところも確か出てきたかと思うんですが、これも今、総会資料とかそういうのを出すときに、USBメモリー、あれで提出しなさいということで、今回説明があって、我々の協定も購入したわけですが、話を聞いてみますと、パソコンを使えないというか、そういう協定もあるように聞いています。ですから、そこについては、今、担当課のほうでフォローしながらやっているわけですが、それが非常に負担になってくるという組織もあるようであります。そうした場合に、それをかわって、今、担当課のほうで一生懸命事務作業とかやっていたら、各組織が負担をしてでも、地域おこし協力隊の話も出ましたけれども、事務を代行するというか、そういう制度というか、いわば最終的には役場職員がしますけれども、その事務関係をできるような形がとれないものか。当然、管理日誌とか作業日誌、それから金銭出納帳、そういうものについては集落協定員がしなければいけないわけですが、写真管理とか、日報をもらったものを随時、この協定はこれというような、誰か代わってしてくれるような制度というか、そういうものは考えられないものか、ちょっとお伺いします。

○農政課長（四位 良和君）

ただいまの御質問の例になろうかと思いますが、先般、旧町単位で第5期に向けた説明会をしたところであります。当然、第5期の具体的な内容は見えていないんですが、非常に地域からも新聞紙上と同じように、さつま町でもなり手がいない、役員不足だ、事務が煩雑だという声がありましたので、先行して打ち合わせをしたところです。

打ち合わせの内容としましては、先ほどあったようなものを解決するために、優良事例を引き合いに出しながら、一例としては集落協定の合併あるいは連携、そういったもの等で合併することで他の地域の中には役員の受け手がいるのではないですかという一つの提案といいますか、役場側としては気づきになるようなことになればということで、優良事例等も踏まえて、そして役員を見つけてきた事例等もありましたので、そういったのを一例として提案は申し上げたところ

であります。

結果として、集落協定が大きくなると、作業管理のほうが増えるので難しいといった意見がある一方、これを一つの今後のきっかけとしてやってみようかという事例もあったところで、いろんな意見が出たことは私どもにとってもよかったかなというふうに考えているところであります。

○岩元 涼一議員

隣接する協定が連携して面積を大きくすれば、2つある組織が1つになれば役員も半分で済むというような理屈かと思うんですが、さっき課長のほうからありましたように、今度は面積がふえてくれば、今度は役員が少なくなれば目が届かなくなるというか、そういう反面もありますので、ネックになっている事務作業、私も余り事務は得意ではないほうですけども、やはり国が出せという資料、会計検査の対象になっていますから、そこに必要な書類というか、そういうものをそろえるためには、専門職員、役場職員の方が代理でやっていただいているんですが、その部分を集落協定のほうから少しずつでも負担して、専門でできるような方というか、そういうものを準備できないかなというような考えがあったものですから、こういうふうにするんですが、これについても、できれば何とか事務作業を代行でできるような方策を考えていただければと思うところです。

それと、耕作者が少なくなってくる。これはもう以前からずっとありましたので、それを何とか打破するために集落営農、そういうものを進めるということであったかと思うんですが、幾つか話はあるみたいですけども、現状としてそういうことが可能なのかどうか。そこ辺についてはいかがですか。

○農政課長（四位 良和君）

1点目の事務作業の代行の関係につきましては、先ほど合併の例を申し上げましたが、話し合いの活動の中で、協定の役員さん方のほうからも質問として、例えば一例ですが、シルバー人材センター等にお帰りになった優秀な方に事務をさせてもいいのかという質問等がありました。これについては集落中山間制度は合意制ですので、地域の方が了解されると、そういう事務を委託という方向でやる方法もありますよという話はしたところであります。

2点目の、合併しても作業員等としては増えないままの労力負担の部分は軽減しないのではないかとといったような御意見がいろんなグループワークの中からも出てまいりました。この点については、一例として、私どもが優良事例から紹介した点は、例えば、先ほどと一緒に、集落協定の中の会員の中に自分の息子さんとか、親族等、例えば国分とか町外にいらっしゃる方を事前登録していて、そういった方も作業員として了解が協定内で得られれば、することは可能ですよという話をしたところであります。聞くところによりますと、集落協定の合併をしていきますと、加算金というものも国は見ているそうですので、そういったものも活用しながら、今までの1足す1が2の額ではありませんので、そういったところも使いながら、人材の確保等に努めていただければとグループの中で話をしたところであります。

○岩元 涼一議員

先ほど、地域おこし協力隊の話もされましたので、そういう人材を受け入れて、将来的にはその地域に住んでいただく、そういう人材、これはふるさと振興課ですか、そういう形で募集といいますか、そういう対象にできないものか。いかがですか。

○農政課長（四位 良和君）

地域おこし協力隊の中山間地域における活用という点につきましては、農政課のほうから情報発信として、ふるさと振興課、あるいは企画政策課等にお問い合わせをして、意見の協議をした例が1年ほど前にあります。これについては、それぞれの課のほうから魅力ある地域のほうで、こう

いうことをやりたいんだというものがきちんと固まったら募集をかけるからということでしたので、まだ私のほうでそこが進んでいませんでしたので、今回のこういった話し合い活動を踏まえて、地域に対して一例を提案しましたので、そこから御意見や要望等があれば、私どもは地域おこし協力隊を総務省の予算で3年間入れて、その後、自分たちにきちんと定着させますよと、意見が上がってきたらこういう例もぜひ使ってみたいというふうに考えているところであります。

○岩元 涼一議員

理想ですけれども、そういう形で来ていただける方がいて、しかもそれを今度はまたさつま町に永住して農業をしましょうというような方向につながっていければ最高なんですけど、それは一応、希望的観測でありますので、もうここだけですけれども、そういう施策というものをまた講じていただきたいと思います。

それと、先ほどの耕作放棄地ですけれども、そこで農地中間管理機構、農地バンク、ここが農地を預かってくれるという話が先行しまして、中には耕作をリタイアしたいと。それで農地中間管理機構に預けて耕作放棄地にはしたくないという考えを持っておられるみたいなんですけど、そうなった場合、農地中間管理機構は、一応、耕作者が決まった土地は引き受けるけれども、そういうのが決まっていないところは引き受けないというようなことであつたかと思うんですが、そういう認識でよろしいですか。

○農政課長（四位 良和君）

農地バンク、農地中間管理機構等については、農業委員会、それから担い手育成支援室等が中心になってやっております、具体的な回答ができなくて申しわけありません。

○岩元 涼一議員

これについても、間違った認識というか、そういうものが農業者のほうに、そういう情報として出ているような感じもしますので、そこら辺については、農地バンクが引き受けるものについては、こうこうですと、所有者が昔の名義であつた場合は、また相続権の2分の1とか、そういう基準がありますよというようなところも、ちゃんと周知をしていかないと、単純にリタイアしたら農地バンクのほう引き受けてくれるというような、そういう考えというか、認識を持っておられる方もいらっしゃるようですので、やはり集落協定の説明会とか、そういうところで説明をされたほうがいいのかという気がします。

先ほど外国人労働者の話も出ましたし、私も以前、外国人労働者の方で町内の農業者が希望されるところに派遣できるような制度が町で検討協議してできないかという話もちょっとやっただけですけれども、やはり外国人労働者も当然ですけれども、町内のJAなんかと協議をしながら、一種の援農隊、そのような組織の構築というようなものは考えられないのか。実際、シルバー人材センターもあるんですが、この方々も、今、手いっぱいというか、そういう形で対応できないというような話も聞いているんですが、実際、JAあたりと協議をして、こういう援農隊みたいな組織自体もできないのか、そこ辺について伺います。

○農政課長（四位 良和君）

今、農政課のほうでも担い手育成支援室、それからJAのほうと不定期ですけれども、農の雇用調整会議ということで、この労働力不足の関係について、特に外国人の労働力不足の使い方等について話をしているところであります。一番は、よく農業新聞等を見ても、JA等が中心になってやれる形が農業の分野での外国人労働力の雇用という部分ではいいのかなと考えているんですが、他の県の例を見ますと、もうちょっと大きな単位、県単位程度でされているようですので、中央会とか、その辺等に働きかけてやられたらどうですかという話等は会議の中でしているところであります。JAのほうとしても、この外国人の労働雇用、実習生のほうですけれど

も、今、調査研究しているという話は伺っているところであります。

○岩元 涼一議員

一番はJ Aあたりが窓口というか推進役となって、創設すべき組織というか、制度かなという気がしますので、やはり行政側からも働きかけて、これだけ高齢化が進んでくると、何かこういう制度があったほうがいいのかという気がします。募集しても集まらないからということですが、こういう制度を創設するというか、そうなった場合には、ただ見ているだけではなくて、実際動いて、そういう組織を構築するというような、J Aとこれは連携して進めていただければと思います。

それから、光ケーブルなんですが、町長のほうからもありましたように、8月、市町村制研修会のときに講師の先生がおっしゃいましたように、今、Uターン、Jターン、Iターン、そこを人材を求めるならば、インターネット、光ケーブル、これはもう不可欠なインフラですよということをおっしゃいました。町長もお聞きでしたし、先ほども答弁の中でもおっしゃいましたので、これは整備すべきものであるということで、先ほど申し上げましたように、三、四年の計画でということでした。

それから、町内の観光地、宮之城温泉、紫尾温泉を優先的に整備していくというようなことで、三、四年を見込んでいるが、総額9億円ぐらいということでございました。これまでの負担金方式になる前、先ほど9億円というような数字が、ある程度、示されたわけですが、以前の負担金方式になる前と比較すると、やはり金額的には相当開きがあるのか。そこについてお知らせください。

○総務課長（崎野 裕二君）

二、三年前までは公設公営、いわゆる自治体が直接事業者へ委託といいますか、工事発注をしまして進めていくのが主流でございました。これがさつま町と同レベルのところではないんですが、例えば志布志市ですと、定かに覚えておりませんが、四十数億円かかったとか、二十数億円かけて整備したというところが一般的でありました。そういったことで、公設公営ですので、当然、もうそれから七、八年経っておりますけれども、今、その団体が心配しているのが維持補修費です。これが相当、10年ぐらい経つと、また入れかえとかしなければいけない。あるいは防災上も対応とか集中して発生してくるところでありますので、整備はいったん済んだけれども維持補修が大変だというようなことがありまして、二、三年前から負担金方式というのがとられてまいりました。それが、話が出たころから負担金方式だと何とか可能性が広がるなというようなことで研究を進めてきたわけでございます。

先ほどのおおむね9億円ぐらいかなというのが負担金の金額でありまして、事業費ではございませんけれども、全くの机上プランで、まだ始まったばかりですけれども、負担金方式でさつま町ぐらいのレベルだとどれぐらいかかるんでしょうかというようなことでの金額ですので、それが9億円が生きているわけじゃないんですが、直接、公設公営でやる場合とすると、非常に安価というわけではないんですが、一定の金額はかかりますけれども、それでも何とか複数年度で整備することで取り組みやすいのかなというようなことで話が少し前向きになったところでございます。

先ほど答弁の中にもありましたけれども、三、四年かけてというようなこともありますけれども、町内全域をフォローするとなると、やはりどうしても面積が広いですので、四年、五年かかるのではないかと思いますけれども、とりあえず、この間の県の説明会のときにあったのかどうか分かりませんが、5Gの話し合いまでしておりますけれども、5Gを広げるためには、基地局に光ケーブルが届いていないと整備が進まないということがありましたので、とりあえず

三、四年かけて、一旦、町の8割、9割がカバーできるようなスタイルに整えましょうというのが今の発想、着眼点でもあります。ですから、いきなり100%ということではできないと思いますが、できるだけ、ある程度、全地域に一定程度のところをカバーできるようなスタイルで着手をしていきたいというふうに考えております。ここはまだ、今後、事業計画だったり、いろんな事業者の間とか、そういったものを調査しなければわからないところもありますけれども、今後、当初予算に向けて、そういったことを詰めていきたいと考えているところであります。

○岩元 涼一議員

他の自治体の例で、何十億円というレベルの話があったということでございますが、当初、こうして光ケーブルの整備をと申し上げたところには、恐らく本町もそれぐらいの金額、予算がかかるということで、どうしても金額が大きすぎて取り組めないということでございましたが、今、課長のほうから説明があったように、負担金方式になって、ある程度、取り組めるのではないかとということでございました。本町も誘致企業、それぞれ倉内工業団地もですけれども、ほかのところにも誘致企業がありますし、やはりそういうところは、どうしてもこういうのが最低限必要なところありますので、これについては優先的に整備していただけるように申し上げておきたいと思います。

それから、国が補助率3分の1ぐらいということで、町長が申されましたけれども、これは確実にこういうふうに交付金対象となる制度ができたのか、それについてお知らせください。

○総務課長（崎野 裕二君）

この補助制度が平成30年に創設されております。ただ、非常に使い勝手が悪いということで、平成30年度に利用された団体は少ないようでございますけれども、自治体の要請を受けまして、平成31年度に少し見直しがなされるだろうということでは聞いておりますけれども、どれぐらいまでの見直しがなされているのかまでは説明がないところであります。

ただ、一番大きな点は、繰り越しはできないということでありましたけれども、繰り越しは認めようというところは変わったというふうに聞いております。ことし最初の説明会が7月の下旬くらいにあったんですけど、まだそれぐらいしかわかっていないところであります。

平成30年度も1年かけて6回か7回ぐらいの見直しがなされているようでありますけれども、国のほうも自治体とキャッチボールしながら進められているような気がしております。今回の議会にアンケート調査の歳出予算を計上させていただいておりますけれども、これも補助事業で要請がなされている部分であるということで、今回、歳出予算のほうにもお願いしているところでございます。

○岩元 涼一議員

やはりこれについては、国が地方間格差を言っているわけですから、そういうところについては、国がある程度、整備を進めるべきことであろうと。財政によって自治体に当然違いがありますから、そういうのをできる自治体、できない自治体、それぞれありましようけれども、そうなった場合は町長が決断して、町の政策として光ケーブルの整備を進めると、そういう形になれば、恐らく三、四年で進むのかなという気がいたしております。これをどうしても進めるという町長の決意を聞いて、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

光整備については、以前から検討を進めておりましたけれども、先ほどから申し上げますとおり、非常に大型プロジェクトが重なって、同時には財政的に無理だろうということで、防災行政無線も一応、整備は3カ年で終わりましたので、そろそろ着手の段階に来たのかなということで、本年度、計画を立てて、来年度から着工していきたいと思っているところでございます。

こういう負担金方式という新たな方式が出てまいりましたし、補助金もわずかではありますけれども、何らかの補助を受けられれば財政的な負担も、ある程度、緩和されるというふうに思っておりますので、特にどこから整備するかというところがあります。先ほどありましたとおり、町内にも交流人口増大ということで、県外から、あるいは外国の方からも入り込みもあるところが、温泉の、旅館のところであります。そういうところが、やはり光ケーブルもないとなると、お客さんがほかのところに流れてしまう。そしてまた、先ほどありました若い人たちがさつま町に定住、Uターン、Iターン、Jターンをしようと思っても、なかなか今のADSLだけでは対応が遅いということになると、定住促進も進まないということにつながっていくわけでありますので、先ほどから申し上げております光ファイバーというのは、これから5Gという新しい時代に入っていく中では、非常に必須のインフラ整備だと考えておりますので、これについては、今後、重点的に取り組みを進めてまいりたいと思います。

○岩元 涼一議員

先ほども申し上げましたけれども、観光地、そういうところに、今、町長が申されました優先順位、そこは当然、つけてしていただきたいし、それから三、四年でできる見通しであるとするれば、それはもう町のほうで優先順位をつけてやっていただく方式で別に構わないと思いますので、なるべく早く、町内全域がそういう光ケーブルでカバーできるような体制をつくっていただくように申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は全部終了しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後3時37分

令和元年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

令和元年 9月 10日

令和元年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和元年9月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
高齢者支援課長	有 村 哲 君	子ども支援課長	鍛治屋 勇 二 君
農 政 課 長	四 位 良 和 君	担い手育成支援室長	寺 脇 伸 治 君
耕地林業課長	野 田 真一郎 君	ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	田 中 俊 朗 君	教育総務課長	中 間 博 巳 君
社会教育課長	三 腰 善 行 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 0 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 5 1 号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について
- 第 3 議案第 5 2 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 5 3 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 5 議案第 5 4 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 5 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 7 議案第 5 6 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 5 7 号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	5 0	さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
	5 2	さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
	5 3	さつま町税条例等の一部改正について
	5 4	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	5 5	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 9 款 地方特例交付金 1 0 款 地方交付税 1 2 款 分担金及び負担金（関係分） 1 4 款 国庫支出金（関係分） 1 5 款 県支出金（関係分） 1 8 款 繰入金（関係分） 1 9 款 繰越金 2 0 款 諸収入（関係分） 2 1 款 町債 歳 出 1 款 議会費 2 款 総務費（関係分） 3 款 民生費 4 款 衛生費 8 款 土木費（関係分） 9 款 消防費 第2条 地方債の補正（関係分）
	5 6	令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	5 1	さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について
	5 5	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 2 款 分担金及び負担金（関係分） 1 3 款 使用料及び手数料 1 4 款 国庫支出金（関係分） 1 5 款 県支出金（関係分） 1 8 款 繰入金（関係分） 2 0 款 諸収入（関係分） 歳 出 2 款 総務費（関係分）
文教経済 (第2委員会室)		

委員会	議案番号	件名
	5 7	6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費（関係分） 1 0 款 教育費 1 1 款 災害復旧費 第 2 条 地方債の補正（関係分） 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和元年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから9月6日に提案がありました議案第50号から議案第57号までの議案8件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第50号 さつま町会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の制定について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第1「議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由については説明済であります。これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○宮之脇尚美議員

今回の任用関係で、恐らく常勤とパートタイムの臨時職員と両方出てくるんだろうというふうなふうに考えておりますが、常勤の場合は当然恐らく勤務等については定められておりますけれども、月額報酬というのが基本にあるかと思えます。

この中で、いわゆるパートタイムについては日額とか時間給とかそういう形で3パターンに分かれてくると思うんですが、この場合におきます例えばこの常勤の職員、常勤の会計年度任用職員がいわゆる職員と同じような勤務体系になるかと思うんですけれども、休暇等とかその他主務関係についてはほとんど職員と同じような形で運用される予定なのか、そこら辺を説明いただきたいと思えます。

あわせてまた、当然時間外を想定されるようなことはないかと思うんですけれども、そういう想定されるようなところについての時間外というのも当然算定をされるかと思うんですが、見てみますと1時間当たりの報酬額に100の100とか、内容によっては午後10時から午前5時までは100分の125というふうになっておりますけれども、職員のほうが若干低くなるわけですが、これらについてはもうその準則といいますか、国の指導がこのようになってるのか、まずこれ説明いただきたいと思えます。

○総務課長（崎野 裕二君）

一般非常勤職員の取り扱いについてでございますけれども、今のところで想定しておりますのは、現段階でいわゆる非常勤職員、臨時職員につきましては、パートタイムの職がほとんど100%になっていると思いますので、そのまま移行しますと常勤の職員というのは、今のところは想定がされていないところであります。

ただ、特別職を限定的にされまして特別職でない方々は、その会計年度任用職員か私人に位置づけるということになっておりますので、そういった方々がどうしてもこの会計年度任用職員に位置づけなければならないとなったときに、どういう勤務スタイルになるかというのはまだ、どういった方々が発生するかというのがまだ積み上げができておりませんのではっきりお答えできないところですが、そういう可能性はありますけれども、今のところでは基本的にはパートタイムの職のみだろうというふうに捉えているところであります。

それから、令和2年度はこの制度の開始の年ということで、どこの団体もまだ手探り状態の状況であります。国が求めておりますマニュアルといいますか、指導方針といいますかそういった手当、いろんなことがありましてサービス提供も増えてくるわけですが、給付も増えてくるわけですが、交付税の見返りがあると言いましてもどれくらいはね返りがあるのかもわからない状態ですので、どれくらいフォローしていいのかまだつかめない状態でありますので、全団体ともとりあえず様子見といいますか、そういったところがあるのかなという気がしております。基本的には、最終的にはその常勤の職については、職員と同じような取り扱いになっていくんだろうというふうに理解をしているところであります。

それから、時間外につきましても、今のところ勤務時間外にお願いするような職場はないんですけれども、今後イベントがあつて土日に出てくださいとかいうようなことはあると思いますので、そういったときには、時間外といいますか、休日給という話になっていくというふうに理解しております。

○宮之脇尚美議員

当然、そうなってくると、ほとんどの業務としては、職員に変わった形での業務が展開されることになるだろうと。ただ、いわゆるそういう行政の職権上の業務とかそういうのはまだ別途になってくるかと思うんですが、それぞれ職員が持ってますそういう職員による処理等については、また別途になってくるかと思うんですけれども、パートタイムその賃金の定め方というのは基準的にはどの程度の賃金を基準にされて取り組まれる予定なのか。

恐らくこれは、規則等で定められるかと思いますが、今の予定として最低賃金が先般10月以降鹿児島県は20円上がるというようなことであつたんですが、時間給の場合はそういう最低限の最低賃金に合わされるのか、それともある程度考慮して若干引き上げをされるのか、あるいはまた、そこからの積算分がそういう月額補充とか、あるいは月額補充に反映されるのか、そこら辺の考え方というのを再度説明をお願いします。

○総務課長（崎野 裕二君）

基本的には、行政職給与表を1級と2級ですけれども活用して、その枠組みの中でそれぞれの職種に応じて枠組みを定めて運用するというようになっておりまして、その決めるところにつきましては、それぞれ自治体に任されているところでもあります。

ただ、今私たちが非常勤職員、いわゆる筆耕賃金につきましては、最低賃金を活用して少し超える程度で運用してまいりました。その部分については特段指導はなされていないんですけれども、同一労働同一賃金ということで、同じ仕事であればそれなりの給付をなさいというのが指導でありますけれども、決して同一労働ではない部分もありますので、そこについては、どうしてもその最低賃金というところがやっぱり気になるというふうに捉えております。

今の賃金体系といいますか、レベルよりは下げることはできませんけれども、少し給与表が身近にあれば直近上位に位置づけるなりして、そういったところからスタートするべきではないかというふうに考えているところであります。これにつきましても、運用面につきましては、当初予算等に向けて詰め作業がまだこれからというところがございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○岸良 光廣議員

今宮之脇議員ともちょっと関連するんですけど、これは後々の方向性ですね、町長にお伺いしたいんですが、先般の全員協議会では総務課長のほうからは、今回職員、それから非常勤もフルタイムとパートタイム、今回の場合パートタイムだけだということなんですけど、町長これから

先、例えば、きのうも一般質問等でも職員の数とかいろんな難しい場面が出てくると思うんですけど、そういうときに将来的に、正職員、非常勤もフルタイムとパートタイムあるんですけど、そのパートタイムだけじゃなくてフルタイムの活用ちゅうのは将来的に出てくる可能性があるのかなと思うんですが、その辺について、町長はどのようにお考えなのかお示しいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

現在の勤務の対応から考えまして、今の臨時職員の方はほとんどパートタイムの対応でございますので、そういう意向になるかと思っております。将来的にこの、常勤的な立場で雇う必要があるのかということについては、やっぱりこの状況を見ながらということもありますけれども、今のこの非常勤特別職の中で専門的な立場をお願いをしている方、これらも現在でもフルタイムではないわけでありまして、そういう状況が出てくればやはり正職員並みの扱いもなろうかと思いますが、今の段階ではちょっと想定をできないところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第2「議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について」、日程第3「議案第52号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第53号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第5「議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第2「議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について」から、日程第5「議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」の議案4件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済であります。これから、ただ今の議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第6「議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題と

します。

提案理由については説明済であります。これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岩元 涼一議員

8款1項9目担い手育成事業費の農村ポテンシャル発掘活用推進事業、事業主体は中津川公民館ということでございますが、この中津川区については地域活動、我が町におきましても先進的に取り組んでおられるところでございますが、これ農業文化いろんな面を総合してこの地域にどういうポテンシャルを持っているかとそういうものを調査しながら、例えば団体とかそういうものを育成していくのか、新しく何かを創造していくのか、どのような形で進めていこうと考えておられるかお聞かせください。

○担い手育成支援室長（寺脇 伸治君）

ただいま御質問のありました、農村と書いてむらのポテンシャル発掘活用事業であります、県のモデル事業として令和元年、平成31年度ということで新設をされた事業でありまして、県内5地区をモデル地区ということで県が指定をされまして、3カ年事業ということで実施をされます。

事業の要綱的な内容でいきますと、地域にある資源を磨き上げて商品化等にするということで、地域そして集落機能維持を図っていくということでありまして、そこにある有形無形含めて景観的なもの、それからそこにある資源、それを商品化へ結びつけると、そしてその商品化が金銭的な経済的な効果があらわれれば、その経済的な効果がその地域の活動資金等にも若干回るということで、地区の維持発展ということで、特に共生力、自助、共助、公助とありますが、共助的な力、そこに住む人たちがみずから資源を磨き上げてともに持続的に発展するということを狙いとされておりまして、中津川地区においては資源の自主財源の確保に努めて維持発展と、青少年の横断的な交流を進めると、それから伝統芸能を核とした地域の交流人口の増加と、この3つを掲げて進められるということになっております。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

説明資料のこの15ページの農政課畜産係のことでちょっとお伺いしますが、一般管理費の中でのこの平成23年度強い農業づくり交付金、補助金の返還ということで2,756万3,000円計上してあるんですけれども、この事業実施箇所、操業停止に伴う補助金の返還ということで書いてあるんですけれども、この内容をちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

○農政課長（四位 良和君）

議員御質問の関係についてであります、これについては平成23年度、24年度の繰越事業ですが、事業主体はマルイ食品株式会社であります。本町の平川地内において、この強い農業づくり交付金県補助金を受けて、事業総額は2億2,551万3,000円ですがこれ税抜き価格で、洗卵選別機の整備一式の事業を行っております。事業をスタートさせていらっしゃいます。

これが、その後平成31年12月末の操業停止ということが判明しました関係上、処分制限年期間が補助金の適正化に関する法律の中で、処分制限期間が10年ありましたが、この縛りの中で最終営業時点であります平成31年12月31日以降のその残存価格分、これを返納しなさいという命令が参りまして、今回この未操業部分に当たる部分を返納するものになった額であります。

す。

なお、歳入については事業主体がマルイ食品株式会社でありますので、歳入としてはこの額を全額受け入れ、そのまま県のほうにお返しするというものであります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第7「議案第56号 令和元年度さつま町介護保険
事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第8「議案第
57号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算
（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第7「議案第56号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び日程第8「議案第57号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済であります。これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から9月12日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室になっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月27日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前9時49分

令和元年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

令和元年 9月 27日

令和元年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和元年9月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	町民環境課長	丸 田 忠 君
保健福祉課長	櫻 伸 一 君	高齢者支援課長	有 村 哲 君
子ども支援課長	鍛冶屋 勇 二 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
代表監査委員	新屋敷 浩 君	監査委員事務局長	櫛 山 扶美子 君
消 防 長	田 中 俊 朗 君	教育総務課長	中 間 博 巳 君
学校教育課長	界 敏 則 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 0 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 5 1 号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について
- 第 3 議案第 5 2 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 5 3 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 5 議案第 5 4 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 5 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 7 議案第 5 6 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 5 7 号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 1 1 発委第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第 1 2 報告第 6 号 平成 3 0 年度さつま町一般会計継続費の精算報告について
- 第 1 3 報告第 7 号 平成 3 0 年度健全化判断比率の報告について
- 第 1 4 報告第 8 号 平成 3 0 年度資金不足比率の報告について
- 第 1 5 議員派遣の件
- 第 1 6 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和元年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

農業委員会会長から、本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、日程第2「議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について」、日程第3「議案第52号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第53号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第5「議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第6「議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第7「議案第56号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第8「議案第57号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から、日程第8「議案第57号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（上久保澄雄議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、「議案第52号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、「議案第53号 さつま町税条例等の一部改正について」、「議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分、「議案第56号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」以上の議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」であります。

地方自治体における非常勤職員の総数が全国的に増加傾向にあり、地方行政の重要な担い手と

なっている反面、任用の形態や勤務条件等が全国的に統一されていないため、会計年度任用職員制度が創設されるものであります。

本条例では、会計年度任用職員の給与、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、休日給などを規定し、令和2年4月1日から施行するものであります。

質疑の中で、会計年度任用職員の採用方法、任用期間、給与上の位置づけ、社会保険制度についていただきましたところ、採用方法としては、これまでどおり面接による選考を実施し、任用期間は原則会計年度内の1年限りであるが、再度任用することも考えられるとのことであります。また、給与上の位置づけについては、その職務に応じ、行政職給料表の1級または2級の一部を運用し、社会保険制度については、加入要件を満たすことで全国健康保険協会への加入となるとのことであります。

また、条例制定により、正規職員と会計年度任用職員との差が、余りなくなってくるように感じるが、正規職員と比較した処遇面等の考え方についていただきましたところ、国は同一労働、同一賃金を目指すとしているが、自治体としては労働内容が必ずしも正規職員と同じであるとは思えない部分がある。職務の内容や責任の度合いなどを、給与に反映すべきものと考えているとのことであります。

さらに、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、どの程度の予算措置が必要か、また、地方交付税等の措置についていただきましたところ、給料自体は改善を図る主旨から、幾らか増えると見込んでいる。詳細な金額までの試算はできていないが、給料が現状のままでも、期末手当等を中心に、少なくとも4,000万円程度は増えるのではないかと。また、今回の改正に伴う所要経費については、地方交付税で措置される見込みであるが、具体的にどの程度措置されるかは、現段階では不明であるとのことであります。

次は、「議案第52号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、社会において旧氏を使用しながら活躍する女性が増加している中、女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令等が改正され、氏に変更があった者が住民票等に旧氏の併記を求めることが可能となることから、印鑑登録原票等に申請があった旧氏を記載することができるよう、所要の改正を行うものであります。

質疑の中で、新、旧氏の両方を印鑑登録できるのかいただきましたところ、氏に変更があった場合、本人の希望があれば住民票等に旧氏が併記されるが、登録できる印鑑については1人1個であることから、新、旧氏のどちらか一方を登録することができるとのことであります。

次は、「議案第53号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、軽自動車税の税率の特例などを含めた税条例等の一部を改正するものであります。

質疑の中で、軽自動車の燃費性能等を偽り、納付すべき額に不足額があることを知った場合に10%の加算が生じるとあるが、購入者が負担すべきものなのかいただきましたところ、自動車メーカーによるデータ改ざんを想定しており、不足額が生じた場合は、国へ認定等申請したメーカー等が不足分に10%を加算して支払う義務が生じるが、購入者には影響はないとのことであります。

次は、「議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う条例の改正であり、本町には該当する施設がない大規模な施設に係る手数料額を変更するものであります。

質疑の中で、消費税増税に伴う改正ということだが、今回の改正により、町内で手数料等が変

更になる施設はないのかたしましたところ、消防法についての変更箇所は、貯蔵最大数量1万キロリットル以上の3区分についてのみであり、町内の施設の貯蔵量は最大でも2万リットル程度であるため、該当施設はないとのことであります。

次は、「議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」の関係分についてであります。

まず、歳出の2款1項総務管理費の関係であります。

4目広報広聴費については、南日本新聞社移動編集局の記事下部への広告掲載料として64万8,000円が計上されております。

質疑の中で、新聞広告の掲載方法についてたしましたところ、9月30日、月曜日の朝刊にさつま町移動編集局の記事が掲載されることに伴い、本町の観光・定住促進などのPRを行う広告を同紙面上へ掲載する予定であるとのことであります。

6目情報システム費については、本庁及び両支所等を結ぶ光ケーブルの修繕・移設料として120万円、民間の光ケーブル未整備地区へのアンケート回収費用として40万円が計上されております。

また、8目地域振興費については、プレミアム付き商品券を低所得者・子育て世帯に販売することで、消費税増税によって消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としており、当初、商工会へ販売・換金業務を委託する予定であったが、対象者の利便性を考慮し、販売業務を郵便局に変更するとのことであります。

委託先の変更に伴い、6,900人の2万円分、合計1億3,800万円が計上されており、この販売代金を郵便局から雑入で受け入れ、同額を扶助費として商工会へ支出するものであります。

13目財産管理費については、東善寺公民会に貸し付けている鶴田駐在所跡地の擁壁補修工事として91万6,000円を計上しております。

さらに、16目諸費については、集会施設の整備改修等について、2つの区公民館及び4つの公民会から申請があり、改修、解体及び新築等を行うもので、742万円が計上されております。

質疑の中で、バリアフリー化の重要性についてたしましたところ、高齢者や体の不自由な方等が円滑に利用できる建築物の整備促進は欠かせない事項であると認識しており、さまざまなニーズ等を考慮し、補助率の再考や補助区分の細分化等の必要性も踏まえ、検討していきたいとのことであります。

次に、3款1項2目老人福祉費については、いぬまき荘とほのぼの苑に送水する湯田泉源庫の温水ポンプ修繕費用等として、40万円が計上されております。

質疑の中で、いぬまき荘の利用者数とほのぼの苑の入居者数についてたしましたところ、平成30年度のいぬまき荘の利用者が1万3,671人で、このうち温泉利用者は7,225人、ほのぼの苑の入居者は現時点で70人とのことであります。

次に、3款2項児童福祉費の関係であります。

2目児童福祉費については、幼児教育・保育の無償化に伴い、発達支援施設の利用者負担を町独自で全額助成していた分を、給付費として支出する必要があるため、70万2,000円を負担金補助及び交付金から扶助費に組み替えるものであります。

また、3目保育所運営費については、幼児教育・保育の無償化に伴う、教育・保育給付費及び施設等利用給付費として、9,830万5,000円が計上されております。

質疑の中で、幼児教育・保育の無償化に伴い副食費の負担が発生する方もあると思うが、どのような対策をとっていく考えかをたしましたところ、対象者の把握や負担軽減等を検討し、今後対策を講じていきたいとのことであります。

次に、４款１項４目予防費については、インフルエンザ予防接種の費用助成について、町外の医療機関での予防接種を考慮し、予防接種受診者への一部助成５６６万円を、委託料から負担金補助及び交付金に組み替えるものであります。

次に、８款４項２目公園費については、観音滝公園内の建物施設の登記を行うための現況測量及び図面作成業務費用、並びに観音滝公園内の滝の宿、交流センター等の敷地、園内公衆用道路等の分筆測量をするための費用として、４７１万２,０００円が計上されております。

質疑の中で、分筆や町管理とする箇所等についてたまたましたところ、滝の宿、交流センター、駐車場等を区分して整理し分筆を行い、園内の公衆用道路などの水道管が埋設されている箇所は分筆し、町で管理していきたいとのことであります。

次に、９款１項３目消防施設費については、中津川分団旧２部車庫解体に伴うもので、民有地を無償借用して建築していたことから、廃止に伴って車庫を解体し更地として返却するため、設計業務委託料として１２万円が計上されております。また、消防団設備の充実について、チェーンソー２４台及びトランシーバー４０台を購入するため、備品購入費として１８６万２,０００円が計上されております。

質疑の中で、チェーンソーとトランシーバーの各消防分団への配備計画をたまたましたところ、現在２２分団で２３台の消防車両が配置されているが、チェーンソーは各分団１台ずつ配備され、合計２２台配備されている状況である。１車両ごとに２台ずつチェーンソーを配備する計画であるため、不足分の２４台を新規購入の予定であるとのことであります。また、トランシーバーについては、町合併時以降に整備したものが８３台あり、今回購入する４０台と合わせて、各分団の団員数に応じて４台から６台の配備を考えているとのことであります。

なお、歳入についてであります。今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、１億５,７９７万９,０００円が繰越金として計上されております。

また、地方債についてであります。災害復旧事業に２,４００万円を追加し、過疎対策事業を１,８００万円減額し、限度額を２億７,７００万円に、臨時財政対策債を４,２９７万２,０００円減額し、限度額を２億５,７０２万８,０００円に変更するものであります。なお、今回の補正により、今年度中の起債見込み額は６億４,４５２万８,０００円になるものであります。

次は、「議案第５６号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ１億１３９万４,０００円を追加し、予算の総額を３５億５,９１８万７,０００円とするものであります。

歳出では、前年度の給付費等の確定に伴い、国、県から概算払いされた負担金及び一般会計からの繰入金を返還するもので、国県への負担金８,０１２万７,０００円が計上され、町負担金２,１１８万円が一般会計繰出金として計上されております。

歳入では、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、１億１３５万１,０００円が繰越金として計上されております。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○文教経済常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは、文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について」、「議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分、「議案第57号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について」であります。

本条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されることから廃止しようとするものであります。

質疑の中で、幼稚園保育料の滞納状況についてたどしましたところ、全園児について納付がなされており、8月末現在で滞納はないとのことであります。

次は、「議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

3目農業農村振興費には、町の重点品目である湛水栽培による里芋の栽培に取り組んでおり、親芋の有効活用を図るため、ペーストやパウダー等の一次加工をすることで高付加価値化を図り、販売促進活動による農家の所得増を目的として、中山間地農業ルネッサンス推進事業費として250万円が計上されています。

質疑の中で、現在の作付面積についてたどしましたところ、水田に作付した分で平成28年度、29年度が4.9ヘクタール、平成30年度は9.2ヘクタールと面積を拡大してきているとのことあります。

9目担い手育成費には、農村地域の地域資源発掘に係る取り組みを支援し、地域資源等のリストアップと活用・情報発信等を行うことを目的に、農村ポテンシャル発掘・活用推進事業費として60万円が計上されています。事業主体は中津川区公民館で今年度から3カ年の継続事業とのことあります。

次に、7款1項商工費の関係であります。

2目商工振興費には、小売業等を営む中小事業者の店舗の整備を支援することにより、商店街等の振興に寄与することを目的に、小売業等店舗整備支援事業補助金として70万円が計上されています。

質疑の中で、店舗整備支援による費用対効果についてたどしましたところ、各個店の売り上げ額等の推移については把握していない。全体的には、人口が減少してきており、衣食住など基礎的な部分の消費需要も減ることから、厳しくなっていることが予想されるとのことあります。

7目移住定住促進費には、地方への移住定住促進を目的に、東京23区に5年以上の居住者や首都圏から東京23区へ5年以上通勤している方が地方に移住し、鹿児島県のサイトに登録された企業に就職された方に対し、かごしまU I J ターン移住・就業支援事業補助金として260万

円が計上されています。

質疑の中で、鹿児島県全体で取り組むようになっているが、県内の自治体による協議会等は設置されないのかたまたしたところ、現在のところ協議会を設置するという話はないとのことであります。

この回答を受けて、県との協議や先進地への研修などを実施し、各自治体の特色を生かして対象者に関心を持ってもらえるよう要請しました。

次に、８款２項道路橋梁費の関係であります。

２目道路維持費には、鶴田小学校と流水小学校の再編により通学路となる町道に歩道設置を行うための委託料５００万円が計上されています。

同じく、８款５項住宅費の関係であります。

１目住宅管理費には、経年劣化による観月台団地の屋根外壁塗装工事費９８０万円が計上されています。

質疑の中で、経年劣化で傷みの激しい住宅などは解体ということも考えていく必要があると思うが、今後の整備計画で解体などの計画も含まれているのかたまたしたところ、長寿命化計画に基づき、廃止するものと残していくものと分けているとのことであります。

次に、１０款２項小学校費の関係であります。

１目学校管理費には、佐志小学校プール改修工事費１，２７０万円が計上されています。

質疑の中で、設置されてから５３年が経過しており耐用年数も経過していると思うが、今後の計画についてたまたしたところ、緊急性等も考慮し、今回は改修で対応することとした。今後、大規模な改築等を行う必要がある場合は、多額の経費を伴うことから、学校施設等長寿命化計画にも掲載をしていく必要があるとのことであります。

また、更衣室やプールサイドについても傷みが激しいことから、これらの改修についても検討するよう要請しました。

同じく、１０款６項保健体育費の関係であります。

２目保健体育施設費には、安全に安心して利用してもらうために、宮之城トレーニングセンターのトイレ洋式化の修繕として、６５万円が計上されています。

質疑の中で、現在の和式トイレのスペースで洋式化の修繕を行うのかたまたしたところ、既存の和式トイレのスペースで修繕するとのことであります。

この回答を受けて、洋式化することで使いづらくなる場合も考えられるので、配置を考慮した使いやすいトイレ改修がなされるよう要請しました。

次に、１１款１項農林水産施設災害復旧費の関係であります。

１目農地・農業用施設災害復旧費には、６月２６日から７月４日に発生した豪雨により農地２０件、施設１５件の災害復旧工事関係費として４，８３５万円が計上されています。この中には、公共災害とならない小規模災害への町単独災害復旧補助金も含まれているとのことであります。

次は、「議案第５７号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」についてであります。

２１款１項２目配水及び給水費の修繕費については、当初予算で８５０万円計上していたが、年度当初に大口径の水道管漏水工事が多発したため、既に約５００万円を執行していることから、今後の漏水事故に備えて、今回増額補正をするとのことであります。

次に、４１款１項１目改良事業費には、五日町地区の水量・水圧不足を解消するための改良工事に伴う実施設計委託料として６００万円が計上されています。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、「議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第50号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について」から、「議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」までの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの4件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第51号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について」から、「議案第54号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」までの議案4件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第55号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５５号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第４号）」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第５６号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」及び「議案第５７号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」の議案２件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案２件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５６号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」及び「議案第５７号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」の議案２件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第９「議案第６１号 平成３０年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第１０「議案第６２号 平成３０年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第９「議案第６１号 平成３０年度さつま町歳入歳出決算の認定について」及び日程第１０「議案第６２号 平成３０年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」の議案２件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第６１号から議案第６２号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第６１号 平成３０年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

本決算につきましては、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、同条第３項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

国においては、平成３０年度において、経済再生なくして財政再建なしとした方針のもと、デフレ脱却、経済再生、歳入歳出改革という３つの改革の取り組みを確実に進めるとともに、地方が、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額を、平成２９年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保することを基本とした地方財政改革が講じられたところでございます。

本町の平成３０年度当初予算につきましては、当初予算は年間予算であるという基本的な考え方のもとに、選択と集中を念頭に、第二次総合振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略、

マニフェストを見据えた編成を行ったところであります。

なお、普通交付税の合併算定がえに伴う段階的縮減によりまして、さらなる減少が見込まれることから、行財政運営の透明性を高めながら、限りある貴重な財源を原資に、質の高い町民サービスを合理的、効果的に提供し、活力あるまちづくりのために町民の皆様と一体となりまして、さらに全力で取り組んでまいる所存でございます。

各会計の決算状況について申し上げますと、まず、一般会計でございますが、歳入決算額は151億8,052万6,000円となりまして、前年度と比べ6億1,247万4,000円、3.9%の減となったところでございます。

また、財源内訳におきましては、地方税や分担金及び負担金、使用料及び手数料などの自主財源が50億3,391万5,000円で、全体に占める割合が33.2%、一方、地方交付税や国県支出金などの依存財源が101億4,661万1,000円で、66.8%となったところでございます。

自主財源比率の全体に占める割合は、依然として低くなっておりまして、国県などの依存財源の割合が高いという状況には変わりございません。

一方、歳出の決算額におきましては、142億9,130万8,000円となり、前年度に比較しまして2億437万1,000円、1.4%の減となったところであります。

歳出決算額を性質別に見ますと、投資的経費や積立金及び物件費等が増となった一方で、貸付金、公債費、補助費等が減となりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支におきましては、8億8,921万8,000円となり、これから翌年度に繰り越すべき財源6,769万円を差し引いた実質収支は、8億2,152万8,000円の黒字となったところであります。

主な財政指標につきましては、経常収支比率が90.3%から91.4%ということで、1.1%上昇し好調化の方向に向かったところでございます。

この主な要因としましては、公債費、補助費等、繰出金等の経常経費が減少しておりますものの、普通交付税の大きな減ということで、経常一般財源が減ったという影響が大きいと考えられるところでございます。

また、実質公債費比率につきましては、公債費負担適正化計画に沿った取り組み等によりまして、平成30年度においても着実に改善をし、3年間の平均値が4.7%となりまして、現年度と比較しますと、さらに0.6%改善をいたしております。

基金の状況につきましては、財政調整基金が前年度決算積み立てを含めまして、571万4,000円の増ということで、特定目的基金においては、文化施設建設基金及び公共施設整備基金等を積み立てたことから、基金の総額では、5億5,945万3,000円の増で、89億3,166万1,000円となったところでございます。

次に、特別会計につきましてであります。まず、国民健康保険事業特別会計であります。

歳入決算額が33億2,558万5,000円、歳出決算額31億3,936万9,000円、差し引き1億8,621万6,000円の黒字となりました。安定した国保財政運営を図るために、国民健康保険基金2,003万6,000円を積み立てたところでございます。

歳出決算額の保険給付費総額におきましては、22億8,009万6,000円で、歳出全体の72.6%を占めております。前年度と比較しまして、6,144万3,000円、2.6%の減となりました。

今後におきましても、引き続き生活習慣病の早期発見、早期治療につなげ、さらに被保険者の生活改善につながるような個別面接型の保健指導を実施し、重症化予防に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入決算額3億2,813万5,000円、歳出決算額3億2,567万8,000円、差し引き245万7,000円の黒字となりました。

歳出決算額のうち、後期高齢医療広域連合納付金が3億1,410万1,000円ということで歳出全体の96.4%となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。

歳入決算額33億8,123万1,000円、歳出決算額31億9,881万8,000円、差し引き1億8,241万3,000円の黒字となっております。

歳出決算額におきましては、対前年度比較で2,249万5,000円、0.7%の増で、うち保険給付費の総額が28億2,065万円で、前年度比では592万3,000円、0.2%の増となっております。

また、介護認定者数におきましては、1,799名ということで、第1号被保険者の認定率は20.9%となっております。前年度と比較しまして、0.2%の増ということになりました。

今後におきましても、給付の適正化や介護予防、日常生活支援、総合事業などの充実を図りながら、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入決算額5,054万2,000円、歳出決算額4,413万円、差し引き641万2,000円の黒字となったところでございます。

また、加入戸数は411戸ということで、前年度に比較しまして15戸の増でございます。今後におきましても加入促進を図りながら、区域内の水質保全と生活改善、環境の向上に努めてまいります。

なお、平成30年度の具体的な施策、成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書のとおりでございます。

続きまして、「議案第62号 平成30年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。

上水道事業におきましては、年度末の現在、給水人口が1万9,768人ということで、前年度に比較しまして319人の減、年間給水量におきましても、214万6,446立方メートル、1万6,329立方メートルの減となっております。

経理の状況におきましては、収益勘定におきましては収益総額が、収入総額が4億1,127万円、支出総額が4億530万1,000円ということで、差し引き596万9,000円の純利益となったところであります。

平成30年度の純利益額は前年度に比べまして443万8,000円減少しておりますが、水道施設の維持管理経費あるいはこの減価償却費などの固定的な経常経費に対しまして、給水人口の減少ということで水道料金の収入の減少が大きな要因と分析をいたしているところであります。

資本的収支におきましては、収入総額が3,703万5,000円に対しまして支出総額は1億8,582万3,000円ということで、不足する額1億4,878万8,000円につきましては、損益勘定留保資金及び消費税調整額で補てんをいたしました。

主な施設整備につきましては、鶴田地区と佐志地区を連絡する水道管を新たに布設いたしました。平成30年度末で総合流通ができるようになったほか、老朽施設の更新としまして、船木、旭地区の送排水管や鶴田の中央地区の石綿管の入れかえのほか、大俣水源地及び白男川の水源地の取水ポンプの取りかえなどを行ったところであります。

水道事業につきましては、給水人口が年々減少をいたしております。その反面においては、や

はり施設の老朽化が進んでおりまして、経営環境というのは、年々厳しくなる傾向でございます。効率的な事業経営の推進によりまして、安心安全な水の供給に努めてまいります。

ただいま御説明申し上げました議案第62号につきましては、地方公営企業法第30条第3項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけまして、議会の認定をお願いしようとするものであります。

以上、平成30年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、住民福祉の向上及び社会資本の整備並びに水道事業の健全経営に努めてきたところでございます。

最後に、平成30年度の町政推進においても、各委員から御意見、御指摘等賜りましたことに深く感謝を申し上げますとともに、各会計決算について、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

決算にはなっておりますが、2点ほどお伺いをいたします。全般的な問題でございますが、地方交付税が、今回3億4,200万円ほど、平成30年度、減額になっておりますが、従来、調整があるということで、これは理解をいたしますけれども、現在も調整が続いているのか、これは一本算定と旧町同士の交付額であって、一本算定化する、その比較、その差額分なのか、その調整が終わったのかどうかということと、もう一点、県支出金ですね、4億5,600万円ほど減額になっておりますけれども、この主な要因だけを、2点ほどお知らせをいただきたいと思います。

○財政課長（原田 剛志君）

普通交付税の合併算定がえの関係でございますが、平成27年度から令和元年度、今年度まで合併算定がえの縮減がされております。縮減額は5年間です。平成27年から31年度までの5年間ににつきまして、約15億円程度縮減されているとなっておりますのでございます。

それと、県支出金の主な減でございますけれども、畜産クラスター事業とか、あるいは災害復旧事業費の支出金と、あるいは電源立地対策交付金等の減が主な要因でございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○新改 秀作議員

ここで動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案2件につきまして、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることを望みます。

○議長（平八重光輝議員）

新改秀作議員から、ただいま議題となっております、8人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありましたので、成立しました。

これから、本同動議を議題として採決します。

お諮りします。本動議のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております8人の委員で構成する決算特別

委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、上久保澄雄議員、柏木幸平議員、田野光彦議員、岩元涼一議員、川口憲男議員、宮之脇尚美議員、上園一行議員、岸良光廣議員、以上の8人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

△日程第11「発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第11「発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を議題とします。

意見書案文は配付してありますので、朗読を省略いたします。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任することに決定しました。

△日程第１２「報告第６号 平成３０年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」、日程第１３「報告第７号 平成３０年度健全化判断比率の報告について」、日程第１４「報告第８号 平成３０年度資金不足比率の報告について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１２「報告第６号 平成３０年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」から、日程第１４「報告第８号 平成３０年度資金不足比率の報告について」の報告３件を議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、報告第６号から報告第８号までを、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、報告第６号「平成３０年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」であります。

これは、平成２８年度に地方自治法第２１２条の規定に基づきまして、継続費を設定いたしました。デジタル防災行政無線整備事業が終了いたしましたので、同法施行例第１４５条第２項の規定により、別紙のとおり報告をするものでございます。

最後に、報告第７号「平成３０年度健全化判断比率の報告について」及び報告第８号「平成３０年度資金不足比率の報告について」であります。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、健全化判断比率を同法第２２条第１項の規定に基づき、資金不足比率を公表しようとするもので、いずれに付きましても、監査委員の意見を付して議会に報告をいたすものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、報告第６号「平成３０年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

次に、報告第７号「平成３０年度健全化判断比率の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

続きまして、報告第８号「平成３０年度資金不足比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、報告３件を終わります。

△日程第１５「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１５「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条の規定により、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定しました。

△日程第１６「閉会中の継続調査の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１６「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じ、令和元年第３回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時３３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 岩 元 涼 一

さつま町議会議員 朝 倉 満 男

